

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

大阪物療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	52
基準 5. 経営・管理と財務	63
基準 6. 内部質保証	75
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	79
基準 A. 医療人育成	79
基準 B. 社会連携・社会貢献	86
基準 C. 研究活動・学界活動	88
V. 特記事項	90
VI. 法令等の遵守状況一覧	91
VII. エビデンス集一覧	103
エビデンス集(データ編)一覧	103
エビデンス集(資料編)一覧	103

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大阪物療大学の建学の精神と教育目標

(1) 建学の精神

大阪物療大学を設置する学校法人物療学園の創立は、昭和 8(1933)年に「物療学院」としての創設に始まる。90 余年前の「物療学院」の創設者は、田中金造博士である。田中は、戦前での学院創設にあたり、「之科學為報國修(これ科学を国に報いる為に修む)」の言葉を記し、科学(物理療法)を学ぶ上で、そのあるべき精神を漢文として表した。平成 23(2011)年に開学した大阪物療大学においても、この言葉を建学の精神として受け継いでいくことと定め、この言葉の意味を「科学というものは(それを学ぶことが自己目的でもなければ、自分の利益・利得のために学ぶものでもなく)自分を育ててくれた国や社会や人々の恩に報いる為に修めるものである」と理解し、入学式での学長式辞及び学内掲示等により周知を徹底している。この建学の精神は、本学保健医療学部で医療人教育の考え方の根幹として受け継がれており、学生、教職員全員を対象として全学に浸透している。

(2) 大学の基本理念

本学は、「之科學為報國修」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること。」を教育理念としている。

本学は、学園の伝統的な教育理念を踏まえ、放射線医学分野が人間を対象とする学問であることから、「人間教育」の考え方を基本として、専門分野に関する知識と技術の習得に加えて、幅広い視野と豊かな人間性を兼ね備えた人材の育成を目指し、地域社会における人材需要の要請に応えることを目的として設置している。

2. 大阪物療大学が目指す大学像

(1) 本学の「使命・目的」について

勅令「私立学校令」に則り、昭和 8(1933)年、初代校長田中金造博士により設立された「物療学院」は、昭和 26(1951)年に「大阪物療専門学校」に校名を改称した。以来、医療現場に数多くの優秀な人材を輩出している。その後、放射線医療現場における、より専門的な知識や技術を持つ診療放射線技師の専門教育の必要性、診療放射線技師の高学歴志向、地方自治体や職能団体からの要望等、社会の要請に応えるため、平成 23(2011)年 4 月、「大阪物療大学」を開学したものである。

「大阪物療大学学則」(以下「学則」という。)第 1 条において規定しているとおり、政令指定都市圏における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを本学の目的と定めている。具体的には、人間教育の考え方を基本として、放射線医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得に加えて、幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力、他者との協調・協働力、継続的な自己研鑽力、研究能力を身につけた職業人を育成することで、地域医療の向上に寄与することを目指している。

(2) 本学の個性・特色について

近畿圏に存在する診療放射線技師を養成する大学は5大学、大阪府下で3大学と多くない。本学はそのうちの、大阪府下唯一の単科大学である。保健医療学部の目的は「大阪物療大学保健医療学部規程」（以下「学部規程」という。）第2条に定めた「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与するとともに、地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元すること」である。また、同第3条では診療放射線技術学科の目的を「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与すること」と定め、開学前の大阪物療専門学校の伝統である社会の要請に積極的に対応できる人材育成による社会貢献の精神を現在も受け継いでいる。

その上で、教育課程を「基礎教育」と「専門教育」に区分し、うち「基礎教育」は、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」における「各専攻分野を通じて培う「学士力」～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～（平成20（2008）年12月24日付け）」と、本学における人材養成の目的を達成するための具体的な資質と能力を踏まえ、人類の文化や社会、自然科学に関する知識の理解と、知的活動でも職業生活や社会性でも必要となる汎用的な技能を習得し、生命尊重を基盤とした豊かな人間性と高い倫理観を備え、的確な意思疎通により対人関係を形成できる能力を養うこと、つまり本学が目指す「人間力を育てる教育」を目的とした科目群で編成されている。

これらのように、学部、学科が担う機能としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組むことを特色としている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 8(1933)年	8 月	初代校長田中金造を設立者として勅令私立学校令により私立物療学院設立許可を得る
	9 月	私立物療学院開校
昭和 9(1934)年	3 月	大阪府大阪市住吉区に校舎完成
	3 月	校名を大阪物療学校に改称
昭和 10(1935)年	4 月	エックス線と物理療法全般並びに関連医学の学術技能を教授する許可を得る
昭和 26(1951)年	6 月	校名を大阪物療専門学校に改称
昭和 28(1953)年	2 月	診療エックス線技師養成所として厚生大臣より指定を受ける
昭和 29(1954)年	4 月	第一本科設置
昭和 30(1955)年	4 月	第二本科設置
昭和 33(1958)年	8 月	第二代校長に田中崇宣就任
昭和 44(1969)年	4 月	大阪府大阪市阿倍野区に阿倍野校舎完成
昭和 46(1971)年	3 月	診療放射線技師養成所として厚生大臣より指定を受ける
	4 月	第一専攻科設置
昭和 48(1973)年	10 月	学校創立 40 周年記念式典挙行
昭和 50(1975)年	4 月	第二専攻科設置
昭和 52(1977)年	4 月	専修学校設置基準の制定に伴い、専修学校としての許可を受け、医療専門課程設置認可を得る
昭和 53(1978)年	4 月	第一・第二放射線科設置
昭和 55(1980)年	3 月	第一・第二本科廃止
昭和 56(1981)年	3 月	第一・第二専攻科廃止
昭和 60(1985)年	10 月	学校法人物療学園設立 初代理事長に田中崇宣就任
昭和 63(1988)年	9 月	大阪府堺市鳳に新校舎(現：大学 1 号館)完成移転
平成 5(1993)年	8 月	学校創立 60 周年記念式典挙行
平成 7(1995)年	3 月	1994 年度卒業生より専門士(医療専門課程)の称号授与開始
平成 11(1999)年	5 月	大阪物療専門学校第三代校長に田中博司就任
	6 月	第二代理事長に田中信行就任
平成 13(2001)年	4 月	第一・第二放射線科を第一・第二放射線学科に改称
平成 14(2002)年	4 月	大阪府堺市下田町に第二校舎(現：大学 4 号館)完成
	4 月	理学療法士・作業療法士養成施設として厚生労働大臣より指定を受ける
	4 月	第一・第二理学療法学科設置

大阪物療大学

	4月	第一・第二作業療法学科設置
平成 16(2004)年	4月	学園本部校舎開設(情報処理室併設)
	12月	イングリッシュガーデン完成(現：大学1号館)
平成 18(2006)年	4月	第三代理事長に田中博司就任
平成 20(2008)年	6月	鳳東町運動場完成
平成 22(2010)年	10月	大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置認可を得る
平成 23(2011)年	3月	大阪物療専門学校第二放射線学科、第二作業療法学科 廃止
	4月	大阪物療大学 開学 大阪物療大学初代学長に田中博司就任 大阪物療大学保健医療学部診療放射線技術学科設置
平成 24(2012)年	3月	大阪物療専門学校第二理学療法学科、第一作業療法学科 廃止
	4月	大阪物療専門学校第四代校長に遠藤忠保就任
平成 25(2013)年	3月	大阪物療専門学校の廃止の認可を得る
	3月	大阪物療専門学校第一放射線学科、第一理学療法学科 廃止
	3月	大阪物療専門学校 閉校
平成 27(2015)年	3月	大阪物療大学 第1期生 卒業

2. 本学の現況

(1) 大学名 大阪物療大学

(2) 所在地

1号館	大阪府堺市西区鳳北町3丁33
2号館	大阪府堺市西区鳳北町3丁13-1
3号館	大阪府堺市西区鳳東町4丁410-5(法人本部)
4号館	大阪府堺市西区下田町23-1
鳳東町運動場	大阪府堺市西区鳳東町5丁478番ほか

(3) 学部構成

学部名	学科名
保健医療学部	診療放射線技術学科

(4) 学生数 (令和 6(2024)年5月1日現在)

【大学】

(単位：人)

保健医療学部	収容定員	在学生数	1年次	2年次	3年次	4年次
診療放射線技術学科	320	339	67	116	58	98
合計	320	339	67	116	58	98

(5) 教員数 (令和 6(2024)年5月1日現在)

【保健医療学部】

(単位：人)

教授	准教授	講師	助教	合計
12	2	5	2	21

(6) 職員数 (令和 6(2024)年5月1日現在)

(単位：人)

種別	専任	嘱託	臨時	合計
大学	18	2	1	21
法人	2	0	0	2

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

物療学園(以下「学園」という。)の目的は、「学校法人物療学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。)第3条に「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする」と明確に定めている。【資料 1-1-1】

また、学則第1条に、大阪物療大学(以下「本学」という。)の目的を「大阪物療大学は、「之科学為報國修(これ科学を国に報いる為に修む)」という建学の精神に則り、「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成することを教育理念とする」と定め、政令指定都市界における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究するとともに、豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図り、もって地域社会における医療の発展並びに人々の健康の保持・増進に貢献することを目的とする」と具体的にかつ明確に定めている。【資料 1-1-2】

さらに、学則第4条に、学部及び学科の教育研究上の目的を、「保健医療学部診療放射線技術学科は、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に資する有為な人材の育成を目的とする」と明確に定めている。【資料 1-1-2】

1-1-② 簡潔な文章化

建学の精神や目的については、本学ホームページ等に公表しているほか、「学生便覧・履修要項」や「大学案内」、「学生募集要項」等にて学生や保護者に向け、その意味や内容を具体的且つ明確に簡潔な文章で説明する工夫をしている。また、大学ポートレートに参加し、「大学の目的」「学部の目的」「学科の目的」にもその内容を記載しており、本学の使命・目的及び教育目的は具体的且つ明確で、簡潔な文章化により広く周知されているといえる。

【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の最大の特徴は、保健医療学部診療放射線技術学科のみの単一学部単一学科から構成される点であり、組織としての研究対象とする中心的な学問分野を保健衛生学分野における放射線医学分野としている点である。診療放射線学に関する教育と研究を通じて、卒業を認定された者に「学士(診療放射線学)」の学位を授与し、最終的には診療放射線技師を養成することを目的としている。【資料 1-1-8】

特に、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、放射線医学分野における教育研究と診療放射線技師の養成による「幅広い職業人養成機能」と「特定の専門的分野の教育・研究」、「社会貢献機能」に重点を置いて教育研究に取り組んでいることも、特色として挙げられる。

具体的には、学部規程第2条に定められているように、「専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与する」こと、「地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元する」ことを学部の特色とし、また学科としては「放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与する」ことを特色としている。【資料 1-1-9】

学部規程に定められ明確化された教育研究上の目的・特色は、本学ホームページに掲載するだけでなく、大学ポータルサイトの活用及び「大学案内」や「学生便覧・履修要項」に明示する等、情報公開に努めている。これにより、在学生・教職員はもとより受験生や保護者ほか一般の方々に明示しているといえる。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

【資料 1-1-10】

数万人の学生が在籍するマンモス大学と比べ、1学年定員80人と小規模大学だからこそできる少人数教育にも取り組んでいる。1～3学年を縦割りで見学人に分け、それぞれに担任教員を2人ずつ配置しており、学生一人ひとりに専門知識・技術に限らず、「人間教育を根幹とした人材の育成」を目指した、きめ細かい指導・サポートを実践している。さらに、入学前からの基礎教育により、学生が円滑に専門分野のカリキュラムに取り組めるよう、入学時点での学力の向上を図るための入学前教育を行っている。また、入学後に、理数系の成績に不安のある学生でも自信を持って講義を受けられるよう、重要な基礎科目の専任教員を複数人配置するなど、必要に応じて基礎学力レベルを高めるための工夫を手厚く行っている点も本学の特色といえる。【資料 1-1-11】【資料 1-1-12】

1-1-④ 変化への対応

令和4(2022)年2月、理事会により決議された「中・長期計画(2020年度～2029年度)」(以下、「中・長期計画」という。)に示されているように、年々進む少子高齢化など社会構造が大きく変化する中で、本学が発展し続けるためには、その役割を改めて検討し、時代や社会のニーズを踏まえて教育・研究・社会貢献に取り組まなければならない。

また、その教育・研究機能を通じて、これまで以上に地域社会への貢献を果たすことが社会的使命となっている。近年、医療技術者は役割や責任の拡大により、豊かな人間性や高い倫理観、対人関係能力が求められていることから、本学の教育理念「新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」はまさしく現代の社会環境の変化に順応した理念といえる。【資料 1-1-13】

また、令和 4(2022)年度入学生よりカリキュラムの再編を行い、学部規程や「大阪物療大学保健医療学部履修規程」に定めている。診療放射線技師に対し社会が求める教育の質を確保するための改善を適時適切に行い、組織的に教育効果を高めることにより、時代の変化に対応している。【資料 1-1-9】【資料 1-1-14】【資料 1-1-15】

◆エビデンス集 資料編

【資料 1-1-1】 学校法人物療学園寄附行為

【資料 1-1-2】 大阪物療大学学則

【資料 1-1-3】 本学ホームページ「建学の精神」「教育研究上の目的」

<https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/spirit.html>

<https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/purpose.html>

【資料 1-1-4】 学生便覧・履修要項 2023 p. 4

【資料 1-1-5】 大学案内 2024 p. 30

【資料 1-1-6】 2024 年度 学生募集要項 p. 3

【資料1-1-7】 大学ポートレート

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html>

【資料 1-1-8】 大阪物療大学学位規則

【資料 1-1-9】 大阪物療大学保健医療学部規程

【資料 1-1-10】 大学ポートレート

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category02/00000000524001000.html#02>

【資料 1-1-11】 本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」

https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html

【資料 1-1-12】 本学ホームページ

<https://www.butsuryo.ac.jp/feature/feature01.html>

【資料 1-1-13】 中・長期計画(2020 年度～2029 年度)

【資料 1-1-14】 大阪物療大学保健医療学部履修規程

【資料 1-1-15】 カリキュラムマップ

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的を、今後も引き続き、教職員や本学学生はもちろんのこと受験生やその保護者を中心に広く周知していく。

設置の趣旨及び目的等が活かされるよう、引き続き、毎年度事業計画に基づき確実に実行していくとともに、学園が大学本来の使命を果たし、社会の発展に貢献していくために、教育の質を確保し、時代を切り拓く取組みに挑んでいく。

個性・特色については本学ホームページや大学ポートレートの活用及び大学案内等の各種資料に明示し、法令に適合している本学の使命・目的及び教育目的に沿って組織を運営する。昨今は社会が診療放射線技師に求める教育の質を確保するため、教育課程の変更を行ったが今後も必要に応じて社会環境の変化に対応できる改善を検討し実施していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的については、学則第1条及び第4条に定めている。学則の変更については、教授会及び大学運営会議の議を経て理事会にて行われることから、学園の役員・教職員の意見が十分に反映される体制の下、使命・目的等を策定していると言える。また、役員・教職員が共有してその意識を保ち、継続して浸透が図れるよう取り組んでおり、理解と支持を得ている。

具体的な取組みとして、教員に対して、入職前の大学教員説明会において建学の精神と教育の理念に基づく本学の教育目的について説明を行い、理解を得ている。更に事務職員については、入職時のインシャルトレーニングにおいて「学校法人物療学園規程集(以下「規程集」という。)」を配付し、寄附行為をはじめ学則等重要な規程について研修を行い、実務に活かすべく理解を深めている。特に、建学の精神を具体的に理解し実践するため、教職員だけでなく学生も対象として、本学校舎内や学園本部前、本学ホームページ、大学ポर्टレート等に明示し、その理解を促すために広く周知している。また、教職員として業務に携わる上で重要な認識においては、定期的に教職員に実施されるFD研修及びSD研修で確認している。また、日常的に継続性を保つため、教員会議、事務連絡会、朝礼等を効果的に利用し周知することで意識の持続及び継続を図っている。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】 【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】

役員は、理事会において自己点検評価・報告書、募集要項、事業計画書、事業報告書、大学案内、中・長期計画、ホームページ等により、建学の精神に基づいた本学の教育目的の理解が適切に行われていること、その教育目的が継続的に且つ有効的に教育内容に反映されていることを理解し支持している。各役員は、規程集を携帯して理事会に臨み、内部規程についてその内容を十分に理解し、教育目的が規則等に合致し、有効に働いていることを確認して判断を下している。【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】 【資料 1-2-7】 【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】 【資料 1-2-10】 【資料 1-2-11】 【資料 1-2-12】

1-2-② 学内外への周知

本学新生に対して、入学式での学長式辞や新生オリエンテーション等において本学における建学の精神の周知を図っている。在学生に対しては、学内の掲示を通して、継続的に周知を図っている。

教職員に対しては、本来であれば全教職員を一堂に会し「中・長期計画」を伝達すると

ころではあるが、コロナ禍での密を避けるため、大学ホームページに公開し、これに向けて進めていくよう伝達した。

本学ホームページや大学ポートレート等ウェブ上での周知、「学生便覧・履修要項」、「大学案内」等の刊行物を通して、また、「オープンキャンパス」や地域貢献としての「市民公開講座」等の機会を通して学外への周知に努めている。【資料 1-2-4】 【資料 1-2-5】 【資料 1-2-11】 【資料 1-2-13】 【資料 1-2-14】 【資料 1-2-15】

1-2-③ 中長期的な計画の反映

本学の中・長期計画は、令和 4(2022)年 2 月に理事会で審議されており、基本方針が決議されている。この中・長期計画は、理事長のリーダーシップに基づき、使命・目的に基づく将来構想を踏まえ策定している。中・長期計画には、「「之科學為報國修」(これ科学を国に報いるために修む)という建学の精神に則り、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成します。」と明記している。教育の理念についても、「本学の教育の理念「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」に基づき、高度な知性・技術と豊かな人間性とを兼ね備えた人材を育成します」と明記している。さらに、具体的計画内容についても、これらの建学の精神と教育の理念を踏まえて策定され、記載されている。以上のことから、使命・目的及び教育目的は、中・長期計画へ明確に反映されているといえる。【資料 1-2-12】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

3つのポリシーについては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを次のとおり定めている。【表 1-2-1】

【表1-2-1】 3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

- 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
- 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。
- 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身につけ、医療の向上に寄与できる能力を持っている。

カリキュラム・ポリシー

- 1 革新進歩し高度化する保健医療に柔軟に対応できる幅広い基礎的・専門的な知識と技術を身につける。
- 2 高い医療倫理観を養い、対人関係における意思疎通力と指導力を身につけ、医療環境への適正維持・安全管理技術を修得する。
- 3 チーム医療体制における医療スタッフとの協調・協働姿勢を涵養し、医療向上に貢献できる研究・研鑽力を身につける。

アドミッション・ポリシー

- 1 保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人
- 2 目標へ向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人
- 3 信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人

これら3つのポリシーは、中・長期計画に明記されているほか、学生募集要項、本学ホームページ、大学ポートレートに示され、広く社会に周知されている。【資料 1-2-12】【資料 1-2-16】【資料 1-2-17】【資料 1-2-18】【資料 1-2-19】

各ポリシーの項目は、「柔軟で幅広い視野に立った高度な専門知識・技術を教授研究すること」、「豊かな人間性と知性を兼ね備えた実践力に富む有為な人材の育成を図ること」、「地域社会における医療の発展並びに人々の健康の維持・増進に貢献すること」という本学の教育研究上の目的を達成すべく設定されている。このことから、使命・目的及び教育目的は、3つのポリシーにも明確に反映されているといえる。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

学部・学科の教育研究組織は、使命・目的及び教育目的を達成するために、専任教員のうち10人が診療放射線技師である(令和6(2024)年5月1日時点)。基礎科目の教授においては、約80人の新生生に対して2人の数学・物理系専任教員が教授し、基礎教育の充実を図っている。さらに、幅広い職業人の育成を目的に他の教養科目においても、専任教員と兼任講師の採用により、広い視野を持つ人間教育に欠かせない科目を担う人材を配置して

いる。また、医療分野における研究機関・メーカー出身者等の教員を積極的に採用することにより、機器学・工学分野における専門的知識に関する基礎教育が充実し、臨床での実践力に富む有為な医療職人材の育成が可能となっている。【資料 1-2-20】

◆エビデンス集 資料編

【資料1-2-1】 学校法人物療学園規程一覧

【資料1-2-2】 学校法人物療学園寄附行為

【資料1-2-3】 大阪物療大学学則

【資料 1-2-4】 本学ホームページ「建学の精神」「教育研究上の目的」

<https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/spirit.html>

<https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/purpose.html>

【資料1-2-5】 大学ポータル

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html>

【資料1-2-6】 SD研修記録

【資料1-2-7】 自己点検評価・報告書 2021年度～2022年度

【資料1-2-8】 2024年度 学生募集要項 p.3

【資料1-2-9】 学校法人物療学園 2023年度事業計画書

【資料1-2-10】 学校法人物療学園 2023年度事業報告書

【資料1-2-11】 大学案内2024

【資料1-2-12】 中・長期計画(2020年度～2029年度)

【資料1-2-13】 学生便覧・履修要項 2023 p.4

【資料1-2-14】 オープンキャンパス開催一覧

【資料1-2-15】 2023年度事業報告書 p.13(市民公開講座開催一覧)

【資料1-2-16】 本学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」

https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html

【資料1-2-17】 本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」

https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html

【資料1-2-18】 本学ホームページ「アドミッション・ポリシー」

https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html

【資料 1-2-19】 大学ポータル

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000524001000.html>

<https://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000524001001.html>

【資料1-2-20】 本学ホームページ「学園情報」

https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/

(3)1-2 の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び教育目的を有効に実践するために必要なことは、建学の精神に基づいて明確に定めている教育理念のもとで、事業計画を踏まえてその目標を達成するために着実に履行していくことである。今後も継続的に努力を重ね、その使命・目的に沿って実践し、更なる改善を加えていく。

【基準1の自己評価】

建学の精神に基づいて明確に定めている教育理念のもとで、事業計画を踏まえてその目標を達成使命・目的等が簡潔に明確に示されている。また、それらは、学内外に周知されており中長期計画、三つのポリシーなどに反映されており基準1を満たしている。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1)2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2)2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、人間教育の考え方を基本とし、放射線医療の高度化や専門性の特化に対応するための知識と技術の習得を目的としている。それを踏まえて医療現場に携わる職業人として求められている幅広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力、他者との協調・協働力、継続的な自己研鑽力、研究能力を身につけた職業人を育成することで、地域医療の向上に寄与することを目指している。このような教育目的及び育成する人材像に照らしてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、これらの両方針を踏まえて入学者受入れのために表2-1-1に示すようなアドミッション・ポリシーを策定している。【表2-1-1】

【表2-1-1】大阪物療大学アドミッション・ポリシー

【大阪物療大学アドミッション・ポリシー】

- 1 保健医療技術分野への進学に関して確かな目的意識を持っている人
- 2 目標へ向かって意欲的・継続的に自ら学ぶ姿勢を持ち続ける人
- 3 信頼される医療人を志す者として責任ある行動をとりつつ、素直な人間関係を築ける人

本学のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項に明記し受験生へ周知している他、本学ホームページや大学案内へも掲載し、一般へも広く公開している。また、受験生や保護者を対象としたオープンキャンパスやフリーキャンパスでは、大学紹介の際にこの内容について説明する他、大学案内と学生募集要項の配布も行っている。【資料2-1-1】【資料2-1-2】【資料2-1-3】

また、主な募集対象となる地区にある高等学校や予備校に対し、大学案内と学生募集要項を配布する他、近畿地区を中心に本学の教員及び入試課職員による高校訪問の実施、高校内進学相談会への積極的な参加等、様々な機会を通してアドミッション・ポリシーの周知に努めている。【資料2-1-4】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜は、学校推薦型選抜、一般選抜、および社会人選抜を実施している。アドミッション・ポリシーに沿って公正且つ適切に学生受入れを行うために、入学試験ではすべての選抜区分に筆記試験に加え全員に面接試験を課し、医療人を志すことに対する意欲や他者とのコミュニケーション能力等を確認することで、総合的に判断している。

また、学校推薦型選抜を2回、一般選抜を3回に分け実施することで、学生受け入れ機会の拡大を図っている。更に、学校推薦型選抜前期及び一般選抜中期では、受験科目を数学Ⅰもしくは生物からの科目選択とすることで、理系・文系問わず、より幅広い学生の受入れを図っている。【資料 2-1-5】

なお、入試問題の作成については、「大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程」第5条に基づき、入試委員長によって指名された教員が作成及び相互チェック、入学試験後の答案の採点を行っている。また、入試委員会主導のもと、入試業務に関する各種マニュアル等を作成し、公正且つ適切な学生受入れを堅持する体制づくりを行っている。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】

入学試験終了後には、実施した試験の妥当性、有効性に関する総括的な検証が入試委員会にて行われ、次年度入学の改善に活かされている。【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学生受入れ数については、直近での過去5年間における入学定員に対する入学者の平均比率は111%と130%未満であり、概ね適切に維持している。しかし、令和6(2024)年度入試においては【共通基礎様式2】のとおり定員を下回る結果となった。【データ編：共通基礎様式2】

◆エビデンス集 資料編

【資料 2-1-1】 2024年度 学生募集要項 p.3-4

【資料 2-1-2】 本学ホームページ「アドミッション・ポリシー」

https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html

【資料 2-1-3】 オープンキャンパス開催一覧

【資料 2-1-4】 2023年度 高校訪問件数実績

【資料 2-1-5】 入試概要の変遷

【資料 2-1-6】 大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程

【資料 2-1-7】 入試におけるミスを防止するための入試マニュアル・チェックリスト

【資料 2-1-8】 入試委員会関連資料

【資料 2-1-9】 本学ホームページ「アセスメント・ポリシー」

https://www.butsuryo.ac.jp/concept/ass_policy.html

◆エビデンス集 データ編

【共通基礎様式2】 学部・学科の学生定員及び在籍学生数

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

入学者選抜について、志願者の動向や社会背景を踏まえ、選抜方法や実施体制の見直しを継続して行い、入学定員を満たす学生確保ができるよう改善と検証を行っていく。とくに令和 6(2024)年度入試においては、定員未充足となった結果に対し原因の検証を行い、入学定員確保に向けた更なる学生募集活動の強化を検討していく。

また、在学生、教職員による参加者へのきめ細かい対応を意識したオープンキャンパスの開催やホームページ活用、DM 等による定期的な情報発信を推進していくことで、アドミッション・ポリシーの周知と認知度向上を図っていく。更に、教職協働による高校訪問や高校内進路相談会などの広報活動を通じて、情報提供及び意見交換を密に行うことで、本学への理解を深め、安定した入学者数の確保と適切な学生受入れに努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

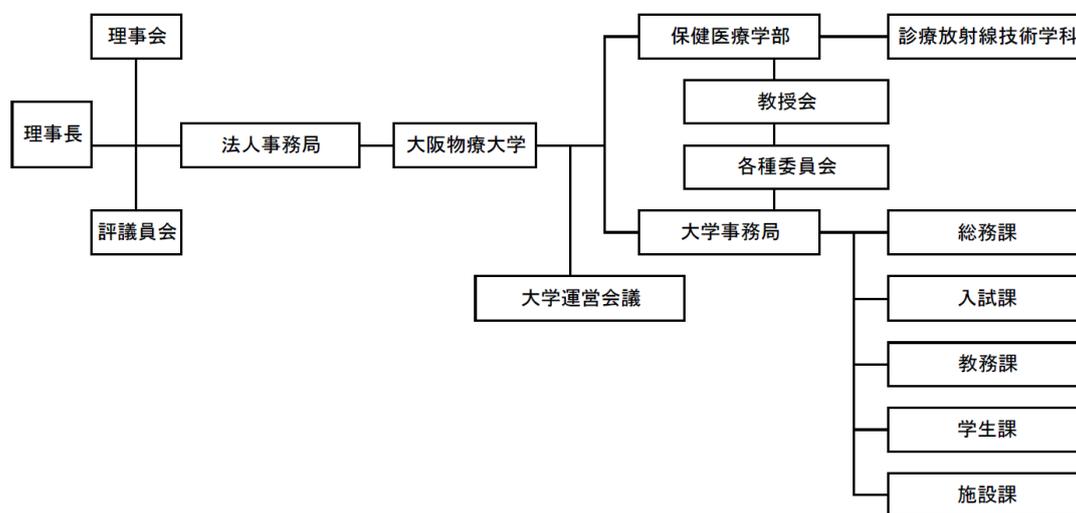
(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では学部附属の各委員会の構成員を教員と職員とで構成しており、学部における教育・研究に関するあらゆる事項について、教職員が協働し、取り組んでいる。【図 2-2-1】



【図 2-2-1】 学校法人物療学園組織概要図

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では入学予定者に対し、「入学前学習」を実施しており、入学前から学修支援を始めている。入学前学習を実施することで、特に高等学校等で数学Ⅱや物理、化学、生物を履修していない入学予定者が、入学後スムーズに本学の教育課程に取り組めるよう学修の基盤づくりを支援している。具体的には、「数学」「物理」「化学」「生物」の4科目の課題を

計2回送付し、入学予定者から提出のあった解答に対して担当教員が添削したものを返送し、フィードバックをしている。さらに、3月に本学で開催される学習会では確認テストと解説を行い、ひとりひとりの理解度を把握することで、入学後の基礎科目教育及び学修支援に活かしている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

また、大学と保護者の両側面から学生を支援することを目的に、入学時に担任教員と保護者の懇談の場を設けている。令和3(2021)・令和4(2022)年度はコロナ禍により中止していたが、令和5(2023)年度から再開し、大学と家庭の両面から学生をサポートする環境づくりを行っている。特に1～3年次生は少人数担任制をとっており、担任2人あたり各学年につき10人前後の学生を受け持つことで、1年次生の入学直後に学生が直面する様々な問題(学修面だけでなく、生活環境やメンタル面も含む)や、2～3年次生の大学生活や学修に関する問題などについて迅速に支援を行う体制を整えている。4年次生に関しては希望した研究室に配属され、研究室責任者が学生をサポートしている。4年次に留年した学生に対しては卒業および国家試験合格を目標とした特別クラスを編成し、令和4(2022)年度は6人の教員が、令和5(2023)年度5人の教員がクラス担当となり学修面、生活面に対し学生のサポートを行った。また、各学年に学年主任を置き、スムーズな情報共有・対応に努めている。【資料 2-2-3】【表 2-2-1】

【表 2-2-1】 学年と担任数(令和5(2023)年度前期)

	1年	2年	3年	4年
担任数	19人	19人	19人	22人
1クラスあたりの学生数	10～11人	9～12人	5～14人	2～8人

【表 2-2-1】 学年と担任数(令和5(2023)年度後期)

	1年	2年	3年	4年
担任数	19人	19人	19人	21人
1クラスあたりの学生数	10～11人	8～11人	5～14人	2～8人

担任は受け持ち学生の時間割と出席状況を学内システムで確認し、出席状況が良好でない学生には直接の声かけやメールでの迅速なフォローを行い、場合によっては保護者への連絡等も行っている。学期ごとの成績発表やオリエンテーション等にも担任が同席し、学生の単位修得状況の確認や履修指導を行うとともに、特にGPA(Grade Point Average)2.0未満の学生には個別面談を実施するなど、きめの細かいサポートを実施している。また、学期の期初と期末には、ポートフォリオ面談も実施し、担任が学生の生活状況・学修状況等の把握とアドバイスをし、学生と密にコミュニケーションをとりながら信頼関係の中で必要に応じた支援を行う体制づくりをしている。4年次生については、診療放射線技師国家試験に向けた模擬試験を複数回実施し、模擬試験実施後には科目ごとの解説講義を実施している。また、科目ごとの点数や成績の推移に関するデータシートを個々の学生に配

布し、担任との面談を通じて学修計画や学修方法の改善に役立てている。令和 2(2020)年度以降に導入した、「模擬試験毎に自己採点させ自己分析に活用させる」本学独自の方法の利用により、教員ごとに異なる指導ではなく、教員間の共通認識を持たせ、また、方向性の揃った指導が展開できている。その結果、学生の学修方法のさらなる改善や効率化に利用されている。模擬試験の成績推移は保護者に送付し、成績が伸び悩む学生については、保護者を含めた三者面談を実施することで、生活環境を含めた学修環境の改善に取り組んでいる。このような取組みが、成績不良による留年や退学を未然に防ぐ体制づくりにつながっていると考えている。令和 5(2023)年度は例年のように全員出席の国試対策講座の開催ではなく、学生を主体とした自身の学びたい科目を選択し受講する予備授業として国試対策講座を開講した。強制された学びではなく、自ら考え実行する学生の育成に繋げていく。令和 5(2023)年度以降はコロナの影響が少なくなったことにより、対面による面談を基軸とし、学生との密なコミュニケーションを維持することに努めた。また、ポートフォリオ面談に関しても対面による「見える面談」を再開し実施している。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

その他に学生の日々の学修をサポートする制度として、オフィスアワーを設けており、半期ごとに担当教員と曜日・時間帯・実施場所を掲示にて学生に周知している。オフィスアワー以外にも学生が教員へ連絡をとり、質問ができるよう、学舎と教員の研究棟をつなぐ専用電話を設置し、学生が自由にアポイントをとり相談や質問に行くことができる環境を整えている。さらに、学生の自主的な学修を支援するため、各学舎には自習室及びラーニングコモンズルームを設置している。自習室及びラーニングコモンズルームにはホワイトボードを設置し、教務課でマーカー等の貸し出しを行いグループ学修の積極的な支援を行っている。また、令和 5(2023)年度後期からは 4 年次生が学友とともに自由に学べる環境づくりの一環として、空き教室の開放を行った。学友とともに切磋琢磨し、高めあえる環境として役立っている。【資料 2-2-8】

臨床実習においては、全ての学生に担当教員が配置され、臨床実習施設へ提出する書類の指導、臨床実習中の学生の指導・支援、実習終了後の発表会や報告書の指導等を担当し、ひとりひとりに合わせた支援を行っている。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

学修支援に対する学生の意見をくみ上げるために「授業アンケート」や「学生生活アンケート」の実施と「学生意見箱」の設置を行っている。学生からの意見は、各委員会で分析・検討され、教員と学生のそれぞれにフィードバックすることで、改善させている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

また、1 年次生の医療人としての心構えや社会人マナー、大学における学修方法の指導を中心に講義する「ゼミナール Ia」の一環として入学直後の一泊研修を令和 5(2023)年度から再開した。一泊研修では入学生の仲間づくりを中心に大学生生活の説明や共同生活におけるマナーを指導している。その折り、上級生を SA(Student Assistant)として参加させ、教員からの指導だけでなく、年齢の近い上級生からのアドバイス等を取り入れている。【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】

令和 5(2023)年度は教育課程編成ワーキンググループを中心に令和 6(2024)年度より始まる新カリキュラムへの対応準備が行われた。特に臨床実習の単位増加(10 単位から 12 単位へ)や、医師のタスクシフトによる業務拡大に関する講義・実習の準備等である。令和

6(2024)年度は新4年次生への変則カリキュラム、新3年次生への正規新カリキュラムの並走を実現させ、学生が卒業後、この業務拡大に適応できているかを検証する必要がある。

【資料 2-2-16】

障がいのある学生への対応としては、本学は診療放射線技師養成校としての大学であり、免許取得を目的として学生は入学するため、診療放射線技師法に定める診療放射線技師免許取得の欠格事項の障がいを有する学生は在籍していないのが現状である。今後は、免許取得を不要とする学生の入学に備えて、施設設備・学修環境面等を整備し、障がいのある学生個々への対応に配慮する。個別対応としては、てんかんの持病を有する学生への座席の配慮、気胸疾患を有する学生の入学時には、学年主任(看護師)、学科長補佐、学科長(医師)による保護者を含めた面談を実施し、通学時のリスク、学内でのリスクを検討し、学校周辺に主治医を設ける事や通学手段の指導を行った。

教員の教育活動支援としては、外部セミナーの受講【資料 2-2-17】と半期に一度の学内における教員相互の授業参観を実施している。【資料 2-2-18】授業参観において他の教員の講義方法、プレゼン方法、資料作成、学生への接し方との良い点を吸収し自分の講義に反映させるようにしている。また、全体としては、1年に2回FD研修会を開催し、教授法、学生指導の向上に努めている。【資料 2-2-19】

中途退学、休学、留年への対応としては、前述のごとく1~3年次生については、少人数担任制を敷き、4年次生については卒業研究担当教員が、年6回のポートフォリオ面談を主体に、常に学生と密なコンタクトを取り学生の学修面、メンタル面等多岐にわたり相談にのり、学生に寄り添うようにしている。また学内のカウンセリング相談も積極的に利用するように学生に呼び掛けている。休学を希望する学生に関しては休学前に担任と面談を行い、休学中の生活方針や学修について相談にのるようにしている。また、休学中は定期的にZoom等による連絡を行い、状況の確認を行っている。また、休学中の学修等についてもオフィスアワーを利用し、状況により対応している。【資料 2-2-4】【資料 2-2-20】

期末試験や模擬試験の成績を保護者に送付し、成績不振に陥った場合は、保護者との3者面談を実施して、学生が早く立ち直れるように、中途退学、休学、留年の防止に努めている。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 2-2-1】 2023年度「入学前学習」演習問題
- 【資料 2-2-2】 2023年度新入生「入学前学習 学習会」について
- 【資料 2-2-3】 2023年度育友会懇談会のご案内
- 【資料 2-2-4】 ポートフォリオ(学生基本情報)
ポートフォリオ(目標設定)
ポートフォリオ(振り返り)
ポートフォリオ(ディプロマ・ポリシー達成度評価)
- 【資料 2-2-5】 2023年度後期日別時間割(4年次生)
- 【資料 2-2-6】 模試成績データシート例
- 【資料 2-2-7】 4年生三者面談実施資料
- 【資料 2-2-8】 オフィスアワーについて(2023年度前期・後期)

- 【資料 2-2-9】 2023 年度「臨床実習」学生配置
- 【資料 2-2-10】 臨床実習巡回訪問記録表
- 【資料 2-2-11】 2023 年度前期中間授業アンケート集計結果について
2023 年度後期中間授業アンケート集計結果について
- 【資料 2-2-12】 2023 年度学生生活等に関するアンケート調査について
- 【資料 2-2-13】 学生意見箱(学生掲示例)
- 【資料 2-2-14】 一泊研修 スケジュール
- 【資料 2-2-15】 2023 年 1 年生 1 泊研修在校生の参加
- 【資料 2-2-16】 2024 年度シラバス
タスクシフト関連(講義 P155-156・実習 P195-196)
- 【資料 2-2-17】 外部セミナーの受講(2023 年度参加資料)
- 【資料 2-2-18】 教員相互の授業参観のお知らせと日程表
- 【資料 2-2-19】 FD 研修会のテーマと開催日程案内状
- 【資料 2-2-20】 ポートフォリオ実施日程

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

1～3 年次生における少人数担任制、4 年次生の卒業研究における研究室配属、留年生へのサポート、オフィスアワーや、ポートフォリオ面談、個別面談を状況に応じて活用し、保護者と連携しながら全教職員による学修支援を継続して行う。コロナ禍により本学では恒例の新入生一泊研修が中止されていた。その当時に入学生は集団に対する帰属意識が顕著に低く感じられる。また、今年度入学の 1 年次生もコロナ禍での高校生活を過ごし、集団での行動、集団への帰属意識が低い可能性があった。そのため、その集団帰属意識を取り戻すため、また、新型コロナウイルス感染症が第 5 類に分類されたこともあり、新入生一泊研修を再開することとした。この 1 年次生に対する一泊研修の活用により、医療人としての心構え、社会人としてのモラルを指導する情操教育を実現させ、より多くの学友と知り合う機会も作成していきたい。また、学生の主体的な自学時間を確保できるように 4 年次生に対する予備授業である国試対策講座の選択制等を取り入れた。これらにより、自ら考え学修する学生の育成に取り組んでいく。その上で、効果的に診療放射線技術学に関する知識と技術を教授するとともに、診療放射線技師の業務拡大に類する新設科目の展開及び各科目におけるアクティブ・ラーニングの積極的な採用を通し、思考力・表現力・主体性を育む教育を実施し、教育プログラムの一層の充実を図っていく。特に大学での学びを充実させるために 1 年次生に対する初期教育を重要視していく。SA 制度の活用を検討し、授業外で学生からの質問に対応するだけでなく、幅広く低学年の学修サポートを行うことで、自身の成長も見込めるプログラムを行う。また、4 年次の留年生に対するサポートも厚くし、出来る限りの早期卒業、国家試験合格を目指す。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1)2-3 の自己判定

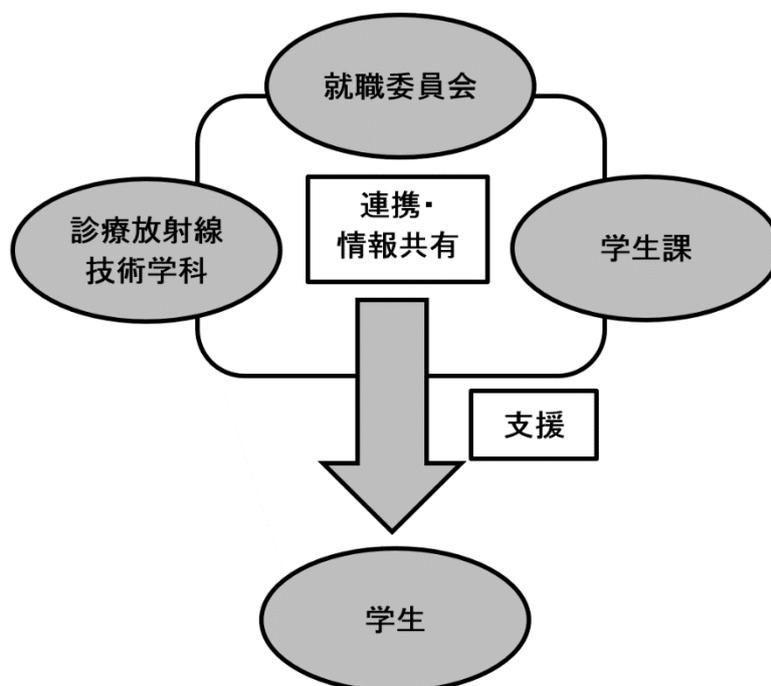
基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) 教育課程内外で行われた社会的・職業的自立及び職業意識の涵養に関する取組み

本学においては就職委員会・診療放射線技術学科・学生課の三者が連携して学生の就職・進路活動に関する支援を行っている。【図 2-3-1】



【図 2-3-1】 本学における就職支援体制

本学では令和 4(2022)年度入学生よりカリキュラムが新課程に移行したが、診療放射線技術学分野に関する基礎的な理論と技術を習得した上で、学んだ理論と技術を現場で活用することができる実践的な能力を備えるための教育を引き続き行っている。

基礎教育においては、「ゼミナール」をはじめとする科目を通して、社会的・職業的自立に必要な知識や能力の育成及び豊かな人間性とコミュニケーション能力を養う講義を展開している。

「ゼミナール I a」では、医療人・社会人としての自覚を促すことを目的として入学直後に一泊研修を行っている。この一泊研修に関しては、新型コロナウイルス感染防止のため、令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度まで一泊研修を中止していたが、令和 5(2023)年度から再開し、交流を通して互いの理解を深め、大学生活の円滑なスタートを可能としている。入学者間の仲間作りだけでなく、上級生が SA として参加することによって社会人としての規律やルールを学べる場となった。また上級生にとっても、下級生との関わりを通じて周囲の人々に貢献できる場となった。加えて「ゼミナール I a」では、病院や介護老人施設の見学を通じて将来医療人として働くことについての意識付けや診療放射線技師を目指す者として高齢者との関わり方を学び医療従事者の役割を認識するように講義内容を構成し、実施している。令和 5(2023)年度はコロナ禍のため、施設訪問を実施せず、学生が病

院のホームページを閲覧・検索し施設調査を行った。さらに、調査結果を発表することで学生間の情報共有を促した。【表 2-3-1】

また、ゼミナール I a では、様々な医療職の外部講師を招聘し、講義形式で医療現場の最前線についてご講演いただく事で、学生の医療人としての自覚を高めている。さらに、学内教員による大学での学修方法やレポートの作成方法などの講義も取り入れ大学生活や社会人として必要なテクニックの習得にも努めている。【表 2-3-2】

【表 2-3-1】 令和 5(2023)年度「ゼミナール I a」における病院・施設 Web 見学先

実施日	Web 訪問施設
2023 年 6 月 13 日(火) 2023 年 6 月 20 日(火)	社会医療法人警和会大阪警察病院
	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター
	社会医療法人生長会ベルランド総合病院
	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター
	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター
	独立行政法人労働者健康安全機構関西ろうさい病院
	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター
	関西医科大学附属病院
	堺市立総合医療センター

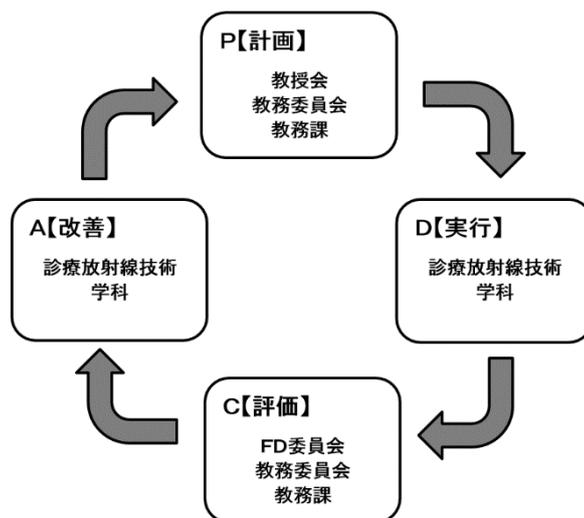
【表 2-3-2】 令和 5(2023)年度「ゼミナール I a」における特別講師リスト

講義回数	所属	担当者	内容
第 5 回	SIC コミュニケーション	西田 淑子	大学での友人の作り方
第 7 回	森ノ宮医療大学	西浦 素子	放射線技師の仕事(女性放射線技師の立場から)
第 11 回	関西医科大学 栄養管理部	吉内 佐和子	学生時代を生き生き過ごす栄養講座
第 14 回	大阪物療大学	西田 寛子 (卒業生)	学生生活の過ごし方
		潮田 真和 (卒業生)	
	特別養護老人ホーム みささぎ会大仙もずの音	吉田 啓太 施設長	認知症の基礎的理解とユマニチュード技法

また、文章読解力を養うための文章要約や文献調査についても講義内で指導を行い、将来の研究に対する意識付けを早期より行っている。一方で「人間社会の基本」区分のもと、

「医療倫理学」をはじめ「心理学」「社会学」など医療人として必要な知識・感性を身につけるための一般教養科目についても豊富に設置し、教授している。【資料 2-3-1】

専門教育においては診療放射線技師の資格を持つ教員が中心となり、「放射線技術学実習」「臨床実習」を通して、臨床現場の医療に対応できる能力と専門性及びチーム医療の一員として協調・協働できる高い人間性を身につけた医療人の育成を全教員で行っている。また、講義内容や講義方法の検討及び実施・評価についてはFD委員会、教務委員会、教務課、診療放射線技術学科が連携し、PDCA サイクルの中で実施する体制を整えている。【資料 2-3-2】 【図 2-3-2】



【図 2-3-2】 教育内容・方法の検討及び実施・評価の流れ

2) 社会的・職業的自立のためのキャリアガイダンスに関する取組み

キャリア・就職ガイダンスは就職委員会が企画、立案し、1年次生から4年次生までを対象に計画的に実施している。低学年次では、社会人や医療業界についての講座を実施して医療人としての意識の醸成を図り、学年が進むにつれ進路選択や就職活動に関連する具体的な内容に関する講座を実施することにより、学生が希望する進路へ円滑に進めるよう支援している。【表 2-3-3】

【表 2-3-3】 令和5(2023)年度 キャリア・就職ガイダンス実施実績

日程	年次	内容
2023年6月27日(火)	1年	学生生活の過ごし方
2023年12月22日(金)		医療の現場で求められる診療放射線技師像
2023年5月11日(木)	2年	医療の現場で求められる診療放射線技師像
2023年8月8日(火)		自己分析・自身のキャリアデザイン
2023年12月12日(火)		接遇&マナー研修 社会人として必要なコミュニケーション能力
2024年1月10日(水)	3年	卒業後のさまざまな進路選択
2024年3月26日(火)		履歴書対策講座

2024年3月26日(火)		小論文対策講座
2024年3月26日(火)		面接対策講座
2024年3月26日(火)		就職活動時の諸注意
2023年4月12日(水)	4年	兵庫県職員採用試験説明会
2023年6月12日(月)		国立病院機構採用試験説明会
2023年6月14日(水)		
随時		個別面接(実践)

3) 就職活動及び進学に必要な情報の収集と提供に関する取り組み

求人情報の収集に関しては、毎年春に郵送による求人票送付依頼を行い、令和5(2023)年度は959施設に発送した。本学ホームページ上では、求人採用担当者用ページを設けることで、求人票の様式のダウンロードやインターネット経由での求人情報の登録を可能としている。また、学生課によるインターネットを利用した公募情報の取得を随時積極的に行っている。【資料2-3-3】【資料2-3-4】

求人情報は、本学4号館1階に設けられた就職ブースにおいて求人票を公開するとともに、本学ホームページ内の在学生ページや学生ホールで最新情報を発信・周知することにより在学生が随時求人情報を確認できる体制を取っている。

また、4年次生は年間を通して1号館で講義が開講されることが多い。しかしながら、学生課が4号館にあるため令和5(2023)年度前期までは就職ブースが4号館に設置されていた。学生の利便性を考慮した結果、1号館に就職ブースを移転し、スムーズな就職活動ができるよう支援体制を強化した。

更にポートフォリオの項目として「キャリアに関する目標」を設定し、担任との面談を実施するタイミングで将来について自身の認識を高めていくことを促すとともに、4年次には卒業研究担当教員や就職委員会の教職員とのきめ細かな面談、及び就職ブース利用時の面談で個人の希望をふまえた情報提供を随時行っている。さらに電話、メール、Webチャットでの就職相談を実施するなど柔軟に学生の就職活動支援を行えるように体制を整備して、活動している。その結果、令和4(2022)年度卒業生の就職率は98.0%であった(2023年5月1日付データ)。卒業後も就職サポートを継続し、令和5(2023)年6月19日時点で就職率は100%を達成している。【資料2-3-5】【データ編：表2-5】

加えて、進学においては、大学院進学に対する情報提供およびサポートのための専属窓口として教員を配置し、進学を希望する学生の対応に当たっている。

4) 就職先からの意見の把握

平成30(2018)年度より、ディプロマ・ポリシーに基づき本学における教育活動の評価と改善ならびに在学生のキャリア、就職支援活動に活かすことを目的として、就職先施設にアンケート調査を行い、データの収集を行っている。就職先への調査については現場責任者に対し可能な限り直接ヒアリングを行うことによって、受入側の観点からの具体的な情報を入手することとしている。

令和5(2023)年度に実施したアンケートでは、60施設から回答を得た。採用時に求めら

れる点は「コミュニケーション能力」が一番多い結果となった。次いで「チームワーク、協調性」「素直さ」が重視されている結果となった。

また、学生時代に経験してほしいこと、身につけてほしいこととして「課題発見力」が最も多く、次いで「主体性」「アルバイト」が多かった。【資料 2-3-6】

職場におけるチームの一員として、周囲とコミュニケーションを図り、協調して仕事に従事することが採用時に最重要視されている。また、学生時代には専門領域に関する知識を教授することが重要視されているが、同時に、組織の一員として必要なスキルとして課題発見力を涵養することが求められている。これらのスキルを身に付けるために、アルバイトを通して社会参加することも重要だと考えられる。小規模大学の特徴を生かし、学生が積極的に教職員や他の学生とコミュニケーションを取ることで、コミュニケーション能力や協調性の向上が期待できる。また、アルバイト先の紹介や本学で行われている部活動や学生自治会などの課外活動への参加を促すことで、組織の一員として必要なスキルを養うことができると考えられる。

次に、本学卒業生が身につけている力と身につけていない力を、3つのディプロマ・ポリシーごとに検証した。【表 2-3-4】

【表 2-3-4】大阪物療大学ディプロマ・ポリシー

【大阪物療大学ディプロマ・ポリシー】

- 1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。
- 2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。
- 3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身につけ、医療の向上に寄与できる能力を持っている。

ディプロマ・ポリシー2について全体回答の51.4%が身につけているとしている。しかし、ディプロマ・ポリシー3については52.5%が身につけていないと指摘されている。さらに、各ディプロマ・ポリシーでは、以下の傾向がある。【資料 2-3-7】

- ・ディプロマ・ポリシー1：他のディプロマ・ポリシーと比べて、回答件数が少ない(全体回答の14.6%が身に付けているとし、18.7%が身に付けていないという結果)。これについて、アンケート実施時に回答者にヒアリングしたところ、「国家試験合格レベルの知識があれば、基本的な知識や技術を有しているものと見なす」とする意見が多く、アンケートにおいて積極的に選択されない傾向にあると考えられる。少なくとも就職の時点では、知識や技術については国家試験合格レベルが必要十分とされており、本学の教育においては、引き続き国家試験合格を担保する教育が求められると言える。
- ・ディプロマ・ポリシー2：「コミュニケーション能力」や「素直さ」において評価されているものの、「リーダーシップ」や「状況把握力」が身につ

ていないと指摘を受けている。業務の全体を的確に把握し、他者から指示されることを待つのではなく、自ら率先して業務に取り組むことが求められている。

- ・ディプロマ・ポリシー3：「チームワーク・協調性」において評価されているものの、「研究・研鑽力」や「探求心」が少ないとの評価を受けている。本学は4年制大学であることを活かし、「卒業研究」の機会に、自ら問題意識を持って課題を見つけ、研究する姿勢を教授する必要がある。

5) 卒業生からの意見の把握

就職先からのアンケートと同様に、本学の卒業生からもアンケートを行っている。卒業生に対しては、卒業生自身の意識の観点からディプロマ・ポリシーの達成度を測ることを目的とし、例年郵送によってアンケートを実施している。令和5(2023)年度より、回収率の向上のために、郵送に加えてインターネット上のアンケートフォームでも回答できるように改善した。

卒業生アンケートは令和2(2020)年度と令和4(2022)年度卒業生87人に対して実施し、29人からの回答を得た(回収率33.3%)。

アンケートの結果、本学の教育を通して身に付いたと感じる内容として「基礎的学力・知識」「コミュニケーション能力」を挙げるものが多く、就職先からの評価と概ね一致する。また本学の教育に関してさらに充実させた方が良い内容として「研究力の向上」「効率の良い勉強方法の教授(時間の有効な使い方)」を挙げる意見があった。これらについても、就職先からのアンケート内容と一致する部分が認められ、教育課程の内外で改善していく必要があると考えられる。【資料2-3-8】

◆エビデンス 資料編

- 【資料2-3-1】 学生便覧・履修要項2023 p.23-24
- 【資料2-3-2】 2023年度臨床実習指導者要綱
- 【資料2-3-3】 2023年度 求人依頼先一覧
- 【資料2-3-4】 大学ホームページ「採用ご担当者様」
<https://www.butsuryo.ac.jp/offer/>
- 【資料2-3-5】 大学ホームページ「在学生就職支援システム」
https://www.butsuryo.ac.jp/student/job_hunt/
- 【資料2-3-6】 2023年度ディプロマ・ポリシーに係るアンケート
- 【資料2-3-7】 2023年度就職先施設に対するアンケート集計結果
- 【資料2-3-8】 2023年度卒業生対象就職アンケート結果

◆エビデンス集 データ編

- 【表2-5】 就職の状況(過去3年間)

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学に入学する学生は全員診療放射線技師の国家資格取得を目指しているため、入学当初から学生の社会的・職業的自立への方向性は明確である。従って学生一人ひとりが診療放射線技師になるための支援を、今後より一層充実させる方向で検討を重ねる必要があると考えている。このために、現在実施している卒業生アンケートや卒業生を採用した病院へのアンケート結果を参考にしながら、教育課程内外におけるサポート体制の改善を重ねていく。就職先からのアンケートでは、学生時代に経験したり身につけたりした方が良いと思う内容について、「専門領域に関する知識」「時間の有効な使い方」「アルバイト」「部活動、サークル活動」が多かった。カリキュラム内では、引き続き専門領域に関する知識を教授し、診療放射線技師職として必要な教育を行う。一方、カリキュラム外では部活動やサークル活動、自治会活動などの課外活動への参加をより積極的に促し、社会人として必要な能力の涵養に努める。社会で求められる人材の育成のために、大学生生活の全体を通じた体系的な指導を継続していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活全般に関わる学生への支援は、学生を支援する教職員の組織である学生委員会及び大学事務局の各課によって連携して行われている。

学生委員会は、教員及び学生課職員によって構成され、毎月 1 回、定期的に委員会を開催しており、必要に応じて臨時の委員会を追加開催している。学生委員会では、学生生活全般に関する重要事項を審議するとともに内外との連絡調整を図り、学生への適切な指導を行っている。【資料 2-4-1】

大学事務局においては、主に学生課が学生委員会、診療放射線技術学科、各課と連携し、学生指導、奨学金、保険、生活相談、健康相談・管理、証明書発行、就職指導等の業務を行い、学生生活を全面的に支援している。また学生課は学生自治会とも連携して学園祭やスポーツイベントの支援も行っている。【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】

本学では少人数担任制が導入されており、学生と教員の間を密にして普段から何でも話しやすい雰囲気づくりに努め、学生個々に合った支援・指導を行っている。5～13 人の学生に対して 2 人の教員が担当となるよう配置されており、特に 1 年次生に対しては大学生活への導入をスムーズにし、入学当初の不安等を少なくするよう努めている。本学の特色として、担任を複数制として、学生の希望や個性に応じて、シームレスな対応ができる体制とし、また各学年に学年主任において、重層的な学生指導、支援を行っている。学期の期初と期末にはポートフォリオに基づいた面談を実施し、健康状態、学生の生活全般、学修の進捗などを確認して、学生支援・指導にあたっている。

課外活動の面では、新型コロナウイルス感染状況が落ち着いたこともあり、学生の課外活動は前年実績の12件から23件へと増加し、活動も活発となってきた。【表2-8】

また、新団体としてバレーボール部とウィップルボールサークルの設立を承認し、運動部7件、文化部4件の合計11件の支援を行っている。

学内イベントについても令和5(2023)年度は令和4(2022)年度に引き続き、体育大会を開催することができた。令和5(2023)年度は熱中症対策として、開催時期を6月から4月へ変更し、開催場所も屋内施設を利用した。また、令和3(2021)・令和4(2022)年度はオンライン開催していた学園祭を令和5(2023)年度は学生自治会・学生委員会・学生課が一体となり、4年ぶりに本学の4号館にて対面開催することができた。

【表2-8】学生の課外活動への支援状況(前年度実績)※令和6(2024)年4月20日時点

	活動資金支援			その他 (資金支援以外の支援策等)	
	件数	金額	1件あたりの金額	件数	支援の方法を具体的に記載
部活動	23件	¥126,940-	約¥5,519-	0件	学外体育施設への大学バスの運行
ボランティア活動				2件	学生参加や施設貸出によるイベントの実施

また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談については、学外のカウンセラーを招いた相談室を設置、人権問題やハラスメントに関する相談窓口の設置等を行い、適切に支援を行っている。授業が開講されている期間を基本の開室日とし、相談の受付は、メールやウェブサイトから連絡できるようにすることで、学生のプライバシー保護に努めている。【表2-9】

【表2-9】学生相談室、保健室等の状況

名称	スタッフ数	開室日数 週当たり	開室時間	備考
学生相談室	1人	1日	17:50 ~ 19:20	心理カウンセラー
保健室	3人	5日	8:30 ~ 17:00	職員

(3)2-4の改善・向上方策(将来計画)

学生生活にて学業や進路に悩む学生も多く、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談について、半期～四半期に一度定期的に相談室の周知を実施する。また、相談室や学生課への相談にて、学生が積極的に参加できる仕組みへ改善を重ね、件数増加を目指す。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 2-4-1】 大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 2023 年度奨学生数
- 【資料 2-4-3】 2023 年度学研災パンフレット
2023 年度学研災(A タイプ)
2023 年度学研災付帯賠償
- 【資料 2-4-4】 2023 年度相談室スケジュール
- 【資料 2-4-5】 2023 年学生相談室だより(新入生向け)
2023 年学生相談室だより(2~4 年生向け)
- 【資料 2-4-6】 2023 年度医務室利用状況報告
- 【資料 2-4-7】 2023 年度学生生活の手引き

◆エビデンス集 データ編

- 【表 2-8】 学生の課外活動への支援状況(前年度実績)
- 【表 2-9】 学生相談室、保健室等の状況

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

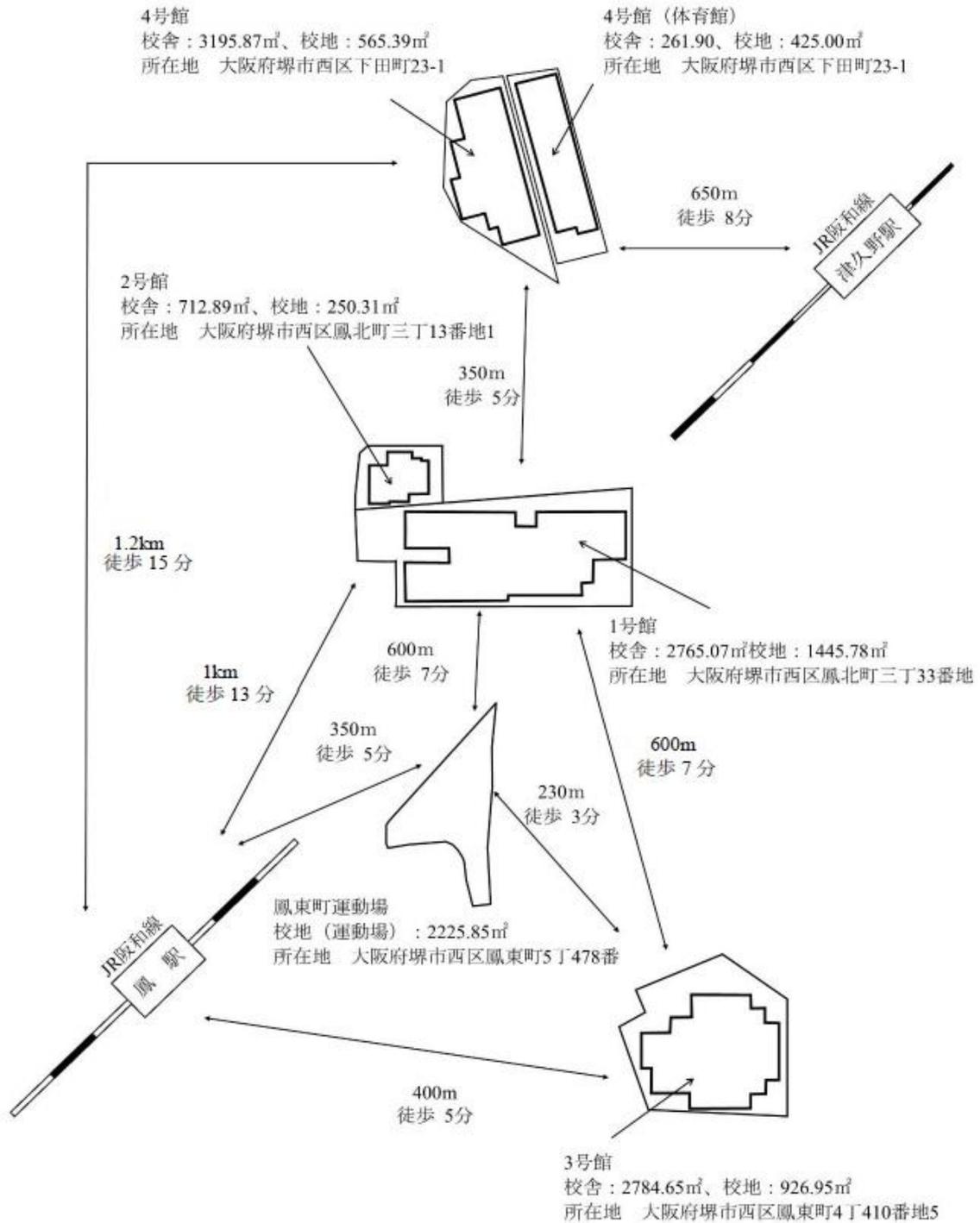
(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎

本学は、JR 阪和線鳳駅または津久野駅から徒歩圏内に、1 号館、2 号館、3 号館、4 号館、4 号館(体育館)、鳳東町運動場を有している。【図 2-5-1】

大阪物療大学



【図 2-5-1】 大阪物療大学校舎配置概要

1号館(大学代表住所地)は、講義・実験・実習で使用されている。2号館は、専任教員に対して個別に割り当てられた研究室、会議室が整備されている校舎であり、研究棟として使用されている。3号館は、平成27(2015)年4月1日以降、法人本部に特化して使用されており、各種会議・委員会を定期的を開催して法人と大学の連携の場として利用されている。4号館は、講義・実験・実習で使用されている。4号館(体育館)は、講義以外に、学生や教職員の運動、学内の行事等で広く使用されている。鳳東町運動場は、講義以外に、ク

ラブ活動等でも使用されている。

校地の面積については、1号館、2号館、3号館、4号館、4号館(体育館)の敷地、及び鳳東町運動場の敷地の総面積が5,839.28㎡である。校舎の面積については、1号館、2号館、3号館、4号館、4号館(体育館)の総面積が9,720.38㎡である。校地・校舎の面積については、本学の収容定員(320人)に対して大学設置基準から算定される面積以上が確保されている。

2号館については、1号館に2号館が隣接していることもあり、1階部分(玄関部分を除く)に駐輪場が設けられており、1号館の学舎開閉時間に合わせて自転車利用の学生に駐輪場が開放されている。また、4号館と4号館(体育館)についても、敷地内に駐輪場が設けられており、4号館の学舎開閉時間に合わせて自転車利用の学生に駐輪場が開放されている。

1号館、2号館、3号館、4号館、4号館(体育館)については、1981年に改正された建築基準法に基づく建築物であり、昭和56(1981)年以降の耐震基準を満たしている。アスベスト対策として、関係法令に従い、平成20(2008)年度に、アスベスト対策工事(封じ込め・囲い込み)が行われた。さらに、学校施設における天井等落下防止対策として、平成30(2018)年度に、4号館(体育館)の吊り天井が撤去された。

令和5(2023)年度には、老朽化していたこともあり4号館内階段の張替工事が行われた。また、1号館1階実習室通路には、エアコンが導入された。

そのほか、定期的に、電気設備、エレベーター、消防用設備、貯水槽、水道水質などが点検されており、施設・設備の安全管理とメンテナンスが行われている。加えて、安全な環境を維持するために、日常的な巡回点検も行われている。

2)施設・設備

1号館、4号館、4号館(体育館)には、本学における人材養成の目的を達成するために必要な施設・設備が整備されている。【資料2-5-1】【表2-5-1】

【表2-5-1】校地・校舎面積及び主要施設の概要

1 ・ 2 号 館	校地面積	1,696.09㎡
	校舎面積	3,477.96㎡
	施設概要	学長室、事務室、実験・実習室11室、演習室、講義室6室、情報処理教室兼語学学習室、講師控室、学生更衣室、図書館、医務室、学生相談室、自習室、ラーニングコモンズルーム、学生ホール、研究室23室、会議室、印刷室
3 号 館	校地面積	926.95㎡
	校舎面積	2784.65㎡
	施設概要	法人本部、会議室

4号館	校地面積	565.39 m ²
	校舎面積	3195.87 m ²
	施設概要	学長室、事務室、講義室10室、標本室、講師控室、研究室、医務室、学生相談室、自習室、ラーニングコモンズルーム、サーバールーム
(体育館) 4号館	校地面積	425.00 m ²
	校舎面積	261.90 m ²
	施設概要	アリーナ(体育館)、学生更衣室、シャワー室、学生ホール
運動場 鳳東町	校地面積	2,225.85 m ²
	施設概要	多目的運動場

具体的には、1号館には、実験・実習室11室、演習室、講義室6室、情報処理教室兼語学学習室が整備されている。実験・実習室11室、演習室には、診療放射線技術に関する講義において、教育効果を高めるための実験・実習の機器が設置されている。講義室6室、情報処理教室兼語学学習室には、講義に使用される大型スクリーンとプロジェクターが設置されている。さらに、100人近くの学生を収容可能な講義室(講義室1、講義室2)には、前方の大型スクリーンに投影された映像が後方の学生にも見えるように、大型モニターも設置されている。また、必要に応じて、実習室で講義を行えるように、移動式の大型モニターも配備されている。

また、1号館には、図書館、ラーニングコモンズルーム、医務室、学生相談室、イングリッシュガーデン、学生更衣室、学生ホール等、学生の学修・健康管理・休息に利用可能な施設も設けられている。なお、図書館については、在学生・教職員のほか、卒業生や一般の方にも、利用サービスが提供されている。ラーニングコモンズルームには、学生の学修に利用されるホワイトボード、パソコン、複合機などが設置されている。学生更衣室には、各人の持ち物を収納しておけるように、学生に対して個別にロッカーが設置されている。学生ホールには、休息や自習にも使われるテーブル・椅子、飲料自動販売機などが設置されており、談話向けのローテーブル・ソファも設置されている。

4号館には、標本室、講義室10室が整備されている。標本室には、解剖生理学実習に使用される標本類・模型等が整備されている。講義室10室には、講義に使用される大型スクリーンとプロジェクターが設置されている。さらに、100人近くの学生を収容可能な講義室(講義室7A、講義室8A)には、前方の大型スクリーンに投影された映像が後方の学生にも見えるように、大型モニターも設置されている。

また、4号館には、ラーニングコモンズルーム、医務室、学生相談室等、学生の学修・健康管理を支援する施設も設けられている。ラーニングコモンズルームには、学生の学修に利用されるホワイトボード、パソコン、複合機などが設置されている。

4号館(体育館)には、アリーナ(体育館)、学生更衣室、学生ホールが整備されている。学生更衣室には、各人の持ち物を収納しておけるように、学生に対して個別にロッカーが設置されている。学生ホールには、休息や自習にも使われるテーブル・椅子、飲料自動販売

機などが設置されており、学生の要望に応じて、平成 30(2018)年度から、食品の自動販売機が追加整備されている。

1号館、4号館、4号館(体育館)には、各1台、AED(自動体外式除細動器)が配備されている。教職員に対しては、救急救命士による救急救命講座を受講し、緊急時に即応できる準備を行っている。また、AEDの設置情報は公開されており、必要に応じて誰でも使用できるように準備している。

以上の全ての施設については、講義や学内行事に支障のない範囲内で、地域住民に対して貸出を行っている。また、市民公開講座を4号館(体育館)で定期的を開催しており、地域住民への学修機会の提供にも利用されている。【資料2-5-2】

3) 情報通信技術(ICT)

情報通信技術(ICT)については、令和3(2021)年度には、学生の主体的な学びを促進するためのICTシステムの運用が開始された。例えば、ICTシステムについては、履修登録に学生が使用したり、出欠登録に教員が使用したりと活用されている。これ以外にも、授業アンケート、講義関係資料の配布などに、学生や教員にICTシステムが利用されている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

1) 実習施設

実験・実習の機械器具として基本的な装置等に加え、高度先端医療機器であるマルチスライスCT(Computed Tomography)装置や最新の画像ネットワークシステム、デジタルX線TV撮影装置、VR(virtual reality)システム等を1号館に整備している。実習を要する講義で使用するこれらの機械器具、標本及び模型は、診療放射線技師学校養成所指定規則に定める機械器具等の要件をすべて満たしている。また、各装置で撮影された画像を、デジタル画像サーバーで保管し、15台のPCで同時に観察・解析可能な画像ネットワークシステムを構築している。学内実習では、画像ネットワークシステムを用いて、収集した画像を学生がPCから観察し実習レポート作成に役立てている。【表2-5-2】

また令和3(2021)年10月から施行されたタスク・シフトシェアに伴う診療放射線技師の業務拡大および告示研修を、令和6(2024)年度の3年次生は新カリキュラムが施行させるため、また4年次生は国家試験の受験資格の条件を満たすために学内で実施しなければならない。そのため、令和6(2024)年度前期から告示研修を学内で円滑に実施できるように、注腸カテーテル挿入シミュレータ、鼻腔カテーテル造影剤注入シミュレータ、静脈注射パッド、動脈路確保用のカテーテルやガイドワイヤー等、必要な物品を整備している。

【表2-5-2】実習室一覧

学舎	階	実習室名	主な設備及び用途
1号館	1階	実習室1	マルチスライスCT装置
		実習室2	デジタルX線TV撮影装置
		実習室3	X線TV透視撮影装置
		実習室4	MRI (Magnetic Resonance Imaging) 装置
		実習室5	マンモグラフィ撮影装置
		実習室通路	前室、CR (Computed Radiography) 装置
	2階	実習室6	画像ネットワークシステム、 VR (virtual reality) システム
		実習室7	現像処理暗室
		実習室8	パノラマX線撮影装置 デンタルX線撮影装置 回診用X線撮影装置
		実習室9	一般X線撮影装置、FPD (Flat Panel Detector) 装置
		実習室10	一般X線撮影装置、CR装置
		実習室11	放射線計測実験機器、電気・電子実験機器、 化学実験機器
		実習室通路	前室
演習室	無散瞳眼底カメラ装置、超音波診断装置		
4号館	5階	講義室5A	標本室

2) 図書館

図書館には、閲覧席や医学文献情報のデータベースにもアクセス可能なPCを設置し、在学生や教職員のほか、卒業生や一般利用者にもサービスを提供している。図書の購入や寄贈資料の受入は、図書管理規程に即した資料収集方針・選定基準の内規に基づいて図書委員会で選定し、蔵書管理も蔵書点検を毎年実施するなど適切に行っている。令和4(2022)年度には、学生課(就職支援)と連携しながら、図書館の利用促進につなげた。近年ではweb上で閲覧できる電子書籍を積極的に購入しており、令和3(2021)～令和4(2022)年度には23点が整備され、学生のリモート学修期間を中心に電子書籍が大いに活用されている。令和5(2023)年度には、図書館の開館時間を20時までとし学生が積極的に図書館を利用できるようにした。月別の利用者は前年度を大きく上回っており、図書館の利用促進に貢献した。また、図書館学生利用者満足度アンケートを毎年実施するなど、学生の要望をもとにサービスの改善を図っている。今後も図書館利用を促進するとともに、学生や教職員のニーズに応えるためにサービスの向上に努める。【資料2-5-3】【資料2-5-4】【資

料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】【資料 2-5-9】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

1号館、2号館、3号館、4号館には、全てエレベーターが整備されている。また、学生が主に使用する1号館、4号館のうち、1号館トイレには両開きドアが整備されている。4号館には車椅子対応のトイレが整備されている。

1号館及び4号館には自習室やコモンズルームを備えるとともに、インターネット接続可能なWi-Fi環境を提供しており、快適な学修環境の提供を行っている。1号館・4号館にある学生ホールにはウォーターサーバーや電子レンジを設置、その周辺には、アメニティ要素を取り入れたソファやテーブル、食品や飲料の自動販売機を整備し、学生の快適な談話や憩いの場としての環境を整えている。また、1号館・4号館の学生更衣室にそれぞれ個人別のロッカーを配置して、学生の更衣や、私物、荷物の管理などの利便性の向上を図っている。

医務室に係が不在の時や学生ホール、アリーナなど、教職員が常駐していない場所には、それぞれ遠隔通話の可能なコールボタンを設置する他、AEDも設置し、緊急時に備える対応を行っており学生に周知している。学生相談室においては臨床心理士の資格を持つ教員（非常勤）を配置し、講義がある期間を基本の開室日とし、予約にて相談を受け付けている。

【資料 2-5-10】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義科目は、基本的に約80人の1クラス単位で授業運営を行っているが、少人数教育が効果的な科目（「数学」「物理」「放射線物理学」など）は、2クラス単位の授業や約30人ずつの3クラス単位で授業を開講している。また、一般教養で人気のある心理学、健康科学の授業などでは、年に2回同様の講座を開講して、学修環境の向上を図っている。

「理工学実験」「放射線技術学実習」は6～8のグループ分けを行い、1グループ10人強で運営し、内容によってはさらに細分化し1チーム4～5人で実施している。【資料 2-5-11】

◆エビデンス集 資料編

【資料2-5-1】 校舎平面図

【資料2-5-2】 施設等使用願[法-27号]、施設等使用願[大-32号]

【資料2-5-3】 大阪物療大学図書管理規程

【資料2-5-4】 大阪物療大学図書館資料収集方針・選定基準(内規)

【資料2-5-5】 2022年度蔵書点検報告

【資料2-5-6】 2023年度蔵書点検報告

【資料2-5-7】 2023年度図書委員会状況報告

【資料2-5-8】 2022年度図書館学生利用者満足度アンケート結果報告

【資料2-5-9】 2023年度図書館学生利用者満足度アンケート結果報告

【資料2-5-10】 4号館1～8階図面

4号館トイレ図面(3階、6階がバリアフリー対応)

4号館エレベーター図面(2号機が車イス対応)

【資料 2-5-11】 2023年度 履修者数(前期・後期)

(3)2-5の改善・向上方策(将来計画)

施設・設備に係る機能的な問題はないが、今後も学生の要望等を把握し、施設・設備を充実させる。

経年劣化による老朽化、それによる施設・設備の不具合・故障にも適宜対応し、安心・安全な教育環境の維持に努めていく。これらにおいて、単に現状維持に留まらず、より良い補修・補強を行い教育環境の向上を狙う。

図書館では、診療放射線学に関する分野を中心に幅広いジャンルの資料を収集し、今後も学修ニーズに即した蔵書構成を目指す。また令和5(2023)年7月より新体制として20時までの開館を実施し図書館の利用率の向上に努め、多くの学生が閉館時間まで図書館を利用していた。今後も20時開館を継続し学生に対して電子書籍の利用や図書購入希望の受付などのサービスの周知に努め、定期的に利用の促進を図る。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1)2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2)2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の生活実態の把握、今後の学生生活の向上および教育・研究環境の改善の参考にすることを目的に、1年に1度全学年に対して「学生生活等に関するアンケート調査」を行っている。令和5(2023)年度は11月に実施した。前年度以前の調査結果は学生課より学生委員会へ提出され、新型コロナウイルス感染拡大の影響により学生の登校機会が少なかったことから、分析のみを行っていた。令和5(2023)年度から調査結果は、教員会議を通じて各教員に、また、学生に対しては学内への掲示にて公開している。調査結果にて、改善要望の多い事項については診療放射線技術学科や他課と連携して改善対応をしている。例えば、学修支援の改善を目的として、令和5(2023)年度は本学1号館の学生ホールの開放時間を延長した。時間の見直しを行ったことにより、多くの学生が学生ホールに残り、自習をするようになった。【資料2-6-1】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

令和5(2023)年度の学生生活アンケートによると、「現在の悩み事」として「学業」「就職・将来の進路」「経済面」「健康」が上位を占めており、令和5(2023)年度は相談室や学生

課への積極的な相談の呼びかけをオリエンテーション時に周知し、本学のホームページの内容を更新することで行っている。また、学生生活の改善として、令和 5(2023)年度は学生委員会と学生自治会を中心に、新しい身だしなみ規定を考案、実行した。【資料 2-6-1】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の要望は多岐に渡るが、要望を受け、令和 5(2023)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、利用を中止していたウォーターサーバーの再開を決定した。また、1号館・4号館へ非接触型アルコールディスペンサーを2台ずつ設置し、感染症対策をより強化した設備を整えた。

学生生活全般に関する学生の意見・要望は「学生生活等に関するアンケート調査」及び学生意見箱を通して把握するようにしている。調査結果や投書内容は学生に公開するとともに関係部署で分析し、アメニティの向上や学生生活の充実に向けた改善のための貴重なデータとして活用している。【資料 2-6-1】

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

令和 4(2022)年度に学生意見箱の増設も行い、前年実績 1 件から令和 5(2023)年度は 31 件へと投書件数が増加した。今後も引き続き「学生生活アンケート」「学生意見箱」を活用し学生の意見・要望を的確に把握するとともに、検討結果を学生および教職員に公開し必要な改善は着実に実行し、学生との信頼関係をさらに強固なものとし、学生サービスの向上を目指していきたい。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 2-6-1】 2023 年度学生生活等に関するアンケート
- 2023 年度学生生活アンケート集計結果
- 2023 年度学生生活アンケート集計結果(自由記述欄)

[基準 2 の自己評価]

学生の受入れについて、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項に記載し、本学ホームページや大学案内へも掲載している。また、オープンキャンパスや高校訪問などにおいても周知に努めている。入学者受入れについて、アドミッション・ポリシーに沿い、公正かつ適切に学生受入れを行うため、入学試験では受験者全員に筆記試験および面接試験を課し、総合的に判断している。入学定員に対する入学者の比率は、令和 6(2024)年度入試では適切に維持できなかった。

学生支援体制の整備について、学部における教育・研究に関する事項について、教職員が協働し、学修支援に取り組んでいる。また、1年から3年次生では少人数担任制をとり、大学生活や学修する問題などに迅速に支援を行う体制を整えている。4年次生については、希望した研究室に配属され、研究室担当教員が学生支援を行っている。4年次の留年生に対する支援を厚くし、学生の早期卒業・国家試験合格を目指す努力をしている。さらに、1年次生のゼミナール I a の一泊研修では、上級生が SA として参加しており、大学生活学修方法について、入学直後の 1年次生にアドバイスをを行っている。

キャリア支援について、就職委員会・学科・学生課が連携し、学生の就職・進路活動の支援を行っている。また、卒業生や就職先からの意見を参考にしながら、社会で求められる人材育成を実施している。

学生サービスについて、学生委員会および各課が連携し、学生生活の安定のための支援を行っている。

学生環境の整備について、各施設は教育目的達成のために整備され、有効に活用されている。また、診療放射線技師の業務拡大における告示研修を学内で円滑に実施できるように必要な物品を整備している。図書館の開館時刻を20時までとし、学生が積極的に図書館を利用できるようにした。さらに、アンケートを毎年実施し、学生の要望をもとにサービスの改善・向上を図っている。各校舎には、エレベーターが設備されており、主に講義を行う4号館にはバリアフリー対応のエレベーターおよびトイレが備えられている。講義は原則約80人の1クラス単位で行っている。科目によっては2クラス単位、3クラス単位で開講している。

学生の意見・要望への対応について、年1回「学生生活等に関するアンケート調査」および学生意見箱をとおして把握している。結果や内容は学生に公開するとともに関係部署で分析し、学生生活の充実・改善に役立てている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1)3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2)3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

建学の精神に則った本学の教育理念「人の心と温かさがわかり、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持って、新しい社会の要請に応える医療職の人材を育成すること」に基づき学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を制定している。【資料 3-1-1】【表 3-1-1】

【表 3-1-1】大阪物療大学ディプロマ・ポリシー

<p>【大阪物療大学ディプロマ・ポリシー】</p> <p>1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。</p> <p>2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。</p> <p>3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身に付け、医療の向上に寄与できる能力を持っている。</p>

ディプロマ・ポリシーは大学案内や大学ホームページに掲載し広く社会に公開するとともに、学生に対しては入学式や新入生オリエンテーションを通して、教職員に対しては入職時の研修において周知をしている。また、全学生が携帯する『学生便覧・履修要項』への掲載及び学内の主要な箇所への掲示を行うことで、身近に目にする機会を設ける工夫をしている。特に学生に対しては、学期ごとのポートフォリオ面談において、ディプロマ・ポリシーに対する自身の達成度を自己評価し、卒業までに自身が身につけておくべき力を意識しながら 4 年間の学生生活を送ることができるよう仕組みづくりを行っている。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定基準

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定を策定し、「学部規程」第 16 条(単位算定基準)、第 17 条(成績評価基準の明示)、第 18 条(成績表及び単位の授与)、及び「履修規程」、「講義計画書(シラバス)」(2023 年版)に記載された各科目の「評価方法」「評価基準」に明記している。各授業科目の「評価方法」「評価基準」については、初回の講義で「講義計画書(シラバス)」(2023 年版)に従い学生に説明するよう、教務課より科目担当教員へ依頼することにより学生への周知を徹底している。【表 3-1-2】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

【表 3-1-2】成績評価の表示方法

評価	表示	評点	学修到達度との関係
秀	S	90 点以上	特に優秀な水準で到達目標に達している
優	A	80 点以上 90 点未満	優秀な水準で到達目標に達している
良	B	70 点以上 80 点未満	特に良好な水準で到達目標に達している
可	C+	61 点以上 70 点未満	良好な水準で到達目標に達している
	C	60 点(再試験)	到達目標に達している
不可	D	60 点未満	到達目標に達していない
	F	未受験	履修放棄、試験未受験
認	N	認定	他大学等の単位を認定した科目

「成績通知書」には、「履修規程」第 14 条(GPA)にて規定された学期ごとの GPA が記載されており、学生自身が学修成果の推移を把握できるようにしている。学期ごとに算出された各学生の GPA は、担任教員による履修指導や学修支援・個別面談、クラス分け、特待奨学生選抜等の参考資料として活用している。また、「成績通知書」を学期ごとに学生と保護者に配布・通知している。成績評価の表示方法については「学生便覧・履修要項」にて学生に明示するとともに、学期ごとのオリエンテーションで学生に説明をしている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-10】【データ編：表 3-1】

2)進級基準

本学が医療系大学であることを鑑み、年次ごとの学生の理解度とともに臨床実習を円滑に実施することを重視し、「履修規程」第 19 条(進級)にてディプロマ・ポリシーを踏まえた学年ごとの進級要件を定め、「学生便覧・履修要項」にて学生に明示するとともに、学期ごとのオリエンテーションで学生に説明をしている。【資料 3-1-1】【表 3-1-3】【資料 3-1-8】

【表 3-1-3】 進級要件

学年	進級要件
2 年次生への 進級	1 年次に配当されている実験・実習科目の単位をすべて修得していること。
3 年次生への 進級	<p>2 年次に配当されている実験・実習科目の単位をすべて修得していること。また、1 年次から 2 年次までに配当されている必修科目の単位のうち、以下の指定科目(19 科目)をすべて修得していること。</p> <p>[指定科目(19 科目)]</p> <p><X 線撮影技術> 「X 線撮影技術学 I a」「X 線撮影技術学 I b」 「X 線撮影技術学 II a」「X 線撮影技術学 II b」</p> <p><CT, MRI> 「X 線画像機器学 III (CT)」「診療画像機器学 (MRI)」 「診療画像検査学 I (MRI)」</p> <p><核医学検査技術> 「核医学検査技術学 I」「核医学機器学」</p> <p><放射線治療技術> 「放射線治療技術学 II」「放射線治療機器学 II」</p> <p><基礎医学> 「解剖学」「解剖学演習」「生理学」「病理学」 「病態学」「内科学」</p> <p><安全管理 感染対策> 「医療安全管理学 I」</p> <p><その他> 「臨床医学」</p>

4年次生への 進級	1年次から3年次までに配当された必修科目の単位をすべて修得していること。
--------------	--------------------------------------

3) 卒業認定基準

卒業認定については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学則第34条(卒業及び学位の授与)に、「学長は、修業年限に規定する期間以上本学に在籍し、所定の科目を履修してその単位を修得し、学部等規定で定める卒業の要件を満たした者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。」と定めており、教務委員会及び教授会内の判定会議による審議を経て、卒業判定を確定している。【表 3-1-4】【資料 3-1-11】【データ編：表 3-2】

【表 3-1-4】 卒業要件

令和3(2021)年度以前入学生

科目区分	必修科目	選択科目	卒業要件
基礎教育科目	13 単位	10 単位以上	合計 125 単位以上を修得すること
専門基礎科目	32 単位	規定なし	
専門科目	70 単位		

令和4(2022)年度以降入学生

科目区分	必修科目	選択科目	卒業要件
基礎教育科目	12 単位	10 単位以上	合計 126 単位以上を修得すること(学則第11条4項の規定によって修得した単位は卒業要件として修得すべき単位数から64単位を除いた単位数を上限とする)
専門基礎科目	32 単位	規定なし	
専門科目	72 単位		

4) 学位授与

学位授与にあたっては、「大阪物療大学学位規則」第3条(学位授与の条件)にて、「学位は、学長が、「学則」第34条第1項に規定する卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。」と明記しており、教授会内の判定会議による審議を経て、ディプロマ・ポリシーを満たしていると卒業の判定を受けた学生に「学士(診療放射線学)」を授与している。【資料 3-1-12】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学では各々の規定に明確に定められた基準に基づき、全教員出席の拡大教授会による審議を経て単位認定、進級認定、卒業認定を確定することで、その厳正な適用を行っている。

単位認定においては各学期末に各科目責任者が本学の定める単位認定基準に則り、各科目の単位認定案を提出し、全科目の単位認定案を取りまとめたものを全教員出席の拡大教授会に付託し最終的な認定を行っている。定期末試験不合格者に対して補習等ののちに全ての科目に対して再試験を実施しているが、それでも 60 点未満と評価されたものは規定を厳正に適用し単位不認定としている。令和5(2023)年度の単位認定率は1年次生 90.9%、2年次生 83.4%、3年次生 99.4%、4年次生 56.5%であった。

このように規定に厳正に従って付与した単位に基づいた進級、卒業認定案を作成し、これらを全教員出席の拡大教授会にて審議し承認を得ている。令和5(2023)年度の2年次生へ、3年次生へ、4年次生への進級率は、それぞれ 91.8%、54.1%、92.1%、卒業率は 55.9%であった。

【資料 3-1-1】【資料 3-1-9】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

令和4(2022)年度までは学年制を採用しており各学年における必修科目を1科目でも未修得となれば進級できず、原級留置となり翌年に再度当該学年の全ての必修科目を再履修することが必要であった。そのため、単位認定時、進級判定時、卒業認定時の各基準の適用が一部寛容になってしまう事例もいくつかあったが、これらの厳正な適用に努めることで進級率、卒業率ともに低くなることが常態化していた。これを改善するために令和5(2023)年度より全学年一斉にこれまでの学年制から単位制へと変更した。しかしながら、進級率、卒業率の改善が図れたとは言い難い。現状では全ての講義科目を15回の講義で1単位としているため、各期の科目数が過多となり学生の事前・事後学修の時間が十分に確保できていない状況であると考えられる。そこで、令和7(2025)年度からの新カリキュラムの策定に向けてワーキングチームを立ち上げ、講義科目の2単位化による科目数の低減と講義内容の再編を計画している。これにより、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用しつつも進級率、卒業率ともに高めることを目指したい。

◆エビデンス集 資料編

【資料 3-1-1】 学生便覧・履修要項(2023年版)

【資料 3-1-2】 大学案内

【資料 3-1-3】 本学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」

https://www.butсурyo.ac.jp/concept/dip_policy.html

【資料 3-1-4】 新入生オリエンテーション資料(2023年版)

【資料 3-1-5】 入職時研修資料

【資料 3-1-6】 ポートフォリオ(ディプロマ・ポリシー達成度評価)

【資料 3-1-7】 大阪物療大学保健医療学部規程

- 【資料 3-1-8】 大阪物療大学保健医療学部履修規程
- 【資料 3-1-9】 講義計画書(シラバス)(2023年版)
- 【資料 3-1-10】 2023年度 前期 成績通知書(サンプル)
- 【資料 3-1-11】 大阪物療大学学則
- 【資料 3-1-12】 大阪物療大学学位規則
- 【資料 3-1-13】 第6回拡大教授会議事録
第13回拡大教授会議事録
- 【資料 3-1-14】 第6回教務委員会議事録
第13回教務委員会議事録

◆エビデンス集 データ編

- 【表 3-1】 成績評価基準
- 【表 3-2】 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーは、大学案内や大学ホームページに掲載し広く社会に公開するとともに、学生に対しては新入生オリエンテーションにおける周知や、全学生が携帯する「学生便覧・履修要項」および「講義計画書(シラバス)」への記載を通して周知している。

【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーに基づき制定されたカリキュラム・ポリシーは、表に示す如く一貫性が確保されている。

【表 3-2-1】 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
1 医療の高度化や専門特化に対応するための基礎的な知識と技術の習得により、技術革新に対応する能力を持っている。	1 革新進歩し高度化する保健医療に柔軟に対応できる幅広い基礎的・専門的な知識と技術を身につける。
2 広い視野と豊かな人間性、高い倫理観、的確な対人関係形成力によるリーダーシップとコミュニケーション能力を持っている。	2 高い医療倫理観を養い、対人関係における意思疎通力と指導力を身につけ、医療環境への適正維持・安全管理技術を修得する。
3 チームの一員として協調・協働し、継続的な研究・研鑽力、探求心を身につけ、医療の向上に寄与できる能力を持っている。	3 チーム医療体制における医療スタッフとの協調・協働姿勢を涵養し、医療向上に貢献できる研究・研鑽力を身につける。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

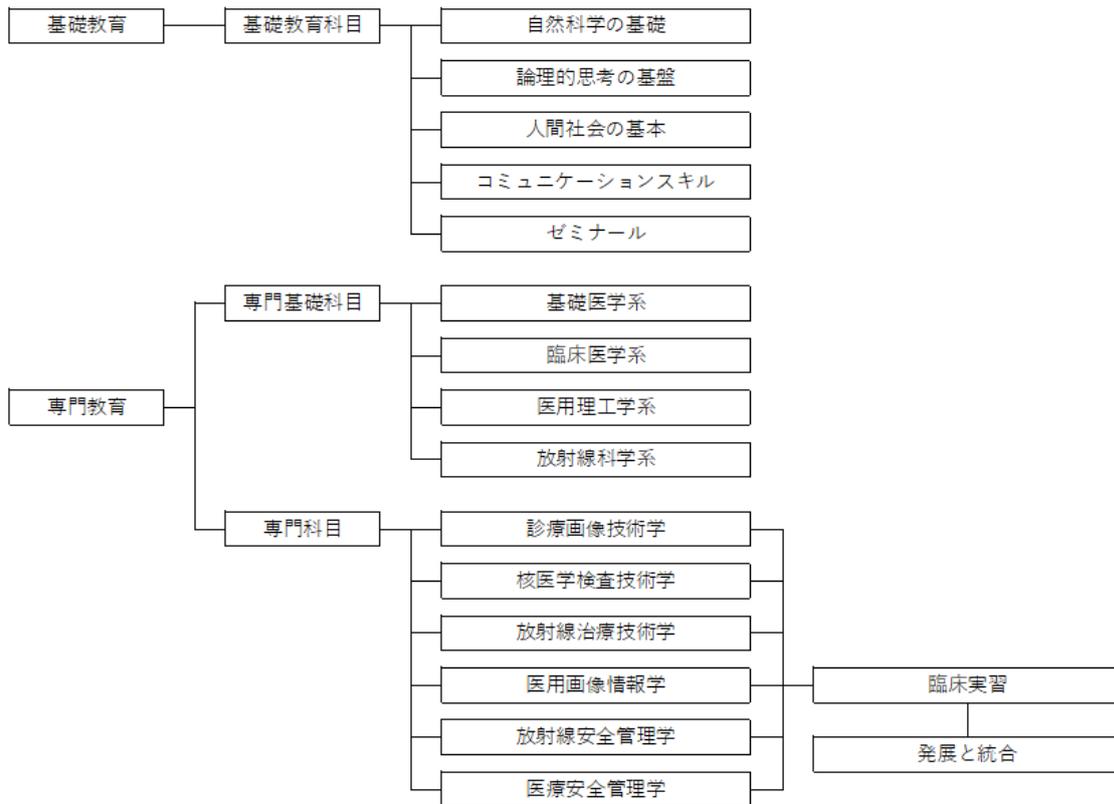
本学では「基礎教育科目」から「専門基礎科目」、さらに「専門科目」へと各授業科目をより密接に関連づけたカリキュラムの体系的編成が行われている。【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

「基礎教育科目」は、「自然科学の基礎」「論理的思考の基盤」「人間社会の基本」「コミュニケーションスキル」「ゼミナール」の5つの科目群から編成されている。ここでは、学部教育を受ける上で必要となる基本的な学修スキルの習得、将来の職業に対する動機づけ、科学的な見方や考え方、情報化社会への対応能力、幅広い視野と豊かな人間性、多様化・グローバル化する医療現場に対応できる基本的なコミュニケーション能力等を身につけるための教育を展開している。

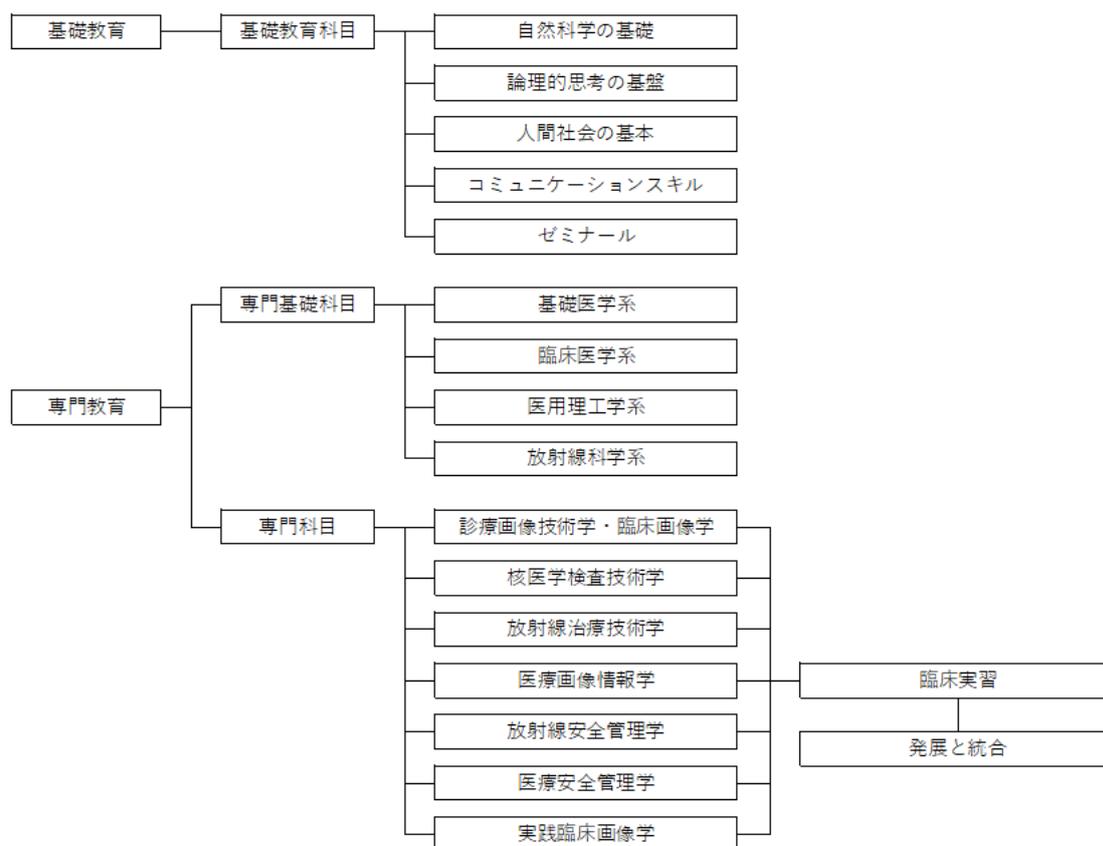
「専門基礎科目」では、診療放射線技師に求められる医学的知識及び理工学的知識をバランスよく持ち合わせ、専門科目に展開する基盤を形成することを目的とし、「基礎医学系」「臨床医学系」「医用理工学系」「放射線科学系」の4つの科目群から編成されている。ここでは、基礎医学の知識、他職種との連携に関する知識、機器や装置の構造理解に必要な知識、診療放射線技術に関する基礎知識を身につけるための教育を展開している。

「専門科目」では、「診療画像技術学」「核医学検査技術学」「放射線治療技術学」「医療画像情報学」「放射線安全管理学」「医療安全管理学」「実践臨床画像学」の7つの科目群で編成することにより、医療現場において診療放射線技師が関わる診療画像診断業務や放射線治療業務に必要な診療放射線技術に関する基礎的な知識と基本的な技能を体系的に身につける教育を展開している。また、各分野で学んだ知識と技術を統合的に学び、総合的な判断力や実践的な応用能力、課題探求能力、研究能力など診療放射線技術を発展させる力を育成することを目的に「臨床実習」及び17科目からなる「発展と統合」の2つの分野を配置している。【図 3-2-1】【データ編：表 3-1】

令和3(2021)年以前入学生



令和4(2022)年以後入学生



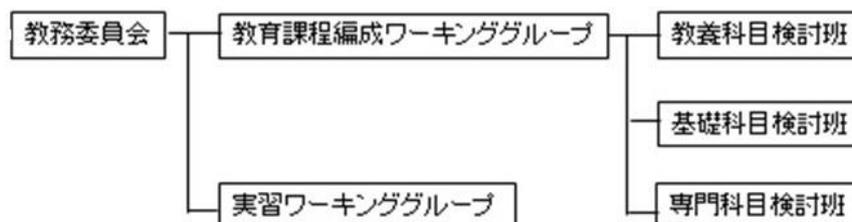
【図 3-2-1】保健医療学部診療放射線技術学科の教育課程区分

シラバスの作成においては共通の様式を用い、指定された 21 項目を記載することで内容を充実させている。この項目には当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連、アクティブ・ラーニングの内容、確認テストやレポートに対するフィードバックの方法などが指定されており、当該科目を履修する学生に対して十分な情報を提供している。また、各教員により作成されたシラバスは、教務委員会にて内容の点検・確認を行っている。

学生の負担を考慮し、1 年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、演習科目および実験・実習科目を除き年間 47 単位と定めている。卒業要件単位数としては、必修科目である「基礎教育科目」12 単位、「専門基礎科目」32 単位、「専門科目」72 単位と選択科目から 10 単位以上、合計 126 単位と定めている。単位数の上限年間 47 単位の負荷について、学生の意見を聴取し、上限単位取得をどうするかが今後の検討課題である。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育の運営体制を整え、建学の精神と教育の理念に則った医療人育成に適した教養教育を展開するため、教務委員会の下部組織である教育課程編成ワーキンググループに「教養科目検討班」を設置し、3 人の教員を配置している。【図 3-2-2】



【図 3-2-2】保健医療学部診療放射線技術学科の教務委員会組織図

この教養科目検討班により、アカデミックスキルを向上させる「医療英語(1年後期)」・「医療中国語(1年後期)」・「医療スペイン語(1年後期)」・「アカデミックスキル(1年後期)」を配し、医療人としての資質・ヒューマンスキルを向上させるためのゼミナール等が平成31(2019)年度より新規開講され、医療人として必要とされるアカデミック/ヒューマンスキルを低学年次から教育している。【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、診療放射線技術学の理論と実践の融合に向けて、理工学系の基礎科目を専門とする教員と、診療放射線技術に関する豊富な知識と技術、実務経験を有する教員をバランスよく配置している。

医療人としての資質を涵養するために、各科目でアクティブ・ラーニングを積極的に導入して、学生間でディベートの機会を設けるように指導している。また、高校で生物、化学、物理の基礎科目を選択していない学生のために、高校レベルの生物、化学、物理の基礎を入学前学習として丁寧に教授し、入学後、学生がスムーズに講義に臨めるように努めている。科目の特性に応じて複数の教員を配置し、オムニバス形式の講義を柔軟に取り入れるとともに、実験・実習科目については全専任教員が一丸となってより効果的な教育の実践にあたっている。【表 3-2-2】

【表 3-2-2】主なオムニバス科目

	科目名
1年次	「ゼミナールⅠa」 「ゼミナールⅠb」 「理工学実験Ⅰ」
2年次	「ゼミナールⅡ」 「理工学実験Ⅱ」 「放射線技術学実習Ⅰ」 「放射線技術学実習Ⅱ」
3年次	「ゼミナールⅢ」 「臨床実習ゼミナールⅠ」 「臨床実習ゼミナールⅡ」 「放射線技術学実習Ⅲ」

	「放射線技術学実習Ⅳ」 「研究法入門」 「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲa」 「臨床実習Ⅲb」
4年次	「ゼミナールⅣ」 「総合演習」 「卒業研究 a」 「卒業研究 b」

また、理工学系の基礎的な科目については、入学した学生が学修上の困難を感じる人が多いため、複数クラス制(1学年を複数クラスに分けて授業を実施)・複数ターム制(学期を複数に分割して授業を実施)を採用し、少人数で効果的に学修ができるように工夫を行っている。これらの科目については、学生の要望に応じて不定期で勉強会を開催するなど、学生の主体的な学びをサポートする教員の姿勢を前面に打ち出し、基礎科目教育の充実に取り組んでいるところである。

また、診療放射線技師養成校として、臨床実習に係る教育に重点的に取り組んでおり、教員ひとりひとりが担当の施設・学生を受け持ち、将来の診療放射線技師を育てる使命と責任感を持って学生指導を行う体制を整えている。臨床実習を控えた3年次生に対しては、臨床実習の事前教育として、臨床実習の目的と心構えを理解し、臨床現場に対応できる知識・技能・態度を身につける「臨床実習ゼミナール」を開講している。また、放射線医療業界で伝統ある本学園のネットワークを活かし、学内実習の一部で現場の第一線で活躍する診療放射線技師を外部講師として招き、より実践的な教育に取り組んでいる。【表 3-2-2】【表 3-2-3】【表 3-2-4】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】

【表 3-2-3】「臨床実習ゼミナール」授業内容(抜粋)

「臨床実習の心構え」「感染症対策講座」
「個人情報保護講座」「X線教育訓練」
「事故対策講座」「臨床実習の実践」

【表 3-2-4】臨床技能実習項目

検査対応能力および患者接遇能力	①患者対応(面接) ②検査技術 ③移乗動作 ④手指衛生
臨床画像評価能力 (正常画像解剖、主要疾患画像の理解度)	口頭試問、筆記試験等

卒業研究では、博士の学位を持つ教授を中心に全教員で研究指導にあたるとともに、少人数である利点を活かして、指導教員が担当学生の勉学や就職の相談を担い、親身な指導を行っている。卒業研究の成果は研究報告書にまとめられ、ポスター発表という形で在学生や一般の来観者に公表している。令和2(2020)～令和4(2022)年度の卒業研究では、新型コロナウイルスへの対応から、一般の方への参観は中止し、ポスター発表はオンラインで行われたが、令和5(2023)年度においては新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されたことから、例年通りポスターを大学内の講義室に展示して、対面で発表を行った。【資料 3-2-11】

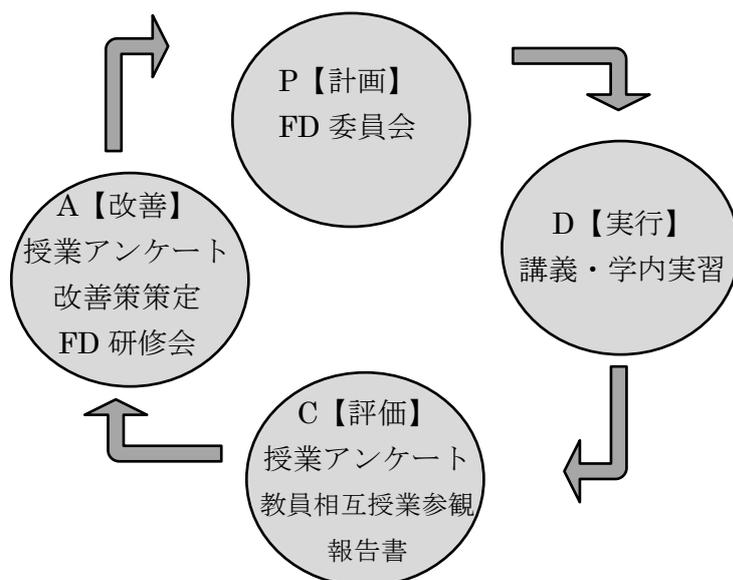
講義全般に関しては、FD委員会が中心となり、開講される全科目について学期の期初と中間の2回の頻度で学生による授業アンケートの実施、授業アンケート結果を担当教員にフィードバックして、教員に授業改善のための報告書を求めている。特に、期初授業アンケートは早い段階で授業の実施状況を把握し、直ちに授業の改善を図ることを心掛けている。

令和5(2023)年度は開講された前期期初83科目、前期中間82科目、後期期初58科目、後期中間58科目で授業アンケートを実施した。回答率は前期期初67.6%、前期中間50.8%、後期期初19.4%、後期中間19.2%であった。【資料 3-2-12】

教員FD研修会は、授業アンケートの結果から重点項目を抽出し、授業改善のための具体的な内容について議論を行い、次年度の授業に参考できることを目的とする。令和5(2023)年度は前期に「診療放射線技師国家試験対策における学習プラトールに対する雑感」という内容で研修会が開催された。また、「大学教育における静脈穿刺技術の指導方法」並びに「診療放射線技師法改正に伴う告示研修の概要と学生に実施する告示研修の流れについて」というテーマで令和5(2023)年度後期研修会が開催された。【資料 3-2-13】

また年度ごとに他教員が担当する関連科目の授業を参観し、その評価・報告をする教員相互授業参観が制度化されている。そのことにより、教員が互いに良いところを吸収したり、客観的に評価したりすることで、幅広い視点に立ち授業のスキルを自己研鑽することができている。【資料 3-2-14】

授業アンケートと授業改善策を中心とする教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価の流れは、教育改善のPDCAサイクルの仕組みとして、適切に機能していると判断している。【図 3-2-3】



【図 3-2-3】 教育内容・方法及び学修指導等の点検・評価の流れ

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

4年次進級時の学力向上のためには、「基礎科目」からの系統的な学修が必要である。本学のディプロマ・ポリシーの中でも「技術革新に対応する能力を持つ」診療放射線技師を目指すためには、科目間の連携が重要になってくる。単位制への移行を機に、3年次生までの各科目の評価基準を厳格化し、4年次生になった時に応用力を発揮できるように準備しておく。4年次生で履修する「総合演習」においては、教員側も科目間の連携を常に意識する。科目間にまたがる知識を駆使して問題を解決する能力を育てられているのかを、常に検証しながら授業をすすめていく。これらの取り組みによって、近年、応用力・実践力を試される傾向にある国家試験に対応し、日進月歩の診療放射線技術が多様化される現場で、その発展を支える本質的な貢献ができる診療放射線技師の養成に努める。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 3-2-1】 2023 年度大学案内
- 【資料 3-2-2】 カリキュラム・ポリシー
- 【資料 3-2-3】 新入生オリエンテーション資料(2023 年版)
- 【資料 3-2-4】 学生便覧・履修要項(2023 年版)
- 【資料 3-2-5】 カリキュラムマップ
- 【資料 3-2-6】 カリキュラムツリー
- 【資料 3-2-7】 卒業要件単位数
- 【資料 3-2-8】 シラバス作成(注意事項)
- 【資料 3-2-9】 「臨床実習ゼミナール」「放射線技術学実習Ⅱ」シラバス
- 【資料 3-2-10】 臨床技能実習評価項目
- 【資料 3-2-11】 2021 年度「卒業研究」ポスター発表
2022 年度「卒業研究」ポスター発表

- 【資料 3-2-12】 2023 年度前期中間授業アンケート集計結果について
2023 年度後期中間授業アンケート集計結果について
- 【資料 3-2-13】 2023 年度第 1 回 FD 研修会実施報告
2023 年度第 2 回 FD 研修会実施報告
- 【資料 3-2-14】 2023 年度前期教員相互授業参観報告書一覧(報告者別)
2023 年度後期教員相互授業参観報告書一覧(報告者別)

◆エビデンス集 データ編

【表 3-1】 授業科目の概要

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック**

(1)3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、政令指定都市・堺における医療人育成の場として、保健・医療・福祉の分野へ貢献すべく、専門性を活かした人材育成により地域医療の向上に寄与するとともに、地域貢献のための教育・研究拠点として知的資源を還元することを目的としている。また、放射線医学分野に関する教育と研究を通じて、診療放射線技師を育成することにより、地域社会の医療、保健、福祉の発展と向上に寄与することを目的とする。この教育目的をふまえて制定された 3 つのポリシーに基づき教育課程を編成し、日々の教育を実践しているところである。

この 3 つのポリシーを踏まえた上での学修成果の点検・評価方法として、卒業時に教務に関するアンケートを実施し、学生の意識調査、満足度を調査している。また、採用いただいた施設へのアンケートも実施し学修成果の点検・評価を行っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】

また、医療人を目指す学生として必要となる、他者との協調・協働力・人間性について、ゼミナール I a・I b・II・III・IV、理工学実験・放射線技術学実習、臨床実習を通じて育むよう教育を行っている。

本学が診療放射線技師養成校であることから、診療放射線技師国家試験の合格率、また就職率からも教育目的の達成度を評価している。令和 5(2023)年度の国家試験合格率 80.8%、就職率 97.6% であることから、教育目的の達成に向けた本学の取組みは十分に評価できるものと考えている。【資料 3-3-3】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学は診療放射線技師を養成する大学として単一学部、単一学科で運営を行っている。学修成果としては、資格取得状況がそれを示す一つの指標と考えられる。令和5(2023)年度第76回国家試験の合格率は80.8%であった。【資料3-3-3】

本学の就職における目標は、診療放射線技師として免許を取得し、病院施設・健診施設への就職を中心に、関連企業への就職などが考えられる。また、本学での学びをより習熟させるために、大学院進学希望者も増加してきている。令和5(2023)年度の卒業生の就職率は、97.6%であり、十分な学修成果が得られていると考えられる。また、就職先も国公立病院、大学病院をはじめ、私立病院まで多岐にわたるが、学生の希望する施設への就職を実現している。【資料3-3-4】【資料3-3-5】

また、就職先施設に対しアンケート調査も行なっている。就職先への調査については現場責任者に対し可能な限り直接ヒアリングを行うことによって、受入側の観点からの具体的な情報を入手することとした。医療業界では職場におけるチームの一員として周囲とコミュニケーションを図り、協調して仕事に従事することが重要視されているなか、アンケートの結果として本学卒業生にはコミュニケーション能力が備わっていると36.7%の施設より回答があった。これは小規模大学の特徴を活かし、学生が積極的に教職員とコミュニケーションをとることでコミュニケーション能力の向上につながったと評価している。しかしながら、全体的な専門知識が不足しているとの回答も多くみられ(11.6%)、この評価を真摯に受け止め、次年度以降の学修指導の改善につなげたいと考えている。【資料3-3-2】

さらに、卒業生に対する大学教育に関する満足度のアンケートも行なっており、令和5(2023)年度の集計結果では、「教育内容について満足している」が、あてはまる・ややあてはまる：84.6%、以下同様に基礎教育科目授業内容：92.3%、専門基礎科目・専門科目授業内容：92.3%、学内実習：96.2%、卒業研究：96.2%、国家試験対策：90.4%と高い評価を得ている。一方でシラバスの有効活用：61.5%、講義における対話・討論型の授業：59.6%、授業アンケート有効活用：61.5%と高い評価でなく、今後の検討課題になっている。【資料3-3-1】

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

本学は診療放射線技師を養成する大学であり、国家試験合格と就職内定が学修成果である。今後も高い合格率を保つために、本学卒業生における国家試験の各科目の正答率を分析し、苦手科目に関しては低学年から強化するなどの対策を検討する必要がある。国家試験で試される、問題の内容を理解し応用力を駆使する力を養うため、国家試験対策講座を充実していく。

就職内定に関しては学力だけでは得られない。よって就職先アンケートを細かく分析し、病院側が求める人物像に近づけられるような指導を1年次から実施することも検討する必要がある。学生や就職先である医療機関のニーズに柔軟に対応し、学力と人間力ともに高い学生を育てることで、採用試験で本学の学生を選んでもらえるように今後も教職員が協力していく必要がある。また、普段の授業におけるアクティブ・ラーニング、ボランティ

アなどの課外活動もより充実させていく。さらに大学以外での「学び」を通じて、コミュニケーション力豊かな社会人・医療人を育てることによって、今後も高い就職率を保ち、これを学修成果の指標としていきたい。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 3-3-1】 大学教育に関するアンケート(2023年度卒業生)集計結果
- 【資料 3-3-2】 2023年度就職先施設に対するアンケート集計結果
- 【資料 3-3-3】 2023年度就職率
2023年度国家試験合格率
- 【資料 3-3-4】 2023年度 国家試験後 採用活動表
- 【資料 3-3-5】 就職内定先記録 2023年度(令和5年度)卒業生

[基準3の自己評価]

建学の精神に則った本学の教育理念に基づいたディプロマ・ポリシーが定められ、大学ホームページや全学生が携帯する「学生便覧・履修要項」などで学内外に周知している。このディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を適切に定め、厳正に適用している。また、全学年で実施しているポートフォリオの内容に、学生自身の達成度評価(ディプロマ・ポリシー)などを取り入れて効果的に運用している。

カリキュラム・ポリシーには本学で育成する学生の基礎的および専門的知識の具体的な内容が定められている。また、編成方針はディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されており、ディプロマ・ポリシーと同様に大学ホームページや全学生が携帯する「学生便覧・履修要項」などで学内外に周知している。教育課程の具体的な内容は科目関連図(カリキュラムマップ)で明示し、具体的な科目間連携の概要を明らかにしている。さらに、シラバスにおいて授業目的、内容、目標を明記し、事前・事後学修として求められる内容が明記されている。履修単位数の上限も適切に設定し、単位制度の実質を保つ工夫を行っている。多くの教養教育科目を1年次に実施し、3年次までの各科目で積極的にアクティブ・ラーニングを取り入れている。教授方法の工夫・開発に関しては授業アンケートを定期的に行い、FD委員会などで集約し教員にフィードバックすることによって、授業内容の改善等に繋げている。

学修成果として診療放射線技師国家試験合格率、就職先施設への調査、卒業生への満足度調査を用いて点検・評価を実施している。結果は教職員間で情報共有され、次年度の教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックされている。

基準4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① **大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮**
- 4-1-② **権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**
- 4-1-③ **職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

(1)4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2)4-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学の学長は、設置法人の理事長を兼任しており、審議機関である各委員会や教授会、大学運営会議、また、諮問機関である評議員会が有効に働き、必要な審議を経て決議する体制が整っている。学長は、学園の最高決定機関である理事会、大学運営会議、教授会のいずれにも出席しており、学生の要求から大学の意思決定また法人の意思決定に至るまで十分に認識している。最終的意思決定が学長と定めのある場合や、学長の意思に一任される場合は、学長の判断に基づいて大学の運営がなされている。

以上のように、学長は教学マネジメントにおける責任を十分に認識し、その責務を果たすとともに、大学の業務遂行と意思決定において適切にリーダーシップを発揮しているといえる。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では、大学が自らの使命や教育理念を踏まえて策定した3つのポリシーに基づき以下の組織が規程に定められたそれぞれの権限と責任に応じて、教学マネジメントを行っている。

1) 大学運営会議

学長が議長となり、以下に挙げる教育研究に関する重要事項を審議する最高意思決定機関である。

- ①大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項
- ②大学の予算及び決算に関する事項
- ③学部、学科その他の管理・運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項
- ④学則その他の管理・運営に関する重要な規程の制定または改廃に関する事項
- ⑤教育職員・事務職員人事の方針に関する事項
- ⑥大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項
- ⑦大学の内部質保証の推進に関する事項
- ⑧その他大学の運営に関する重要事項【資料 4-1-1】

2) 教授会

常勤の専任教授で構成され、学長が議長を務める。また、教授会の意見を聴くことが必要なものとして以下を内規として学長が定め、あらかじめ周知している。

- ①学生の休学、復学、転学、退学、除籍その他学籍の変更に関する事項
- ②学生の懲戒に関する事項
- ③他の大学又は短期大学等における授業科目の履修により修得した単位の認定に関する

事項

④その他教育及び研究に関する重要事項 【資料 4-1-2】 【資料 4-1-3】

3)教務委員会

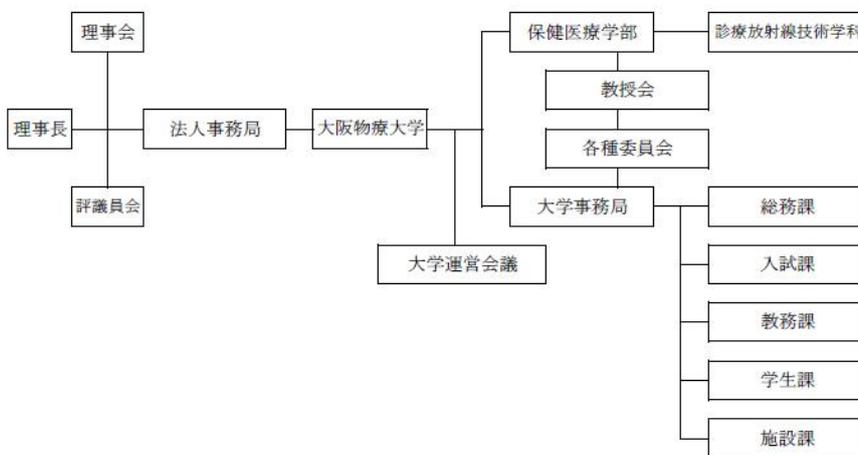
大学運営会議の基本方針の下、学科長が議長を務め学部の教務に関する事項を審議し、学部内の連絡調整を図ることを目的としている。【資料 4-1-4】

PDCA サイクルに基づく質保証のための自己点検評価は、大学運営会議、大学評価委員会からなる組織体制により実施している。また、IR ワーキンググループにおいても、本学の活動に係る情報を収集・分析し、業務運営の改善を行っている。以上のことから、本学は一定の教学マネジメント機能を備えていると言える。

以上のように、大学運営会議の下に教授会、教務委員会を置くことで、権限を適切に分散するとともに、責任の明確化に配慮し、大学の使命・目的に沿って、大学の意思決定及び教学マネジメントを行うための体制を構築している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の組織編制は、「学校法人物療学園組織規程」（以下「組織規程」という。）により、学園全体の職制及び職務を明確にし、適性且つ円滑な管理運営を行うための組織を策定している。【図 4-1-1】



【図4-1-1】学校法人物療学園組織図

事務局が果たす役割については「学校法人物療学園事務分掌規程」（以下「事務分掌規程」という。）に定め、明確な役割分担による適切な人員配置を可能にしている。事務職員は23人(令和6(2024)年5月1日現在。専任、嘱託、臨時含む。)で構成されており、事務局長が事務組織を統括している。

さらに、臨機応変かつ効率的な業務遂行と適正な人員数・配置とを保持するため、「事務分掌規程」第9条にて「(前略)事務分掌外の業務を指示することができる。」と定め、業務分掌に柔軟性を持たせるとともに、「学校法人物療学園文書取扱規程」第19条におい

て、専決を定め、別表第2にて決裁事項の権限の適切な分散を図っている。

大学の最高意思決定機関である大学運営会議の構成員については教員に加え、事務局長、入試課長、教務課長、学生課長、総務課長等の事務職員を配置することで教職協働による大学運営体制を担保し、学内の意思統一を図っている。

以上のことから、本学では現状の組織体制上において、大学事務局における必要な職員の配置及び役割を明確化しており、一定の教学マネジメント補佐機能を備えていると評価できる。【資料4-1-5】 【資料4-1-6】 【資料4-1-7】 【資料4-1-8】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料4-1-1】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料4-1-2】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料4-1-3】 教授会の意見を聴くことが必要なものとして定める事項に関する内規
- 【資料4-1-4】 大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程
- 【資料4-1-5】 学校法人物療学園組織規程
- 【資料4-1-6】 学校法人物療学園事務分掌規程
- 【資料4-1-7】 学校法人物療学園文書取扱規程
- 【資料4-1-8】 大阪物療大学会議・委員会一覧(2023年度)

(3)4-1の改善・向上方策(将来計画)

学長は設置法人の理事長を兼任しており、理事会、大学運営会議等と密な連携体制が可能なことから、今後も継続的に学園運営のリーダーシップを発揮していく。現体制では理事会及び大学運営会議において、迅速かつ適正な意思決定がなされているが、今後とも教職協働で着実な実行体制のとれる組織を構築していく。また事務局長が兼任する副理事長による理事長、学長へのリーダーシップの補佐体制を今後さらに強化していくとともに、教職員の意識改革及びさらなる業務の質向上を図っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2)4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教育組織の編成は、大学設置時に定められた建学の精神に基づき、単なる技術者の養成ではなく、ひとりの社会人・医療人としての自覚と誇りを持ち、人の心と温かさがわかる医療の専門職業人の育成を教育理念とし、学生に対して「心」を込めた責任ある教育を行うために、大学設置基準に従い適切な人数の専任教員を配置している。

保健医療学部診療放射線技術学科では、教養科目にはじまり放射線技術学に関する基礎、

基本、発展まで体系的に履修することが可能となるよう教育課程を「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」の三つのカテゴリーに分け編成している。各々の科目の内容や特性に応じて、専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員を適切に配置している。人材育成の目的を達成するために、教育上主要と認める講義については、原則として専任教員を配置し、主要科目以外の講義についても可能な限りで専任教員を配置している。【表 4-2-1】

【表 4-2-1】 専任教員の担当する割合

科目区分	2023 年度
基礎教育科目	79.5%
専門基礎科目	76.3%
専門科目	92.9%

専任教員の採用にあたっては大学設置基準の「教員の資格」の規定に則り、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績を判断して行うことを選考の根本基準としている。さらに、診療放射線技師養成所指定規則第 2 条に基づいて、必要な数の診療放射線技師又は医師を採用している。具体的には、「学校法人物療学園任期制雇用に関する規程」、「大阪物療大学教育職員候補者選考規程」、「大阪物療大学教員選考基準」等に基づき、専任教員、兼任講師ともに公募による採用を行い、優秀かつ若手の教員を採用することにより、教育研究活動の活性化と年齢構成の適正化を図っている。

昇任と教員評価については、「学校法人物療学園教員業績評価に関する規程」に基づいている。業績評価委員会が、教員の職務状況等の評価を総合的に行うために、定期的に評価を実施し、学長は、その評価結果を本学の教育研究等の質の向上、活性化に役立てるとともに、処遇等に反映させている。【表 4-2-2】【表 4-2-3】【表 4-2-4】【表 4-2-5】

【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】

【表 4-2-2】 大学設置基準に基づく専任教員数確認表

項目	教員数	教授数
大学設置基準で定める 必要人数	21	11
本学保健医療学部の 教員数	21	12

(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)

【表 4-2-3】 診療放射線技師学校養成所指定規則に基づく専任教員数確認表

項目	診療放射線技師又は医師 またはこれと同等以上の 学識経験を有する者	免許を受けた後5年以上 診療放射線技師として 業務している者
指定規則で定め る必要人数	9	3
本学保健医療学 部の教員数	12	10

(令和6(2024)年5月1日現在)

【表 4-2-4】 大阪物療大学保健医療学部年齢別教員数

29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
0	3	4	4	7	3	21

(令和6(2024)年5月1日現在)

【表 4-2-5】 教員採用・選考などに関する規程一覧

規程等の名称
学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程【資料 4-2-1】
学校法人物療学園給与規程【資料 4-2-2】
大阪物療大学兼任講師に関する規程【資料 4-2-3】
大阪物療大学兼任講師給与規程【資料 4-2-4】
学校法人物療学園任期制雇用に関する規程【資料 4-2-5】
大阪物療大学教育職員候補者選考規程【資料 4-2-6】
大阪物療大学教員選考基準【資料 4-2-7】
学校法人物療学園教員業績評価に関する規程【資料 4-2-8】

単一学部単一学科からなり実践的な診療放射線技術教育を主体としている本学では、教育目標を達成するために、機能的かつ効果的な教育を行うことを可能とする適切な数の教員を確保し、科目の特性に応じてオムニバス科目や同一科目複数クラス制を導入するなど、柔軟なクラス編成を行っている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

1) 研修について

本学では、FD 委員会が計画策定して研修会を開催し、有効な教授方法等の研修を行い、教員の教育活動を活性化させるための取組みを行っている。研修会を実施することで、教員間での情報交換も活発に行われ、教授方法の改善に役立っている。【表 4-2-6】

【表 4-2-6】FD 研修会開催一覧

開催日	テーマ	参加人数(人)
2023年4月20日	新任教員 FD 研修	3
2023年9月12日	「診療放射線技師国家試験対策における学習 プラトールに対する雑感」 並びに「新任教員外部研修に関する報告」	22
2024年3月12日	「診療放射線技師法改正に向けた告示研修」	22

2)FDについて

本学では学期ごとに定期的に学生による授業アンケートを行い、その結果を教員にフィードバックすることで講義の改善を図っている。

原則として講義科目は学期ごと2回(期初授業アンケート、中間授業アンケート)、通年計4回のアンケートを実施している。オムニバス形式で行っている演習・実習科目については各学期の期末に1回、アンケートを実施し、次年度での内容の改善に役立っている。授業アンケートの実施により、学生からの声をいち早く拾い上げることが可能となり、講義の進め方を始めとした講義の良い点や問題点等を学生より指摘されることで、各教員が講義内容を改善するためのヒントとなっている。またアンケートで学生から得た意見については、FD委員会で分析の後、学内に掲示するとともに、講義時間内においてアンケートに記載された意見に対する説明を行う等、様々な方法での回答を行い学生にフィードバックを行っている。必要に応じてFD委員長より担当教員に対する聞き取りを行い、現状の把握に努めている。また、学生FDスタッフの活動を令和4(2022)年度後期より再開し、授業アンケート期間外での学生からの意見を取り込めるよう意見交換を行っている。

また授業内容の改善や学生指導における情報共有を図るために各学期に1回、FD研修会を実施している。研修会では、国家試験対策を始めとして学生のメンタルストレスへの対応や教員研修の報告など多岐にわたるテーマで実施している。

その他の取り組みとして、自らの授業内容及び教授方法の改善に役立てるために教員相互授業参観期間を前期、後期それぞれに設けている。各教員は一年間を通して前期または後期において少なくとも1回は他の教員の授業を参観することが課されている。参観後には、参観した講義の良い点や改善した方が良い点などを報告書にまとめ、内容を教員間で共有することで、教授法について有意義な情報共有を行っている。

(3)4-2の改善・向上方策(将来計画)

今後も、授業アンケートを定期的に行い、アンケート結果に対する改善策や対応策の実践を全教職員で行う。また、アンケート期間外においても学生からの意見を取り上げ、双方にとって良い授業ができるよう努める。さらに、相互授業参観で得られた教員の長所はFD研修会等で取り上げ、全教員で共有化を図り、教育の質向上を図る。定期的に行っているFD研修会では、オンライン講義の改善やハラスメントへの対応など、時代の要請に適合したテーマをとりあげて進めていく。

本学では、知識・技術の教授に留まらない医療人の教育を踏まえた教養教育を展開して

いるが、今後はその効果について引き続き評価・検証し、必要な改善を加えていきたい。また、これから FD 研修会において、教養教育に関するテーマを設けて知識と情報の共有を行う。さらに、学生自治会の協力を得て、各学年において学生 FD スタッフ 2 人を募集し、教職員と学生 FD スタッフが月に一回の意見交換を行い、授業等の改善活動を進めている。学生 FD スタッフは令和 5(2023)年度現在、2 年次生 2 人、3 年次生 3 人が所属しており、意見交換会は月一回など、定期的に行う計画である。1 年次生の学生スタッフ募集に加えて、学生 FD スタッフが教員の FD 研修会へ参加することや、学生 FD 活動を広めるための広報誌の発行や Web サイト掲載などの活動を行いたいと考えている。また、引き続き、適切な力量を有する教員を確保し、適切な評価を行っていくことで、教育の質向上を図っていく。

◆エビデンス集 資料編

【資料 4-2-1】 学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程

【資料 4-2-2】 学校法人物療学園給与規程

【資料 4-2-3】 大阪物療大学兼任講師に関する規程

【資料 4-2-4】 大阪物療大学兼任講師給与規程

【資料 4-2-5】 学校法人物療学園任期制雇用に関する規程

【資料 4-2-6】 大阪物療大学教育職員候補者選考規程

【資料 4-2-7】 大阪物療大学教員選考基準

【資料 4-2-8】 学校法人物療学園教員業績評価に関する規程

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD 研修については、学内で行う基礎的な SD 研修以外に、分限化された専門知識等のスキルアップを図るため、外部研修も積極的に受講し、学内業務へ活かしている。令和 5(2023)年度はオンライン研修に加えて外部研修の対面受講も積極的に受講している。また、事務職員だけでなく、教員も外部のオンラインによる SD 研修を受講し、さらに新任教員に対しては大学セミナーハウス主催の研修を受講することにより、教職協働による大学組織力の強化に努めており、大学運営に関わる教職員の資質・能力向上への取組みという点において基準項目を満たしていると自己評価する。【表 4-3-1】【資料 4-3-1】

【表 4-3-1】 令和 5(2023)年度 学内における SD 研修開催一覧

開催日	テーマ	参加人数(人)
2023 年 4 月 5 日	学生対応について	12
2023 年 12 月 7 日	AED を含む心肺蘇生法	14
2023 年 12 月 26 日	教員ステップアップ研修	8

◆エビデンス集 資料編

【資料 4-3-1】 外部研修受講一覧

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

今後も計画的に学内研修および外部研修による SD 研修を実施し、教職員各個人の資質向上と大学組織力のさらなる強化を目指していく。組織として毎年度作成する事業計画書に基づく改革を教職協働で各部署において実践していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究棟には、研究に専念できるように、専任教員に対して個別に研究室が割り当てられている。学生が研究室を訪問する際には、学生証にて研究棟への出入りを可能にしている。また、学生の研究意欲が生み出されるように、講義に差支えがない範囲で、教員指導の下、実験室・実習室の使用も認められている。さらに、診療放射線機器が整備された 1 号館では、令和 5(2023)年 3 月に移動式 X 線装置を更新しており、より良い研究環境を整えるように取り組んでいる。研究棟の 2 号館では、令和 5(2023)年度に一部老朽化していたエアコンを入れ替えている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究倫理について、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「大阪物療大学の学術研究に係る行動規範」を定め、研究者だけではなく学術研究に携わるすべての者が責任ある学術研究活動のために持つべき研究倫理観念を明確にし、その行動規範を遵守することとしている。【資料 4-4-1】

また、研究者に対し受講義務のある「公的研究費説明会」を定期的(新規採用時及び全研究者を対象として 9 月)に学内で開催することで、高い倫理観の重要性を継続的に周知し

ている。説明会受講前に「公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート」を使用し、研究者の研究倫理に対する理解度を測り、回答結果を集計・分析して研究者にフィードバックすることで研究倫理への意識向上に繋げている。

【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

さらに、研究不正防止のため、「不正防止計画推進部署・内部監査部門」と連携し「大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画」の内容を毎年見直し、研究者へ周知及びHPにて内容を公開している。【資料 4-4-4】

研究上の倫理審査の必要がある場合は、倫理委員会を開催し、専門のチェックシートでその研究の危険性、インフォームドコンセント、プライバシー問題、一時的な虚偽、利益相反、報酬など多様なリスクの観点から審査している。【資料 4-4-5】

以上の研究機関としての対処により、研究者の研究倫理に対する意識は高く、研究活動に関する不正事案はこれまで発生していない。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は「大阪物療大学」を研究機関として、学内研究においては「大阪物療大学保健医療学部個人研究費規程」に基づき、専任教員 1 人につき学内研究費 30 万円、研究旅費 10 万円を年度ごとに交付し、教員の自由な発想に基づく研究に使用することにより、研究の活性化を図っている。なお、学外と関連する公的研究費の使用に関しては「大阪物療大学公的研究費マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成し、物品等の発注や検収ルールについて明確に記載している。このマニュアルは毎年内容を見直しており、学内のすべての教職員が最新版を閲覧できるよう学内システムを通して周知している。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

本学が獲得した外部研究資金として、文部科学省、日本学術振興会から交付される科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)が該当する。日本学術振興会発行の「科学研究費助成事業-科研費-公募要領」及び「大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程」第 3 条において応募資格を明確に定めており、適正な資格を持つ研究者が研究費を獲得できるよう体制を整備している。令和 5(2023)年度の本学所属研究者に占める科研費使用教員の割合は、17.4%であり科研費を使用した研究活動を積極的に行っている。【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】

研究機関においても、毎年 9 月に研究者に対して実施する「公的研究費説明会」において、次年度の外部資金獲得のための説明を実施している。応募時に必要な「研究計画調書」の作成にあたっては、事務職員が整合性や齟齬の面から校正の協力を行っており、研究者だけでなく、研究に関わる本学全ての教職員が外部資金の獲得に、積極的かつ真摯に取り組む体制を整えて教職協働で臨んでいるものである。

全ての予算執行状況については総務課にて管理をし、年度末に集中した研究費執行がないよう執行状況は研究者および総務課(経理)にて共有し、研究計画に遅延が出ている場合は、総務課より研究者へ注意喚起を行っている。また、年 2 回内部監査が実施され、指摘のあった事項について改善を行い、内部監査部門と連携し管理を徹底している。【資料 4-4-8】

また、不正防止の責任所在を明らかにするため「公的研究費の管理・監査のガイドライ

ン」に基づき、研究者(教員)、公的研究費に携わる職員、取引業者の三者に「取引における誓約書」の提出を求めている。誓約書の提出により取引業者と利害関係者との関係において、国民の疑念や不信を招くことのないよう誠実に行動することを徹底し、公的研究費等の不正使用防止に努めている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】

さらに、万が一取引業者との関係において不適正な取引が明らかとなった場合には、「学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止及び警告や注意喚起による措置を明確に定め適切に運用するとともに、その体制整備を図っており、機関として取引業者に対する不適正取引抑制効果を十分に発揮している。【資料 4-4-13】

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

公的研究費については、「管理・監査のガイドライン(令和3(2021)年2月1日文科科学大臣決定)」に基づいて必要な規程等を整備し研究費不正使用防止体制を整えているが、引き続き、「公的研究費説明会」において研究者に公的研究費使用ルールの周知を行い、誠実な研究費執行の意識を涵養していく。

また、自由な発想で研究活動を行うための外部資金獲得を促すとともに、研究計画書提出にあたっては、事務職員が整合性や齟齬の面から校正協力を行うなど、教職協働で外部研究資金の獲得を目指す。

研究倫理については、学術行動規範の遵守を研究倫理推進責任者から促していくが、組織的予防体制として倫理委員会が危機管理判断を行う体制を継続する。

◆エビデンス集 資料編

【資料 4-4-1】大阪物療大学の学術研究に係る行動規範

【資料 4-4-2】2023 年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート

【資料 4-4-3】2023 年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析(集計結果)

【資料 4-4-4】大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画

【資料 4-4-5】「大阪物療大学における人を対象とする研究等倫理審査」に関するチェックシート

【資料 4-4-6】大阪物療大学保健医療学部個人研究費規程

【資料 4-4-7】大阪物療大学公的研究費マニュアル

【資料 4-4-8】大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程

【資料 4-4-9】科学研究費使用率

【資料 4-4-10】誓約書(研究者用)

【資料 4-4-11】誓約書(職員用)

【資料 4-4-12】誓約書(業者用)

【資料 4-4-13】学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領

【基準4の自己評価】

設置法人の理事長を兼任する学長のガバナンスをより効率的に機能させるため、令和2(2020)年度に副理事長を設置して補佐体制を強化し、この体制での教授会運営等の大学運営が4年目を迎えた。この間、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、大学の活動が以前より日常に近づくなど大きな変化があったが、現体制での学内意思統一が図られ、スムーズな移行が実現できた。学長の権限、責任の明確化、権限、責任の適切な分散化も機能してきたと考えられるため、基準4-1を満たしていると評価できる。

教員の配置においては、大学設置基準に従い、適切な数の専任教員、兼任教員を配置しており、FD (Faculty Development) 活動のもと、教育内容・方法の改善に絶え間なく取り組んでいる。教員は公募により若手人材の確保につとめ、採用後も定期的な業績評価、その処遇への反映を通して、各教員が教育に責任をもつ体制が確立している。これらのことから基準4-2を満たしていると評価できる。

教職員研修、SD (Staff Development) においては、学内研修はもちろん、大学セミナーハウス、SMBC などの外部研修も活用し、つねに教員・職員の資質・能力向上に取り組んでいる。これらの研修が、教育の質向上、社会貢献へと繋がっているのかを評価するため、研修を受けた者の報告書なども活用し、研修内容にも反映させている。これらの取り組みにより、基準4-3を満たしていると評価できる。

研究支援においては、研究環境の整備、外部資金の獲得、予算の執行、研究倫理の明確化などすべての過程において、教員（研究者）と職員の協働が機能的に働いていることから、基準4-4を満たしていると評価できる。以上により、基準4を満たしていると考えられる。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1)5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2)5-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の経営・管理は、「寄附行為」第3条に「(目的)この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる豊かな心と健やかな体を携えた医療人を育成することを目的とする。」と法人の目的を定めている。この目的を達成するため、必要な組織を設置し、組織を適切に運営するための諸規程を定め、規律ある堅実な経営を行っている。【資料5-1-1】

教職員に対しては、「学校法人物療学園就業規則」において服務規律、懲戒事由を明示し、法令及び関係規則等を遵守し業務を行うことを義務付けている。【資料5-1-2】

財務会計については、「学校法人物療学園経理規程」、「学校法人物療学園経理規程施行細則」、「学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人物療学園資産運用に関する

る規程」を整備し、学校法人会計基準に基づく会計処理を行い、適切に遂行している。【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

組織の倫理については、「学校法人物療学園個人情報保護に関する規程」、「学校法人物療学園公益通報に関する規程」、「大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程」等を整備し、学内に倫理委員会及びハラスメント防止対策委員会を設置し、教職員に遵守させている。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

また、「学校法人物療学園監事監査規則」（以下「監事監査規則」という。）を定め、監事の独立したチェック機能を強化している。さらに、組織内に業務監査の機能を持たせるため内部監査室を設置し、業務や会計面等における改善項目を提示することにより、誠実性を確保している。【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】

「寄附行為」及び、これに基づく全ての内部関連諸規程を制定・施行し、学内システム上で事務関連書類集において全教職員へ周知していることから、法人として経営の規律と誠実性の維持を表明していると判断している。【資料 5-1-12】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為の目的を踏まえ、学園の最高決定機関として「理事会」を設置するとともに、その諮問機関として「評議員会」を設置し、毎年度に各 6 回(5 月、7 月、9 月、11 月、2 月、3 月)の理事会、評議員会を開催し、必要に応じて臨時の理事会、評議員会を開催することとしている。また、「大学運営会議」を設置し、毎月(8 月を除く)当該会議を開催し、学園と大学の連絡・調整を図り、大阪物療大学の運営に係る重要事項を審議することとしている。大学運営会議の決議による方向性は、教学面においては毎月 1 回定期的に開催される「教授会」において伝達され、教育・研究に関する重要事項が審議されている。教授会直後には、教員全員が参加する「教員会議」が開催され、必要な伝達が教学面の末端まで周知されている。事務組織においては、理事会アジェンダ、大学運営会議、教授会の議事資料回覧とともに、2 週間に 1 回開催される「事務連絡会」で学園と大学の連携を図り、業務内容を確認することにより、共通認識を持ち目的実現への努力を継続的に行う体制を構築している。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】【資料 5-1-18】

毎年度、学園の事業計画書を策定し、評議員会で審議し、理事会で決議されたのち、計画に基づいて事業を執行し、年度ごとにその結果を事業報告書で報告している。また、令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度までの中・長期計画を策定し、理事会の承認を得てホームページにて公表されている。中・長期計画に基づいて事業計画を策定し、事業報告の内容を踏まえて中・長期計画を見直し、改善を加えることとしており、学園改革の PDCA サイクルを構築している。中・長期計画は、学園の使命・目的を明記しており、この使命・目的に則って策定されている。【資料 5-1-19】

以上のことから、使命・目的が実現されるよう継続的に努力していると判断している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への対応については、環境省の通達及び文部科学省の事務連絡等に基づき、迅速に教職員全員に電子メールで転送し全学的にその意識統一を図り実践している。具体的

には、地球温暖化防止の為、節電対策として推奨室温に設定し(夏季 28 度、冬季 20 度)、夏季(5 月～10 月)はクールビズでの業務を行っているほか、照明の間引き点灯、こまめな消灯、資源の有効利用等を実行している。また、LED 照明への変更による省エネルギー化、業務連絡の電子メール利用によるペーパーレス化を行っている。【資料 5-1-20】

人権については、「学校法人物療学園個人情報保護に関する規程」「大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程」「大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程」を整備している。特に個人情報については、入職時に全教職員が誓約書を以てその保護に努めることを退職後にもわたって誓約しており、これまでにこれらの規程違反の事例は発生していない。【資料 5-1-7】 【資料 5-1-9】 【資料 5-1-21】

規程の整備以外にも、学生に対しては、「学生便覧・履修要項」の「学生生活の手引き」の項目の一つに「ハラスメントの防止」と題して注意事項を記載し意識向上を図っている。また、教員の個人研究室のドアにドアストッパーとカーテンを設置し、学生入室時にこのストッパーを利用してドアを開けてハラスメントを予防する一方、カーテンを閉めることでプライバシー対策も行っている。このようにハラスメントに対する危機管理意識を培うとともに実践している。【資料 5-1-22】

安全への配慮については、「大阪物療大学危険等発生時対処要領」を制定し、防災や事故・災害時の対処について学内教職員へ周知するとともに、オリエンテーション等の時間を利用して地震等災害時の避難場所を学生に周知し、学内や通学途上における津波等の災害時対処の心得としている。また、防火・防災については「大阪物療大学消防計画」に基づき、各校舎に教職員で構成する自衛消防組織を整備している。さらに火災予防を意識した環境設備の確認を日頃から行い、火災発生時には早期対処を行う体制を整えている。令和 5(2023)年度は学内において施設ごとに消防訓練を実施したが、例年は消防法及び消防法施行規則に基づき、各校舎年 1 回の消防訓練を管轄消防署立会いの下、学生、教職員全員が参加して実施し、重ねて教職員には消防署員指導による実地訓練を行い、非常事態時に実践できるよう備えている。また、危機管理対策及び SD 研修を兼ねて、消防署員指導による普通救命救急講習を実施し、教職員全員が受講することによって、危機管理対応力を養っている。

このように、安全性の向上を図るとともに、教職員個々の危機管理対応能力の充実を目指しており、環境への保全、人権、安全へ配慮していると判断している。【資料 5-1-23】

【資料 5-1-24】 【資料 5-1-25】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料5-1-1】 学校法人物療学園寄附行為
- 【資料5-1-2】 学校法人物療学園就業規則
- 【資料5-1-3】 学校法人物療学園経理規程
- 【資料5-1-4】 学校法人物療学園経理規程施行細則
- 【資料5-1-5】 学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料5-1-6】 学校法人物療学園資産運用に関する規程
- 【資料5-1-7】 学校法人物療学園個人情報保護に関する規程
- 【資料5-1-8】 学校法人物療学園公益通報に関する規程

- 【資料5-1-9】 大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程
- 【資料5-1-10】 学校法人物療学園監事監査規則
- 【資料5-1-11】 学校法人物療学園内部監査規程
- 【資料5-1-12】 事務関連書類集
- 【資料5-1-13】 学校法人物療学園理事会運営規程
- 【資料5-1-14】 学校法人物療学園評議員会運用規程
- 【資料5-1-15】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料5-1-16】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料5-1-17】 教員会議議事録
- 【資料5-1-18】 事務連絡会メモ
- 【資料5-1-19】 中・長期計画(2020年度～2029年度)
- 【資料5-1-20】 スーパークールビズについて(事務連絡)
- 【資料5-1-21】 大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程
- 【資料5-1-22】 学生便覧・履修要項 2023 p. 13
- 【資料5-1-23】 大阪物療大学危険等発生時対処要領
- 【資料5-1-24】 大阪物療大学消防計画
- 【資料5-1-25】 普通救命救急講習(AED講習)記録(2023年度)

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

法令を遵守し、法令改正時には各諸規程の整合性をとりつつ規程整備を進め、FD研修・SD研修を通して、使命と目的の実現へ継続的に努力することによって、引き続き教職員のコンプライアンスの意識向上を図る。環境、人権、安全に配慮し、社会への責任として、学生及び卒業生、保護者、教職員、地域住民等のステークホルダーに対する情報公開に努め、説明責任を果たすことで社会的責任と要請に応え、信頼され、且つ必要とされる高等教育機関として質向上を図っていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、学園の最高意思決定機関であり、私立学校法第 36 条、及び寄附行為第 17 条第 1 項「この法人に理事をもって組織する理事会を置く。」の定めに従い設置されている。同条第 2 項「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」の定めに従い、その役割を果たす為、「学校法人物療学園理事会運営規程」第 1 条、第 2 条に基づき、定例として毎年度 6 回理事会を開催しており、寄附行為、教育計画、学則等重要規程の制定・改廃、施設の設置・廃合、法人全体の予算・決算、資産の取得・処分、学費等改定、学生募集・入学試験、資産運用などの重要事項に係る審議・決定を行っている。

理事会の役員は、「寄附行為」第5条の定めにより、理事6人、監事2人の定数構成となっている。寄附行為により、理事はその選任について、第6条第1項第1号「学長」、同第2号「評議員のうちから評議員会において選任した者2人」、同第3号「学識経験者のうち理事会において選任した者3人」と定められている。監事はその選任について、寄附行為第7条「監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められ選任されている。このように学園外部の学識経験者及び有識者等が理事並びに監事の職に就くことにより、理事機能及び監事機能を強化し、理事会の意思決定が専断的にならず、かつ戦略的に行えるよう体制を整備し、運営上も実行し、有効に機能している。現在欠員は生じておらず、不適格者に関する学校教育法第9条の欠陥条項に該当する者もない。【資料5-2-1】 【資料5-2-2】

理事会の運営は、「寄附行為」並びに「学校法人物療学園理事会運営規程」に基づき適切に行われている。出席状況は良好であり、理事・監事ともに欠席はほぼない。理事会を欠席する理事は、寄附行為第17条第11項において「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。」と定め、理事会に付議される議案について、賛成・反対その他意見を述べた委任状により、その意思は理事会に反映され、決定は適切に行われている。理事は活発かつ戦略的な議論を行い、監事は理事会終了後において必ず意見を述べている。【表5-2-1】

【表5-2-1】 役員出席状況 (単位：人)

2023年度	5月	7月	9月	11月	2月	3月	出席率
理事	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	6/6	100%
監事	1/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	91%

※委任状出席を含む

また、臨時理事会は、寄附行為第17条第4項に基づいて開催され、迅速で戦略的な意思決定の仕組みとして構築されている。【資料5-2-1】 【資料5-2-2】 【資料5-2-3】

以上のことから、理事会は使命・目的の達成に向けてその戦略的意思決定を継続的に行い、機能性を持って運営にあたっていると判断する。

◆エビデンス集 資料編

【資料5-2-1】 学校法人物療学園寄附行為

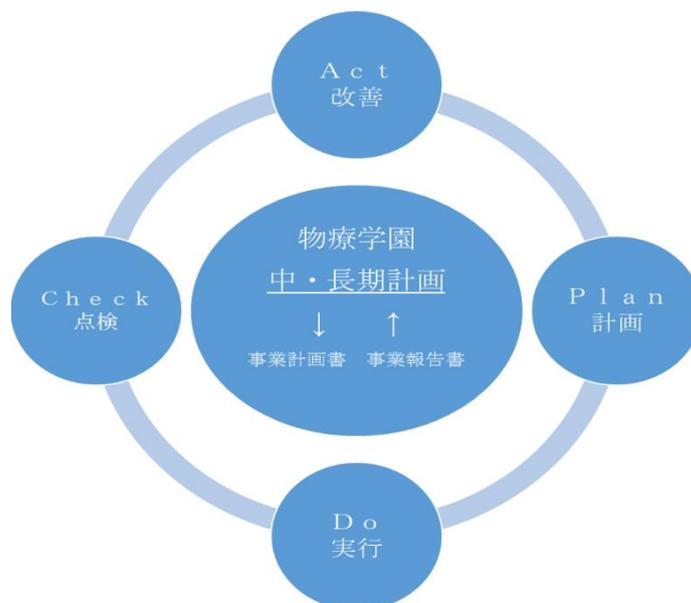
【資料5-2-2】 学校法人物療学園理事会運営規程

【資料5-2-3】 学校法人物療学園理事の職務分担に関する内規

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

社会情勢の変化に伴い私立大学の運営に関する検討事項は多岐にわたっており、理事会においても、戦略的にかつ迅速に重要な事柄を審議し、学園及び大学の目的を踏まえて発展的な意思決定を行うことが必要である。また、中・長期計画に基づく年度ごとの事業報

告によるその着実な履行を確認し、改善を行いながら事業計画に反映し、確実な PDCA サイクルを構築することにより、学園の発展を促していく。【図 5-2-1】



【図 5-2-1】学園の PDCA サイクル

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

「大学運営会議規則」第 1 条(趣旨)「学園が設置する大学の運営にかかわる重要事項を審議し、学園との連絡・調整を図るために、大学運営会議をおく。」の定めに従い、大学運営会議が大阪物療大学の最高意思決定機関として位置づけられ、設置されており、毎月 1 回(8 月を除く)開催されている。

大学運営会議における審議事項は、「大学運営会議規則」第 3 条に次のとおり明確に定められている。【表 5-3-1】

また、教職員の提案等は各委員会にて組み上げられ、大学運営会議や教授会にて審議されることとなっている。

【表5-3-1】大阪物療大学運営会議規則より抜粋

第3条 運営会議は次の事項を審議する。

- (1) 大学の設置目的を達するための基本計画に関する事項
- (2) 大学の予算及び決算に関する事項
- (3) 学部、学科その他の管理・運営に関する組織の設置または廃止及び学生の定員に関する事項
- (4) 「学則」その他の管理・運営に関する重要な規程の制定または改廃に関する事項
- (5) 教職員人事の方針に関する事項
- (6) 大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項
- (7) 大学の内部質保証の推進に関する事項
- (8) その他大学の運営に関する重要事項

大学運営会議は、学長が招集し、その議長として運営を行っている。大学運営会議の構成員は、学長、学科長、事務局長、入試委員長、教務委員長、学生委員長、図書委員長、就職委員長、入試課長、教務課長、学生課長、総務課長、実習ワーキンググループ長となっており、学長は協議事項の内容によりその他必要な者を出席させることができる。【資料 5-3-1】 【資料 5-3-2】

教授会は「大阪物療大学教授会規程」（以下「教授会規程」という。）に規定された、本学の教育及び研究に関する重要事項を審議し、その円滑な遂行を図るための諮問機関である。教授会は原則として月1回の開催としているが、学長が必要と認めたとき、及び学科の教授会構成員の2分の1以上による開催要求があったとき開催することができる。教授会は学長が招集し議長を務め、学長、専任教授で構成されており、必要に応じて准教授、講師、助教、助手または事務局長、事務担当者を出席せしめ、その説明を聴取できる。

【表 5-3-2】 【資料 5-3-3】

【表5-3-2】大阪物療大学教授会規程より抜粋

(審議事項)

第10条 (中略)

- (1) 学則に係わる部分の制定・改廃に関する事
- (2) 学部・学科課程に関する事
- (3) 学部の予算に関する事
- (4) 試験に関する事
- (5) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学位の授与に関する事項
- (6) 学生の厚生及び補導に関する事
- (7) 教育及び研究に関する事
- (8) 教員の教育研究業績の審査に関する事
- (9) その他、教育及び研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長等の定めるもの

教授会直後に開催される教員会議では、教授のほかに准教授、講師、助教まで含めて参加する体制を採ることにより、教員全員の認識の共有と情報の周知を図っている。【資料 5-3-4】

「教授会規程」第7条にて「議長は教授会に諮り、特定事項を関連の委員会に、その審議を委嘱することができる。」としており、細目については各委員会で審議することとしている。委員会は「組織規程」に規定され、「常置委員会」「特別委員会」「附置委員会」が置かれている。【表 5-3-3】 【資料 5-3-3】 【資料 5-3-5】

【表 5-3-3】委員会一覧

常置委員会	教務委員会
	学生委員会
特別委員会	大学評価委員会
	倫理委員会
附置委員会	予算委員会
	入試委員会
	広報委員会
	就職委員会
	図書委員会
	FD委員会
	紀要委員会

委員会は、それぞれ規程が定められており、基本的には月1回の委員会が開催されている。委員長の責任と権限のもと委員会の「目的」に沿って審議し、大学運営会議に諮り、教授会に報告される。【資料 5-3-6】 【資料 5-3-7】 【資料 5-3-8】 【資料 5-3-9】 【資料 5-3-10】 【資料 5-3-11】 【資料 5-3-12】 【資料 5-3-13】 【資料 5-3-14】 【資料 5-3-15】 【資料 5-3-16】

以上のように、各組織の規程はすべて整備されており、「大学運営会議」の下に「教授会」及び「委員会」が置かれ、教育・研究に関し審議し遂行する、といった機能分化の基本的な枠組みが構築され、権限と責任が明確であることから、その機能を果たしている。

本学では、設置法人の理事長が学長を兼任しており、理事長として理事会に、学長として大学運営会議及び教授会のいずれにも出席していることから、理事会と大学運営会議は密接に連携を取っている。

また、法人事務局長は副理事長及び大学事務局長を兼任しているため、副理事長として理事会に、大学事務局長として大学運営会議及び教授会のいずれにも出席している。

このことから、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションは緊密で、意思決定は円滑に進捗しているといえる。【資料 5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学のガバナンス機能としては、監事による監査業務が挙げられる。監事の選任は「寄

附行為」第7条に「監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定めており、公正を期している。監事は寄附行為第16条及び「監事監査規則」に基づいて、職務権限を行使し、業務監査及び会計監査の職務を確実に遂行できるよう必要な説明を受け、業務執行状況の適否を判断している。【資料 5-3-17】 【資料 5-3-18】

また、会計年度終了後及び、中間決算後には、会計監査人(公認会計士)から報告を求め、必要に応じて公認会計士に対し専門的事項の調査を委任する等連携をとって財産の状況を調査している。年度決算後は、その内容に基づき監査報告書を作成し、理事会、評議員会において監査結果を報告しており、適正且つ有効に法人の業務及び財産の状況の監査が行われている。【資料 5-3-19】

さらに、「学校法人物療学園内部監査規程」が制定され、平成27(2015)年9月より内部監査室が設置されている。第2条に目的として、「監査は、学園の更なる業務運営及び会計処理の適法性等について、公正かつ客観的に調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提言を行うことにより、学園の健全な運営に資することを目的とする。」と定められており、内部監査室は理事長の指示のもと年次計画に基づき定期監査と臨時監査を行い、監査員の権限のもとで対象部局等の監査を行う。内部監査室と監事や会計監査人は連携し、必要に応じて当事者から説明を受けるなど、学園の管理運営機関として管理機能を担っている。

諮問機関である評議員会については、「寄附行為」第20条から第26条及び「学校法人物療学園評議員会運用規程」(以下、「評議員会運用規程」という。)にて適法且つ適正、円滑な運営を図るよう規定されている。その選考については寄附行為第24条にて、次のように規定しており適切に選任している。【表 5-3-4】 【資料 5-3-20】 【資料 5-3-21】

【表5-3-4】 寄附行為より抜粋

<p>第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者5人 2 この法人の設置した学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者3人 3 学識経験者のうちから、理事会において選任した者5人
--

また、通常評議員会は、「年6回開催する」と「評議員会運用規程」第2条に定められている通り、毎年度5月、7月、9月、11月、2月、3月に開催されている。次年度の事業計画案及び予算案については理事会の前に諮問機関として審議を行う。また、前年度事業報告及び決算報告、監事監査報告については理事会のあとで報告を受けており、寄附行為及び私立学校法に基づいた適切な運営がなされている。【表 5-3-1】 【資料 5-3-21】

【表5-3-1】 評議員出席状況 (単位：人)

2023年度	5月	7月	9月	11月	2月	3月	出席率
評議員	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	100%

※委任状出席を含む

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 5-3-1】 大阪物療大学運営会議規則
- 【資料 5-3-2】 大阪物療大学大学運営会議議事録(2023 年度)
- 【資料 5-3-3】 大阪物療大学教授会規程
- 【資料 5-3-4】 教員会議議事録(2023 年度)
- 【資料 5-3-5】 学校法人物療学園組織規程
- 【資料 5-3-6】 大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程
- 【資料 5-3-7】 大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程
- 【資料 5-3-8】 大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程
- 【資料 5-3-9】 大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程
- 【資料 5-3-10】 大阪物療大学保健医療学部予算委員会規程
- 【資料 5-3-11】 大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程
- 【資料 5-3-12】 大阪物療大学保健医療学部広報委員会規程
- 【資料 5-3-13】 大阪物療大学保健医療学部就職委員会規程
- 【資料 5-3-14】 大阪物療大学保健医療学部図書委員会規程
- 【資料 5-3-15】 大阪物療大学保健医療学部
ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 【資料 5-3-16】 大阪物療大学保健医療学部紀要委員会規程
- 【資料 5-3-17】 学校法人物療学園寄附行為
- 【資料 5-3-18】 学校法人物療学園監事監査規則
- 【資料 5-3-19】 独立監査人の監査報告書(2023 年度)
- 【資料 5-3-20】 学校法人物療学園内部監査規程
- 【資料 5-3-21】 学校法人物療学園評議員会運用規程

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

種々の事案に迅速に対応するため、定期的に、学長、事務局長、学科長によるミーティングが行われている。学長が理事長を兼任することにより、管理部門と教学部門は緊密に連携し、統一した意思を迅速に決定することができる。一方で、学長は日常的な諸問題への対処から将来構想に至る戦略・方針まで、様々な事案を抱える等、負担が増加していることも事実である。業務の多様化への対応を踏まえて、今後も副理事長へ更なる権限移譲を行っていく予定である。

現在は、理事長、法人事務局長、学長、大学事務局長、各委員長、各課長等の権限と責任は明確に規定し、適切に管理運営されているが、高等教育機関として教育・研究活動を永続的に行っていくために、さらなる改革が必要である。コンパクトな法人・大学だからこそ、大学力をより強固にするために教職員間の意思疎通をより一層図り、教職員各人の

資質向上により組織力を高め、教職協働で引き続き改革を実行していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「中・長期計画」に基づき毎年度作成している事業計画書は、評議員会の意見を聴き、理事会で審議し承認される。予算書は、予算委員会が中心となり、各部署の要望を取りまとめ、機器の購入や建物等の修繕、その他の予算を設定する。予算書は評議員会の意見を聴き、理事会で審議承認される。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-5】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

開学以来令和 6(2024)年度入学生を除き入学定員を充足し、安定した収入を得ている。事業活動収支差額についても、平成 27(2015)年度以降プラスを維持し、平成 31(2019)年度より無借金経営であり、安定した財務基盤を確保し、法人全体として収支のバランスを確保している。外部資金の獲得については、私立大学経常費補助金を申請し、平成 27(2015)年度より継続して交付を受けている。私立学校施設設備補助金についても申請を積極的に行っている。科研費についても、申請を奨励し、令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度はのべ 7 件の採択を受けている。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】

◆エビデンス集・資料編

【資料 5-4-1】中・長期計画(2020 年度～2029 年度)

【資料 5-4-2】計算書類及び財産目録(2019 年度～2023 年度)

【資料 5-4-3】学校法人物療学園資産運用に関する規程

【資料 5-4-4】学校法人物療学園 2023 年度予算 学校法人物療学園 2024 年度予算

(3)5-4 の改善・向上方策(将来計画)

中長期計画に基づき、財政基盤の安定を継続するため入学定員の充足に努め事業活動収入の確保を行い、外部資金の獲得も継続して行う。資金運用については規定に沿って行う。私立大学等経常費補助金収入やその他の補助金収入については、補助金の特性や目的を十分に理解し、学園のために健全に有効活用をする。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2)5-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、「学校法人会計基準」に基づき、「学校法人物療学園経理規程」、「学校法人物療学園固定資産及び物品管理規定」、「学校法人物療学園経理規程施行細則」、及び関連する規定に準拠し、適正に会計処理を実行している。予算、補正予算、四半期決算等、その他会計処理判断に迷うものは、公認会計士に相談・確認し、専門的知識の裏付けをもって適切に会計処理を行っている。予算の執行状況と予算額に乖離がある場合は、補正予算が設定される。月次報告書については、作成後理事長に報告し確認を行っている。【資料5-5-1】【資料5-5-2】【資料5-5-3】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は公認会計士、監事および内部監査室により行われている。監事は、「学校法人物療学園監事監査計画」を作成し、計画に沿って監事監査を行っている。四半期ごとに予算・実績の報告を受け、半期ごとに財政状況及び重要な決裁書類を閲覧する等の会計監査を行っている。また、外部監査との連携強化のため、毎年度会計監査人から監査結果を徴収して意見交換を行うほか、三様監査と題して会計監査人、内部監査室、監事の三様が各々の監査状況の報告を行い情報共有して意見交換を行い、改善に繋げている。

内部監査に関しては「学校法人物療大学内部監査規程」を定め、内部監査室による定期監査、及び臨時監査を実施し、業務運営及び会計処理の適正性を監査している。内部監査結果については、内部監査報告書を理事長へ提出したうえで、三様監査時には会計監査人及び監事へ報告し意見交換を行っている。【資料5-5-4】【資料5-5-5】【資料5-5-6】

◆エビデンス集 資料編

- 【資料5-5-1】 学校法人物療学園経理規程
- 【資料5-5-2】 学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料5-5-3】 学校法人物療学園経理規程施行細則
- 【資料5-5-4】 学校法人物療学園監事監査計画(2023年度)
- 【資料5-5-5】 学校法人物療学園内部監査規程
- 【資料5-5-6】 学校法人物療学園監事監査報告書(2022年度)(2023年度)

(3)5-5の改善・向上方策(将来計画)

今後も学校法人会計に基づいた会計処理を行うため、引き続いて監査人及び監事と連携し複数のチェック体制を整え、適正な会計処理と厳正なる監査の実施を行っていく。

[基準5の自己評価]

本学の経営は、関係法令である学校教育法、私立学校法、大学設置基準、学校法人会計基準等に基づき、法令を遵守し実践されている。また、「寄附行為」に定められた使命・目

的の実現への継続的な努力を以て、円滑な遂行を図っている。また、環境保全、人権や安全に配慮すると共に、教職員個々の危機管理・対応能力の充実を目指しながら、運営を行っている。教育情報や財務情報については本学ホームページに公表している。

理事会は「寄附行為」に基づいて置かれ、本学の使命・目的の達成に向けて自由で戦略的な意思疎通が行える体制を整備し、有効な機能のもと適切に運営されている。年6回の定例理事会が開催されていて、理事の出席状況も継続して良好である。

評議員会は「寄附行為」に基づいて置かれ、適切に運営されている。評議員選考は「寄附行為」に基づいて行われている。年6回の定例評議員会が開催されていて、出席状況も継続して良好である。

監事の選考は「寄附行為」に基づいて行われ、理事会・評議員会へも良好に出席しており、また監査業務も適切かつ有効に行われている。

理事長(兼学長)はリーダーシップを発揮し、管理運営部門と教学部門との連携が十分に図られ、学内の意思決定機関も適切に組織している。また副理事長を置くことで、日常的な諸問題への対処から将来構想に至る戦略・方針まで、業務の多様化への対応が可能な体制を維持している。

法人及び大学、各部門間のコミュニケーションも円滑である。教職員の提案等に関しては、年11回開催される大学運営会議に提案できるシステムが確立されている。

本学の使命・目的を達成するための事務体制は適切に構築され機能していると考えられる。必要な職員を確保し適材適所で配置すると共に、事務分掌に柔軟性が与えられ日々の業務が行われている。

学生数は令和5(2023)年度までは収容定員を満たして確保されており、安定した財務基盤が確立され、今のところ収支のバランスは安定している。しかし、令和6(2024)年度入学生は開学以来初の定員割れとなった。これは18歳人口の減少や教育的ニーズの多様化、社会情勢による環境の変化のみが原因であるとはせず、大学間競争が激化している中、相対的に本学の魅力が低下しているとみるべきである。小規模で単科大学であっても受験生に選ばれる魅力ある大学へと改革していくことが急務であろう。

会計については、学校法人会計基準及び本学の関連規程に準拠し、適正な会計処理を遂行している。会計監査についても、監事が半期ごとに財政状況を確認している。問題点については随時報告・相談を行うほか、重要な決済書類を閲覧する等の業務監査を行っており、補正予算については、評議員会、理事会の順に決議しており、適切な財務運営が行われている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

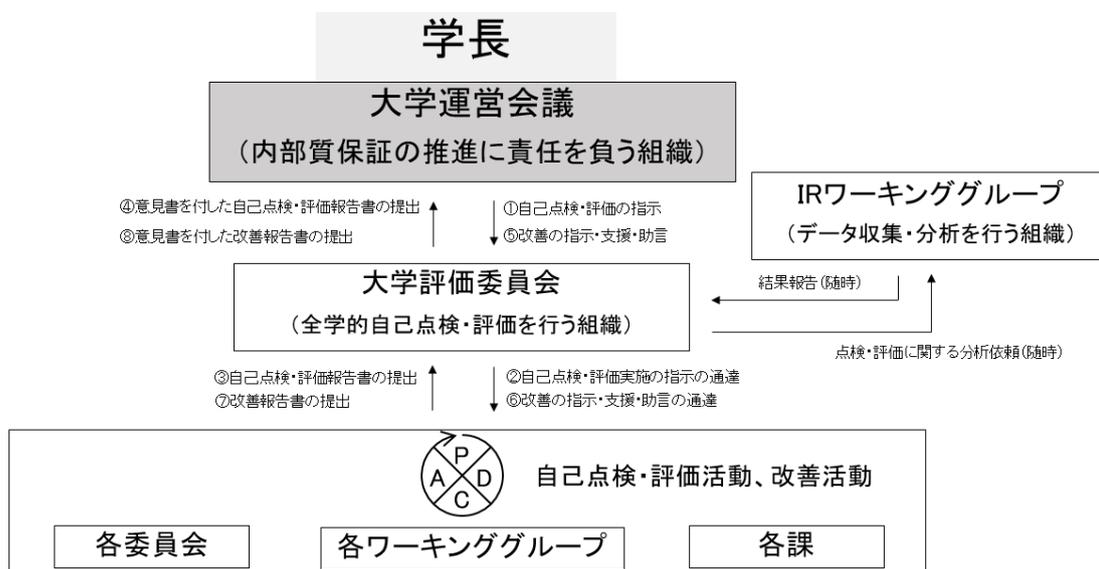
基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

学則第2条第1項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育・研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。」と規定し、令和4(2022)年7月に大阪物療大学運営会議規則を改訂して第3条第6項に「大学の教育・研究活動等の状況について大学が行う評価に関する事項」を審議事項のひとつとして定めた。これにより大学運営会議が本学の自己点検・評価活動を総括することが明示化された。そして、自己点検・評価活動の運営のため大学運営会議の下に大学評価委員会を置いている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】

また、大学運営会議のもとに、教育の質保証・質的向上などについては「教務委員会」が、教育活動の質的向上と能力開発については「FD委員会」が審議し、自己点検・評価を行う。学生がより充実した学生生活を送れるように入學から学位取得までの全てのデータを分析するIRワーキンググループを置いている。これらの活動結果は随時、本学の最高意思決定機関である大学運営会議に報告され、検討する体制をとることとした。【図 6-1-1】



【図 6-1-1】大阪物療大学 内部質保証体制図

以上より、内部質保証のための組織が整備され、責任体制が確立していると言える。

◆エビデンス集 資料編

【資料 6-1-1】大阪物療大学学則

【資料 6-1-2】大阪物療大学運営会議規則

【資料 6-1-3】大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

上記記載のある各組織で活動を強化し、年度末の評価・改善を徹底する。また、評議員会や実習ワーキンググループ等では、学外評議員や学内実習における学外講師等の学外有識者等の意見を聴取し、評価・改善を行うことで、客観性と妥当性を保障し、本学の内部

質保証の組織体制を強化する。各課題に対して、大学運営会議を中心とした組織全体で連携を図り、フィードバックを行い、内部質保証のさらなる向上に取り組む。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は、定期的な自己点検・評価活動として、2年ないしは1年に1回、大学運営会議の総括のもと、各委員会や各課で自己点検・評価を実施している。結果については、自己点検・評価報告書として取りまとめ、学内外へ公表している。【資料 6-2-1】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 29(2017)年度より IR(Institutional Research)活動を専門的に行い、学内情報の調査・分析結果を本学全体に寄与することを目的として、IR ワーキンググループ(IRWG)を発足させた。

IR ワーキンググループ内規を制定し、この内規に基づき本学の戦略策定や本学評価、本学の教育・研究・社会貢献の質の向上、本学の情報発信に必要な情報の収集と分析を行う。本学 IR に関する課題の提起と、改善の為の調査分析に必要なデータ収集と蓄積を行い、検証により改善に向けた計画を策定し進捗確認を行っている。【資料 6-2-2】

IR 活動において収集したデータを基に、ワーキンググループ会議で精査・分析を行い、より効率的且つ効果的な学修環境を整える為の、改善案や新規の取り組みを策定し、大学運営会議や各委員会に提示することにより IRWG を中心とした全学的な PDCA サイクルを構築し、教育の質の向上に貢献している。

令和 5(2023)年度は学内期末試験にて再試となった科目数と卒業試験、国家試験合格の相関を分析した。また、ディプロマ・ポリシー関わる事案については、就職アンケート、就職先アンケート、卒業生アンケートによる調査・データの収集と蓄積を始めたところであり、今後はこれらについても分析を行っていくこととしている。【資料 6-2-3】

以上のことから、IR 活動によるデータ収集・分析、及びそれらのデータの有効活用に向けた取り組みがなされていると判断している。

◆エビデンス集 資料編

【資料 6-2-1】 大学ホームページ「自己点検評価書」

<https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/ninsho/>

【資料 6-2-2】 大阪物療大学 IR ワーキンググループ内規

【資料 6-2-3】 2024 年度第 1 回大学運営会議 資料 5

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマ・ポリシーに基づいた教育の質評価には、IR ワーキンググループによって収集されたデータに加え、期初・期末に行われる面談における学生の自己評価、それに対する担任教員の見解等も活用していきたい。これらデジタルおよびアナログのデータを統合的に活用するため、特に「評価」「改善」のプロセスにおける教務委員会、IR ワーキンググループ、その他各組織の連携を強化し、自律的に教育の質、大学の質を保証し向上させるサイクルをより発展させていきたい。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

令和 4(2022)年度に改訂した内部質保証体制【図 6-1-1】に基づき、大学評価委員会および大学運営会議にて検証し、各委員会や各課へフィードバックすることで大学全体の PDCA サイクルを機能的に回している。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

本学の大学評価委員会では 2 年ないしは 1 年に 1 回、各委員会や各課に自己点検・評価を行い、報告書で挙げられた課題等を大学評価委員会および大学運営会議にて検証し、各委員会や課へフィードバックすることとしている。フィードバックを受け各委員会では、年度末に当該年度の主な活動の評価とそれに基づく対策・改善策を議題として取り上げ次年度以降の対策・改善に取り組んでいる。【資料 6-3-4】

また、学部、学科、大学事務局の各課においては、年度毎に事業計画書とそれに基づく事業報告書を作成し、大学全体の取り組みについて取りまとめている。【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】

◆エビデンス集 資料編

【資料 6-3-1】 大学ホームページ「自己点検評価書」

【資料 6-3-2】 2023 年度大学評価委員会議事録

【資料 6-3-3】 2023 年度大学運営会議議事録

【資料 6-3-4】 2023 年度第 6 回入試委員会議事録

2023 年度第 13 回教務委員会議事録

2023 年度第 12 回学生委員会議事録

2024 年度第 1 回図書委員会議事録

2024 年度第 1 回紀要委員会議事録

2023 年度第 11 回就職委員会議事録

2023 年度第 12 回 FD 委員会議事録

2023 年度第 11 回広報委員会議事録

【資料 6-3-5】 2023 年度事業計画書

【資料 6-3-6】 2023 年度事業報告書

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学での自主点検評価や外部認証評価を各委員会や各課へのフィードバックを通して反映させることで、法令遵守、学内規程の整備、教育・研究活動等の改善と整備を継続的に行うための PDCA サイクルを実施する体制が整備されたので、今後も大学運営会議が中心となり、自己点検・評価活動を通して、教育・研究活動等における各委員会や各課における改善、向上の状況を把握しエビデンスを基に検証していく。

【基準 6 の自己評価】

本学では内部質保証に関する方針を学則で定めており、大学運営会議が内部質保証を総括し、下部組織である大学評価委員会が運営する体制が整備されている。

2 年ないしは 1 年に 1 回自己点検・評価を実施し、結果を自己点検・評価報告書として取りまとめ、学内外へ公表している。IRWG では、本学の戦略策定や種々の活動の質の向上などのために必要な情報の収集と分析が行われており、教学面だけではなく経営面に関しても有用な方策を打ち出すことに努めている。

自己点検・評価の結果を大学評価委員会および大学運営会議にて検証し、各委員会や各課へフィードバックし教育の改善・向上に反映させている。各委員会は年度末に当該年度の評価を実施し、次年度の対策・改善を議論している。学部、学科、大学事務局の各課では年度毎に事業計画書とそれに基づく事業報告書を作成している。このように本学では大学全体で内部質保証における PDCA サイクルが確立され機能している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 医療人育成

A-1 診療放射線技師の育成

A-1-① 学内実習

A-1-② 臨床実習

A-1-③ 診療放射線技師養成対策

(1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 学内実習

本学では平成 31(2019) 年度の入学生から、教育課程が変更となった。新しい教育課程では、将来医療人として働くことの意識付けや医療従事者の役割を認識するために、1 年次前期の「ゼミナール I a」において病院の Web 見学を実施し、様々な施設があることを調査・発表させることで理解を促している。また 1 年次後期には「ゼミナール I a」で学んだ

演習をもとに、「理工学実験Ⅰ」として医用理工学系の実験・実習を実施した。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

さらに「理工学実験Ⅰ」に引き続き2年次前期で「医用工学」、「放射線物理学」、「放射線計測学」、「応用数学」の講義で学んだ内容の理解を深め、2、3年次生の「放射線技術学実習」及び「臨床実習」に繋げるために「理工学実験Ⅱ」を実施した。【資料 A-1-3】

2年次後期の「放射線技術学実習Ⅰ」では、画像検査装置、関連機器の性能評価・保守点検等の安全事項に関する実習、人体ファントム等による撮影・撮像実習等、診療画像技術学に関する実習を実施した。引き続き行われる「放射線技術学実習Ⅱ」では、3年次後期の臨床実習に向けて、学生間による模擬患者による接遇、人体ファントムを用いた撮影・撮像の実習を実施した。次に、「放射線技術学実習Ⅱ」においては現役の診療放射線技師である外部の兼任講師に実習を依頼して、臨床の現場での経験を踏まえた実習内容を実施する科目となっている。令和5(2023)年度も依頼をして実施した。内容については単純X線撮影、上部消化管検査、X線CT検査、MRI検査、超音波検査に関する実習を実施した。【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

3年次前期の「放射線技術学実習Ⅲ・Ⅳ」では、「臨床実習」に対応できる知識・技能を習得するために、X線CT検査、MRI検査、超音波検査、放射線治療領域における深部量百分率の測定、心肺蘇生法やAEDの使用法、車椅子やストレッチャーにおける移乗動作と動作支援、令和3(2021)年10月から施行されたタスク・シフトシェアに伴う診療放射線技師の業務拡大に伴う技能であるカテーテル操作と抜去、静脈注射について実施した。また、胸部単純X線撮影とMRI検査、超音波検査においては接遇能力、検査対応能力について実技試験を通じて教育する臨床技能評価を実施した。【資料 A-1-6】

以上のように、1年次後期から2年次前期の理工学実験では、診療放射線技師の業務の基盤となる科学現象を実験によって理解を深めることができる。2年次後期から3年次前期の学内での放射線技術学実習では、画像検査装置に関する基礎的知識および装置の保守管理技術の習得、基本的な撮影・撮像技術の習得および画像評価や解剖に関する知識・技術を習得することができる。また、客観的臨床能力試験(OSCE)を実施することで、それまでに学んだ知識や技術、接遇能力の評価ができる。3年次後期の臨床実習は、実際の医療の現場で実習することにより、医療人としての自覚や診療放射線技師としての役割と責任を自身の能力として獲得する重要な科目であるとともに、将来、どのような職場でどのような業務に関わるかなど、職場選択においても重要な位置付けとなっている。これらの実習を段階的にかつ体系的に学ぶことで、診療放射線技師として必要な専門的知識、医療人としてふさわしい人材の育成が可能である。

A-1-② 臨床実習

1) 臨床実習実施状況

臨床実習カリキュラムを展開するために、臨床現場における指導者と大学の指導を担当する教員とが相互に連携・協力して臨床実習指導者要綱に基づいて実施している。指導者要綱には、様式集の臨床実習日誌のページに健康状態を記載する欄を加えている。また、臨床実習前2週間分の健康状態を記載する健康観察表も加えている。【資料 A-1-7】

「臨床実習Ⅰ」では専門科目群の「診療X線技術学」分野における実習科目として、基

礎技術、単純 X 線検査、X 線造影検査を学修・実践することで、X 線撮影に関する技術を習得できるように構成されている。

「臨床実習Ⅱ」では、「臨床実習Ⅰ」で習得した基礎的な実践能力を基盤として、「診療画像技術学」分野で学修した内容について、実際の臨床の現場においてその知識と技術を統合し、X 線 CT 検査や MRI 検査等の種々の画像検査に必要な診療放射線技師としての実践能力を身に付けることを目的としている。

また、「臨床実習Ⅲ」では、「核医学検査技術学」分野、「放射線治療技術学」分野及び「放射線安全管理学」分野で学修した内容について、実際の臨床の現場において、その知識と技術の基礎的な実践能力を身に付けるとともに、診療放射線技師に必要な放射線安全管理の実践的な能力を養うことを目的として実施している。【図 A-1-1】



【図 A-1-1】臨床実習概念図

2) 実習施設と学生配置状況

臨床実習は「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」、「臨床実習Ⅲ」の3科目計10単位で構成されている。令和4(2022)年度はコロナ禍の影響を鑑み、本学での実習対応が困難である「放射線治療」、「核医学検査」の「臨床実習Ⅲ」を最初に、次いでMRI検査、X線CT検査の診療画像検査「臨床実習Ⅱ」、最後にX線単純検査、X線造影検査の「臨床実習Ⅰ」の順序で行っていただくよう施設に依頼し、コロナ禍でも学生が十分な臨床実習を受けられるように配慮した。令和5(2023)年度においては新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことから、実習の順番は例年通り「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」、「臨床実習Ⅲ」の順で実施した。受け入れ施設についても令和4(2022)年度と比較して、令和5(2023)年度では受け入れ可能施設が増加した。年度ごとの臨床実習施設数と学生配置数の状況は、施設規模によって受入れ人数は異なるが、1施設当たりの学生数は1~4人とこちらも学生が満足な実習を行える人数を維持できている。【表 A-1-1】【表 A-1-2】【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】

【表 A-1-1】 臨床実習施設数と学生配置数の状況

年度	授業科目	臨床実習施設数	学生配置数
2022 年度	「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲ」	35 施設	73 人
2023 年度	「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲ」	44 施設	75 人

【表 A-1-2】 令和 5(2023)年度の臨床実習実施状況

年度	学年	科目名	期間
2023 年度	3 年	「臨床実習Ⅰ」 「臨床実習Ⅱ」 「臨床実習Ⅲ」	2023 年 9 月 25 日(月) ～12 月 11 日(月)

3) 臨床実習に対する大学での実習前・実習中・実習後教育の実施状況

講義や学内実習で学んだ学修内容を基盤として、学生が充実した臨床実習を行い、実習目標を達成できるよう、実習前に「臨床実習ゼミナールⅠ」「臨床実習ゼミナールⅡ」を開講して臨床実習に必要な準備および基礎知識の総復習を行っている。さらに実習直前と実習中に学内日を設けて、実習指導教員による十分な事前指導と実習状況の把握に努めている。また、実習終了後には学生個々が臨床実習で学んだ知識・技術を発表する「臨床実習終了報告会」を行い、学生個々が習得した知識・技術を学生全体で共有することを実践している。【表 A-1-3】【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】

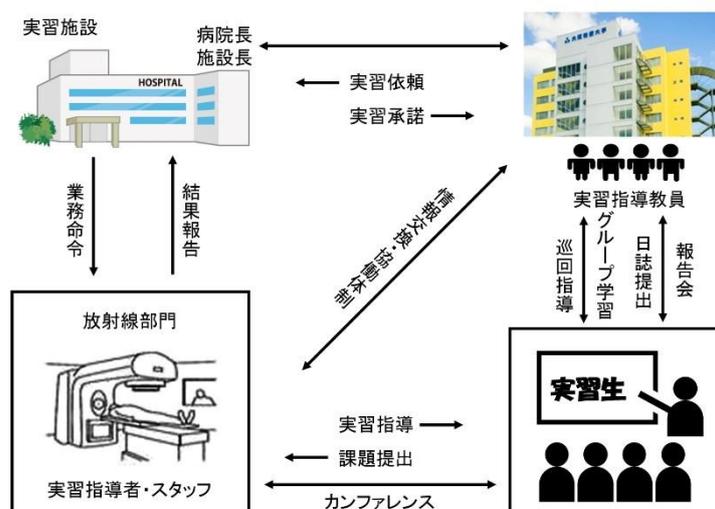
【表 A-1-3】 臨床実習年間スケジュール

「臨床実習ゼミナールⅠ」(必修科目)	
4 月	・「臨床実習」オリエンテーション ・『臨床実習手引き』の活用方法、病院ガイダンス、病院見学の報告書を作成
5 月	・臨床実習日誌およびプロフィール下書きチェック (基礎知識の総復習) 「臨床実習の心構え」 「感染症対策講座」 「個人情報保護講座」 「臨床実習の実践」 ※「臨床実習」事務オリエンテーション(課外)
6 月	(基礎知識の総復習) 「事故対策講座」 「放射線教育訓練」

	「X線単純検査」 「X線造影検査」
7月	(基礎知識の総復習) 「CT検査」 「MR検査」 「核医学検査」 「放射線治療」 「チーム医療」
「臨床実習ゼミナールⅡ」(履修が必要と判断された学生)	
8月	「臨床実習ゼミナールⅠ」及び「放射線技術学実習Ⅲ」 「放射線技術学実習Ⅳ」の再教育
「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」(必修科目)	
9月	・「臨床実習」挨拶訪問オリエンテーション ・「臨床実習」直前学内日 ・「臨床実習」開始
10月	・「臨床実習」学内日①
11月	・「臨床実習」学内日②
12月	・「臨床実習」終了 ・「臨床実習」学内日③ ・「臨床実習」終了報告会
1月	・「臨床実習」終了報告書提出

4) 臨床実習体制

学生の臨床実習指導を行うにあたり、臨床実習指導者(臨床実習施設)と臨床実習指導教員(大学)が相互に連携・協力して臨床実習を指導することとしている。【図 A-1-2】



【図 A-1-2】臨床実習の概要

臨床実習指導教員は、各実習施設に対して実習前の挨拶訪問、実習期間中の巡回訪問、実習終了後のお礼訪問を行い、臨床実習指導者と緊密な連携をとり学修効率の向上や問題点などの早期解決に努めている。特に実習前の挨拶訪問と実習後のお礼訪問については、診療放射線技師免許を有する教員が訪問することで、臨床実習における専門的な内容についての実施計画や改善点等についてより円滑に、かつ綿密な打ち合わせができるよう配慮した。また例年、臨床実習指導者と臨床実習指導教員との定期的(1回/年)な指導者連絡会を開催し、臨床実習における情報共有を行っているが、令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた。しかし令和5(2023)年度では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、指導者連絡会を約4年ぶりに対面とWebでのハイブリッド形式で開催した。時期は臨床実習が始まる前の5月に開催し、33施設が参加した。令和4(2022)年度までの臨床実習の報告や、令和5(2023)年度の臨床実習の実実施計画、要望等について意見交換を行い、令和5(2023)年度の臨床実習がより充実した内容になるよう協議した。さらに、臨床実習施設の拡充に向け、近隣施設への訪問及び説明を行い、令和5(2023)年度は新たに2施設が臨床実習施設として登録され、当該施設での実習を実施した。

学生及び臨床実習施設からの緊急連絡については24時間対応できるように緊急連絡網を設け教務課事務職員、臨床実習指導教員が協力して体制を整えている。【資料 A-1-7】
【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】【資料 A-1-14】【資料 A-1-15】

A-1-③ 診療放射線技師養成対策

1) 診療放射線技師養成対策の目的

診療放射線技術を実践するための能力および医療人としての自覚を養い、診療放射線技師国家試験への対応能力を養うことを目的としている。

2) 診療放射線技師養成対策の実施状況

3年次後期までに履修した科目の復習および診療放射線技師国家試験出題基準に則り、4年次通年において専門基礎科目、専門科目の各科目に関する「ゼミナール」科目を計12科目配置し講義と演習形式で実施している。この結果、学生は診療放射線技師国家試験受験に対する意識を高め、その対応も視野に入れつつ、基礎知識の整理と統合化を図るとともに、診療放射線技術を実践するための基礎的な能力を養うことができている。更に後期においては、総合的な応用力の充実と、診療放射線技師国家試験への対応能力を養うために、「総合演習」を複数の分野に分けて実施している。このことにより、基礎知識から派生した応用問題に対する対応能力が身に付いてきている。さらに年4回、主に4年次生を対象とした本学教員で作成する国家試験模擬試験、また年3回(そのうち1回は希望者のみ)の全国統一模擬試験(外部委託)、令和2(2020)年度からは他大学作成の国家試験模擬試験を実施し学力の確認を行っている。【資料 A-1-16】【資料 A-1-17】

令和5(2023)年度は例年のように全員出席の国試対策講座の開催ではなく、学生を主体とした自身の学びたい科目を選択し受講する予備授業として国試対策講座を開講した。強制された学びではなく、自ら考え実行する学生の育成に繋げていく。令和5(2023)年度後期からは4年次生が学友とともに自由に学べる環境づくりの一環として、空き教室の開放を行った。学友とともに切磋琢磨し、高めあえる環境として役立っている。

また、1年次生の医療人としての心構えや社会人マナー、大学における学修方法の指導を中心に講義するゼミナール Ia の一環として入学直後の一泊研修を令和 5(2023)年度から再開した。一泊研修では入学生の間接づくりを中心に大学生生活の説明や共同生活におけるマナーを指導している。その折り、上級生を SA(student Assistant)として参加させ、教員からの指導だけでなく、年齢の近い上級生からのアドバイス等を取り入れている。

また、令和 3(2021)年 10 月から施行されたタスク・シフトシェアに伴う診療放射線技師の業務拡大および告示研修に対応するために、実習に必要な機材を整備している。令和 5(2023)年度では、3年次前期配当の「放射線技術学実習Ⅲ・Ⅳ」において、造影剤自動注入装置と静脈路の接続ならびに造影剤投与後の静脈路の抜針および止血に関する手技、上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルからの造影剤の注入・抜去、下部消化管検査のチューブ挿入・抜去に関する手技について、学内実習を行っている。

(3)A-1 の改善・向上方策(将来計画)

学内実習では、3年次に実施される「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」「臨床実習Ⅲ」に備えるための基礎的な実習として、本学保有の装置・機器および設備を活用し、専門領域担当教員指導のもとに効果的な実習指導を行っている。

また、令和 3(2021)年 10 月から施行されたタスク・シフトシェアに伴う診療放射線技師の業務拡大及び告示研修に対応するために、令和 5(2023)年度では実習に必要な機材を整備した。具体的には、新カリキュラムにおける令和 6(2024)年度 3年次前期配当の「放射線技術学実習Ⅳ」において、告示研修に相当する項目である、造影剤を使用した検査や RI 検査のために静脈路を確保する行為、RI 検査医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為、RI 検査のために RI 検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為、動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く)、動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、下部消化管検査(CT コロノグラフィ検査を含む)のため、注入した造影剤及び空気を吸引する行為、上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為についての実習に向けて準備を行った。

なお、画像読影の補助に対応するために、学内実習や臨床技能教育プログラムにおいて人体構造模型や医療画像の観察を含めた基礎医学演習の内容を取り入れている。より充実した実習を実施するために、現役の診療放射線技師の兼任講師による実習項目の充実、改善を進めていく。

臨床実習については、新カリキュラム導入後の学内実習、臨床実習事前教育、事後教育の教育効果について再検証し、より充実した臨床実習となるよう改善を進めていく。具体的には、参加型に向けた臨床実習の在り方についての指導、復習時に後から見返しても内容が明確な臨床実習日誌の書き方の指導、学内日におけるパワーポイントを用いたプレゼンの実施、臨床実習終了報告スライドと終了報告書作成の指導を充実させることにより、診療放射線技師として医療の現場における実践力の向上を図る。

診療放射線技師国家試験対策については、令和 2(2020)年度に立ち上げた国家試験対策ワーキンググループを中心として、IR ワーキンググループと協働して、4年間一貫して学生に国家試験を意識させる取り組みについて、各年次スケジュールの改善を進捗させる。

そして、毎年施行される診療放射線技師国家試験の問題および学内で実施した模擬試験の結果を十分に分析することで、今後も全国平均を上回る合格率を維持できるように「総合演習」および国家試験模擬試験を実施していく。

◆エビデンス集 資料編

- 【資料 A-1-1】 2023 年度 ゼミナール I a 資料
- 【資料 A-1-2】 2023 年度 理工学実験 I 実習書
- 【資料 A-1-3】 2023 年度 理工学実験 II 実習書
- 【資料 A-1-4】 2023 年度 放射線技術学実習 I 実習書
- 【資料 A-1-5】 2023 年度 放射線技術学実習 II 実習書
- 【資料 A-1-6】 2023 年度 放射線技術学実習 III・IV 実習書
- 【資料 A-1-7】 2023 年度 臨床実習指導者要綱
- 【資料 A-1-8】 2023 年度 臨床実習 施設別配属学生
- 【資料 A-1-9】 2023 年度 臨床実習日誌
- 【資料 A-1-10】 2023 年度 臨床実習終了報告書
- 【資料 A-1-11】 2023 年度 挨拶訪問様式
- 【資料 A-1-12】 2023 年度 巡回訪問様式
- 【資料 A-1-13】 2023 年度 お礼訪問様式
- 【資料 A-1-14】 2023 年度 臨床実習指導者連絡会案内
- 【資料 A-1-15】 2023 年度 臨床実習指導者連絡会資料
- 【資料 A-1-16】 2023 年度 「ゼミナール」「総合演習」シラバス
- 【資料 A-1-17】 2023 年度 模擬試験実施日程

[基準 A の自己評価]

学内実習では、診療放射線技師の業務の基盤となる科学現象や、画像検査装置に関する基礎的知識及び装置の保守管理技術、基本的な撮影・撮影技術および画像評価や解剖に関する知識・技術を修得することができる。また、診療放射線技師の業務拡大及び告示研修に対応するために、令和 6(2024)年度の実習に必要な機材を整備した。臨床実習では、医療人としての自覚や診療放射線技師としての役割と責任を実際の医療現場で学ぶことができる。さらに、指導者連絡会を約 4 年ぶりに開催し、令和 5(2023)年度の実習がより充実した内容になるよう協議した。診療放射線技師養成対策として、4 年次生の「ゼミナール」科目や「総合演習」、国家試験模擬試験の実施によって、診療放射線技師国家試験への対応能力を養っている。加えて、令和 5(2023)年度は学生を主体とした自身の学びたい科目を選択し受講する国試対策講座を開講した。これらの事柄について、段階的・体系的に学ぶことで、診療放射線技師として必要な専門的知識を持ち、更には医療人としてのふさわしい人材の育成を進めることができていると評価できる。

基準 B. 社会連携・社会貢献

B-1 大学が持っている資源による社会連携・社会貢献

◀B-1 の視点▶

B-1-①施設開放等、物的資源の社会への提供

B-1-②教員派遣等、人的資源の社会への提供

B-1-③主催する行事による地域社会への貢献

(1)B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2)B-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-1-①施設開放等、物的資源の社会への提供

社会貢献の一環として、講義や学校行事に支障のない範囲で、鳳東町グラウンドの貸出を行っている。地域交流・貢献を目的とする事業において施設開放等を行い、社会に貢献している。【資料 B-1-1】

B-1-②教員派遣等、人的資源の社会への提供

教員派遣等、人的資源の提供においては、教員の専門性を活かした出張講義がなされている。令和 5(2023)年度の教員派遣等について、依頼機関は 5 機関、派遣教員は 3 人、全体の講義開講は 7 回となっている。活動内容としては、医療機関や診療放射線技師会などの職能団体からの依頼を受け、現職者研修に関する講演を行うほか、教員の専門分野を生かした活動もみられる。【資料 B-1-2】

教員のほか学生による人的資源の提供としては、市民活動団体等からの依頼を受け、地域の高齢者や子ども達と学生との異世代交流や地域の絆づくりを目的に、ボランティアとしてノルディックウォーキングや障がいをもつ子どもたちとの交流会等を企画し参加している。また、令和 2 年より堺市近隣の大学や短期大学と連携した「さかい大学市民活動ネットワーク」へ参加し、市民活動(ボランティア等)に関する情報交換や学生の市民活動参加の促進を図っている。

B-1-③主催する行事による地域社会への貢献

本学は診療放射線技師養成校であることから、堺市後援のもと本学 4 号館アリーナを使用し、毎年 2 回「市民公開講座」を計画している。具体的には、大学の知的資源である保健・医療分野の専門性を活かし、堺市における唯一の医療系大学として、市民の皆様の健康の保持と増進に寄与することをテーマに、本学教員や医療関係者等の外部講師による講演を実施することで、地域社会への貢献に努めている。【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】

【表 B-1-1】市民公開講座実施状況

開催日時	テーマ	参加人数
2023 年 5 月 21 日(日)	歯に関するテーマ	新型コロナウイルス感染拡大防止の為、開催中止
2023 年 10 月 21 日(土)	人生 100 年時代「心も体も元気で過ごす食事術」	62 人

◆エビデンス集 資料編

【資料 B-1-1】施設等使用願[法-27 号]、施設等使用願[大-32 号]

【資料 B-1-2】教員派遣等一覧(2023 年度)

【資料 B-1-3】2023 年度市民公開講座実施要領(5 月)

【資料 B-1-4】2023 年度市民公開講座実施要領(10 月)

(3)B-1 の改善・向上方策(将来計画)

堺市唯一の医療系大学として、本学教員の専門性を活かした社会活動について、今後も継続した支援を行っていきと共に、高校訪問やホームページ等を活用し出張講義などを広く周知していく。

本学の人的・知的資源である保健・医療分野の専門性を活かした市民公開講座については、今後継続して計画・開催していくために、コロナ禍の様な状況下においても安全に開催できる環境や方法を検討し開催に努める。また、講演テーマにおいては、市民の皆さまからのアンケートなどを参考に、その時のニーズに沿った内容の提供に努めることで、更なる保健・医療に対する知識の向上や健康の保持を図っていく。

【基準 B の自己評価】

本学では、社会貢献の一環としてグラウンドの貸出、教員派遣による講演・講義の実施、学生のボランティア参加を行っている。また、堺市唯一の医療系大学としての特色を活かした保健・医療分野に関する市民公開講座を令和 5(2023)年度 10 月に再開し、市民の皆さまの保健・医療に対する知識の向上や健康保持の手助けとなっている。以上のことから、本学の社会貢献は適切に行われているものと評価できる。

基準 C. 研究活動・学界活動

C-1 研究活動・学界活動

《C-1 の視点》

C-1-①論文発表

C-1-②研究活動の公開

C-1-③学界活動

(1)C-1 の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

(2)C-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

C-1-①論文発表

本学教員は、その研究成果を論文や著書として社会に公表している。教員の過去 2 年間の論文数は以下の通りである。【表 C-1-1】

【表 C-1-1】令和 4(2022)年～令和 5(2023)年の論文数

年	論文の種類	論文数
2022 年	英文雑誌(査読あり)	5 編
	和文雑誌(査読あり)	1 編
	英文雑誌(査読なし)	1 編
	和文雑誌(査読なし)	4 編
2023 年	英文雑誌(査読あり)	3 編
	和文雑誌(査読あり)	0 編
	英文雑誌(査読なし)	1 編
	和文雑誌(査読なし)	4 編

本学所属で書かれた論文に限る

C-1-②研究活動の公開

本学では「大阪物療大学紀要」を年 1 回発行している。研究活動業績は、紀要巻末の「公開された論文等」に種別して掲載しているほか、大阪物療大学ホームページの教員紹介ページでも教員ごとに主要論文や所属学会などを公開している。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて多くの学会のイベントや大会等が規模の縮小や中止となったが、本学紀要は大学ホームページや“J-STAGE”で広く閲覧に供しており、研究活動についても researchmap や J-グローバルで公開している。

C-1-③学界活動

本学では、大学教員の所属研究分野において、大学の垣根を超えて幅広く学界へ貢献することを大いに推奨している。本学の専任教員は、学識経験者としての専門的な知見に基づき、大学内での教育や研究の枠にとどまらず、広く学界を対象として、病院施設あるいは専門学会での講演会やセミナーなど様々な場面で活動している。

(3)C-1 の改善・向上方策(将来計画)

大学における研究活動の重要性を認識し、特に診療放射線技師養成校として教員の研究活動により得られた成果や論文を公表することで社会に貢献する。原著論文の執筆を促し、研究成果を国内外の学会で発表できる環境を整える。紀要への英語論文の投稿を促し、日本語の論文にも英文抄録を付けることで世界に向かって情報発信できるようにしたい。また、教員が研究をしやすい環境を整備するために、近隣の大学等と連携しながら、研究に必要な幅広いテーマの論文を閲覧できるようにしていきたい。

【基準 C の自己評価】

本学の教員は自身の研究成果を積極的に発表し、論文にまとめている。また、邦文の大学紀要にも英文の抄録を付けることで全世界からも閲覧してもらえるように情報を発信している。更には、教員自身が所属する研究分野において、学会の役員を務める等、学界活動も積極的に行われている。以上のことから、本学の研究活動・学界活動は適切に行われているものと評価できる。

V. 特記事項

手厚い学修支援

本学の最も明らかな特徴は、診療放射線技師を養成する単一学部・単一学科構成の大学である。学生定員は1学年あたり80人であり、教職員数は約40人、うち教員は約20人である。その小ささを積極的に活かし、特に手厚い初年度教育を行っている。

1. 学生：教員比4：1の担任制度

本学では、各学年定員80人の学生を9クラスに分け、約20人の教員がそれぞれのクラスを2人ずつで協力しながら担任している。特に1年次生に対しては、コロナ禍のため中止されていた一泊研修が令和5(2023)年度から再開した。一泊研修は入学直後の新入生がクラス毎に研修を行うことで、早期の相互理解を促す目的で行われている。各研修には、クラスの学生と一緒に教員も参加することで、教員と学生間の交流を深めている。また、1人の教員が担当する学生数は4人程度と非常に少ない人数に抑えられていることから、きめ細やかな面談を行うことができ、新入生がスムーズに大学生活に順応できるよう配慮している。教員1人につき学生4人というのは他学年においても適用されているため、小規模な大学の特徴が最大限に活かされており、学生と教員との距離を非常に近くすることが可能となっている。この結果、教員の目が学生全体に行き届かせることができ、学生の修学状況のみならず、日常生活状況までも把握できるようにしている。

2. 基礎科目の実施

本学では、高等学校で数学や理科科目を十分に学修してこなかった新入生も多い。そこで、高校レベルの数学、物理学、化学、生物学の修得サポートを入学後行い、リメディアル教育科目として、基礎数学・物理学、基礎化学、基礎生物学の3科目を選択科目として開講している。高等学校で数学や理科科目を履修した新入生も復習のために履修することが勧められており、1年次生のほぼ全員がこの3科目を履修している。

3. 数学・物理科目の少人数講義

数学と物理学およびその関連科目は放射線科学の基礎であり、診療放射線技師国家試験合格のためには修得が必要となるが、本学の学生にはこれらの科目を不得意とするものが多いのが現状である。そこで、基礎を固める初年度教育と2年次前期の数学、物理学の関連科目は各学年全体を2教室、あるいは3教室に分け、各教室に30～50人程度の少人数で講義を行っている。数学・物理学担当教員は密に連携しながら各担当クラスの学生をきめ細やかに指導し、専門科目が修得できるレベルに学生を引き上げるように配慮している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 3 条	1-1
第 85 条	○	大阪物療大学学則第 3 条	1-2
第 87 条	○	大阪物療大学学則第 6 条	3-1
第 88 条	○	大阪物療大学学則第 13 条	3-1
第 89 条	○	大阪物療大学学則第 34 条	3-1
第 90 条	○	大阪物療大学学則第 17 条	2-1
第 92 条	○	大阪物療大学学則第 38 条	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	大阪物療大学学則第 40 条 大阪物療大学教授会規程第 10 条	4-1
第 104 条	○	大阪物療大学学則第 34 条	3-1
第 105 条	-	該当なし	3-1
第 108 条	-	該当なし	2-1
第 109 条	○	大阪物療大学学則第 2 条 自己点検評価書 2017 年度 大学機関別認証評価 評価報告書	6-2
第 113 条	○	大学ポータル 本学ホームページ	3-2
第 114 条	○	学校法人物療学園組織規程第 6 条第 2 項	4-1 4-3
第 122 条	○	大阪物療大学入学者選抜第 5 条第 1 項第 4 号	2-1
第 132 条	○	大阪物療大学入学者選抜第 5 条第 1 項第 4 号 大阪物療大学学部規程第 11 条	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	大阪物療大学学則 ※寄宿舎については該当なし	3-1 3-2
第 24 条	○	学校法人物療学園文書取扱規程 別表第 3	3-2
第 26 条 第 5 項	○	大阪物療大学学生懲戒規程	4-1
第 28 条	○	学校法人物療学園文書取扱規程 別表第 3	3-2

大阪物療大学

第 143 条	-	該当なし(本学では代議員会等を設置していない。)	4-1
第 146 条	○	大阪物療大学学則第 15 条	3-1
第 147 条	○	大阪物療大学学則第 34 条	3-1
第 148 条	-	該当なし(特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部はない。)	3-1
第 149 条	○	大阪物療大学学則第 27 条	3-1
第 150 条	○	大阪物療大学学則第 17 条 学生募集要項	2-1
第 151 条	○	大阪物療大学学則第 17 条 学生募集要項	2-1
第 152 条	-	大阪物療大学学則第 2 条	2-1
第 153 条	-	該当なし(学生募集要項に高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者=2年とは明記していない。)	2-1
第 154 条	-	学生募集要項(一、三は記載なし)	2-1
第 161 条	○	大阪物療大学保健医療学部規程第 11 条	2-1
第 162 条	○	大阪物療大学学則第 27 条	2-1
第 163 条	○	大阪物療大学学則第 8 条、第 9 条	3-2
第 163 条の 2	○	大阪物療大学学部規程第 19 条、第 30 条 試験実施規定 13 条	3-1
第 164 条	-	該当なし(特別の過程を開設していない。)	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー カリキュラム・ポリシー アドミッション・ポリシー	1-2
			2-1
			3-1
			3-2
第 166 条	○	大阪物療大学学則第 2 条 自己点検評価書	6-3
			6-2
			1-2
			2-1
第 172 条の 2	○	本学ホームページ 事業報告書	3-1
			3-2
			5-1
			3-1
第 173 条	○	大阪物療大学学則第 34 条	3-1
第 178 条	○	大阪物療大学学部規程第 11 条	2-1
第 186 条	○	大阪物療大学学部規程第 11 条	2-1

大阪物療大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大阪物療大学学則第2条	6-2 6-3
第2条	○	大阪物療大学学則第1条	1-1 1-2
第2条の2	○	大阪物療大学入学者選抜規程	2-1
第3条	○	大阪物療大学学則第3条	1-2
第4条	○	大阪物療大学学部規程第3条	1-2
第5条	-	該当なし	1-2
第6条	-	該当なし	1-2 3-2 4-2
第7条	○	本学ホームページ(教員組織) 大学ポर्टレート	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	-	該当なし	3-2 4-2
第9条	-	該当なし	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	講義計画書(シラバス)	3-2 4-2
第11条	-	該当なし	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	大阪物療大学教員選考基準	4-1
第13条	○	本学ホームページ(教員組織) 事業報告書	3-2 4-2
第14条	○	大阪物療大学教員選考基準第2条	3-2 4-2
第15条	○	大阪物療大学教員選考基準第3条	3-2 4-2

大阪物療大学

第 16 条	○	大阪物療大学教員選考基準第 4 条	3-2 4-2
第 17 条	○	大阪物療大学教育職員候補者選考規程に基づき選考。 大阪物療大学教員選考基準には明記していない。	3-2 4-2
第 18 条	○	大阪物療大学学則第 5 条	2-1
第 19 条	○	大阪物療大学学部規程	3-2
第 19 条の 2	○	大阪物療大学学則第 13 条、第 14 条	3-2
第 20 条	○	大阪物療大学学則第 11 条	3-2
第 21 条	○	大阪物療大学学部規程	3-1
第 22 条	○	学事計画表	3-2
第 23 条	○	講義計画書(シラバス) 時間割	3-2
第 24 条	○	時間割	2-5
第 25 条	○	講義計画書(シラバス)	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	講義計画書(シラバス)	3-1
第 26 条	-	該当なし	3-2
第 27 条	○	大阪物療大学保健医療学部履修規程第 9 条	3-1
第 27 条の 2	○	大阪物療大学学部規程第 15 条	3-2
第 27 条の 3	○	大阪物療大学学則第 13 条、第 14 条	3-1
第 28 条	○	大阪物療大学学則第 13 条	3-1
第 29 条	○	大阪物療大学学則第 14 条	3-1
第 30 条	○	大阪物療大学学則第 15 条	3-1
第 30 条の 2	-	該当なし	3-2
第 31 条	-	大阪物療大学保健医療学部規程第 30 条	3-1 3-2
第 32 条	○	大阪物療大学学部規程第 23 条	3-1
第 33 条	-	該当なし(授業時間制を取っていない)	3-1
第 34 条	○	事業報告書(施設等の状況)	2-5
第 35 条	○	事業報告書(施設等の状況)	2-5
第 36 条	○	本学ホームページ(キャンパスマップ)	2-5
第 37 条	○	事業報告書(施設等の状況)	2-5
第 37 条の 2	○	事業報告書(施設等の状況)	2-5
第 38 条	○	事業報告書 本学ホームページ(キャンパスマップ、図書館)	2-5
第 39 条	-	該当なし	2-5
第 39 条の 2	-	該当なし	2-5
第 40 条	○	本学ホームページ(設備・環境)	2-5

大阪物療大学

第 40 条の 2	○	学舎ごとに必要な施設を備えているため教育研究に支障はない。	2-5
第 40 条の 3	○	計算書類	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学校法人物療学園寄附行為第 1 条、第 4 条	1-1
第 41 条	○	学校法人物療学園組織規程第 4 条	3-2
第 42 条	○	学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条(学生課)	1-2
第 42 条の 2	○	学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条(学生課)	2-1
第 42 条の 3	○	学校法人物療学園事務分掌規程第 6 条(法人事務局)	4-2
第 42 条の 4	-	該当なし(専門職学科なし。)	3-2
第 42 条の 5	-	該当なし(専門職学科なし。)	4-1
第 42 条の 6	-	該当なし(専門職学科なし。)	3-2
第 42 条の 7	-	該当なし(専門職学科なし。)	2-5
第 42 条の 8	-	該当なし(専門職学科なし。)	3-1
第 42 条の 9	-	該当なし(専門職学科なし。)	3-1
第 42 条の 10	-	該当なし(専門職学科なし。)	2-5
第 43 条	-	該当なし(本学は、大学を 2 以上設置していない。)	3-2
第 44 条	-	該当なし(共同教育課程なし。)	3-1
第 45 条	-	該当なし(共同学科なし。)	3-1
第 46 条	-	該当なし(共同学科なし。)	3-2 4-2
第 47 条	-	該当なし(共同学科なし。)	2-5
第 48 条	-	該当なし(共同学科なし。)	2-5
第 49 条	-	該当なし(共同学科なし。)	2-5
第 49 条の 2	-	該当なし(本学は、工学に関する学部はない。)	3-2
第 49 条の 3	-	該当なし(本学は、工学に関する学部はない。)	4-2
第 49 条の 4	-	該当なし(本学は、工学に関する学部はない。)	4-2
第 58 条	-	該当なし	1-2
第 59 条	-	該当なし	2-5
第 61 条	-	該当なし	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大阪物療大学学位規則(学位授与の条件) 第 3 条 学位は、学長が、学則第 34 条第 1 項に規定する卒業に必要な要件を満たした者に対して授与する。	3-1

大阪物療大学

第 10 条	○	大阪物療大学学位規則(学位の名称) 第 2 条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。 ○ 保健医療学部 診療放射線技術学科 学士(診療放射線学)	3-1
第 10 条の 2	-	該当なし	3-1
第 13 条	○	大阪物療大学学位規則第 34 条	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 37 条	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人物療学園寄附行為第 7 条第 2 項 学校法人物療学園寄附行為第 17 条第 13 項 学校法人物療学園寄附行為第 20 条第 12 項	5-1
第 33 条の 2	○	学校法人物療学園寄附行為第 36 条第 2 項	5-1
第 35 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 5 条	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	「私立学校法」の定めに従い(学校法人と役員との関係)について適切に対応している。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 17 条	5-2
第 37 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 12、16、17 条	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 6、7、8、11 条	5-2
第 39 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 7 条	5-2
第 40 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 10 条	5-2
第 41 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 20 条	5-3
第 42 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 22 条	5-3
第 43 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 23 条	5-3
第 44 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 24 条	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人物療学園寄附行為第 48 条 「私立学校法」の規定により責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	学校法人物療学園寄附行為第 48 条 「私立学校法」の規定により責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	学校法人物療学園寄附行為第 48 条 「私立学校法」の規定により責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 5	-	該当なし	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 44 条	5-1

大阪物療大学

第 45 条の 2	○	学校法人物療学園寄附行為第 33 条	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 35 条第 2 項	5-3
第 47 条	○	学校法人物療学園 寄附行為第 36 条	5-1
第 48 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 38 条	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人物療学園寄附行為第 40 条	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人物療学園寄附行為第 37 条	5-1

学校教育法(大学院関係) 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則(大学院関係) 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2

大阪物療大学

第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
第7条の2			1-2 3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条			3-2 4-2
第9条の3			3-2 3-3 4-2 4-3
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5
第20条			2-5
第21条			2-5

大阪物療大学

第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1

大阪物療大学

第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1

大阪物療大学

第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則(大学院関係) 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5

第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去 3 年間)	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去 3 年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)	

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為(紙媒体)	
	学校法人物療学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大学案内 2024	
	大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則(紙媒体)	
	大阪物療大学学則	

大阪物療大学

【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度学生募集要項	
	2025 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧・履修要項 2023	
	学生便覧・履修要項 2024	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人物療学園 2023 年度事業計画書	
	学校法人物療学園 2024 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人物療学園 2022 年度事業報告書	
	学校法人物療学園 2023 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	大学案内 2025 裏表紙	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ)	
	学校法人物療学園規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	理事・監事・評議員名簿	
	2023 年度 理事会開催状況	
	2023 年度 評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間)及び監事監査報告書(過去 5 年間)	
	計算書類(2019 年度～2023 年度)	
	監事監査報告書(2019 年度～2023 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	講義計画書(シラバス)(2023 年版)	
	講義計画書(シラバス)(2024 年版)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	本学 HP	
	https://www.butsuryo.ac.jp/concept/adm_policy.html	
	https://www.butsuryo.ac.jp/concept/curri_policy.html https://www.butsuryo.ac.jp/concept/dip_policy.html	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
		該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
		該当なし

基準 1. 使命・目的等基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	本学ホームページ「建学の精神」「教育研究上の目的」 https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/spirit.html https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/purpose.html	
【資料 1-1-4】	学生便覧・履修要項 2023 p. 4	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	大学案内 2023 p. 14	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-6】	2024 年度 学生募集要項 p. 3	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-7】	大学ポータル https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/0000000524001000.html	
【資料 1-1-8】	大阪物療大学学位規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-1-9】	大阪物療大学保健医療学部規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-1-10】	大学ポータル https://up-j.shigaku.go.jp/school/category02/0000000524001000.html#02	
【資料 1-1-11】	本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」 https://www.butsumyo.ac.jp/concept/curri_policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-12】	本学ホームページ https://www.butsumyo.ac.jp/feature/feature01.html	
【資料 1-1-13】	中・長期計画(2020 年度～2029 年度)	
【資料 1-1-14】	大阪物療大学保健医療学部履修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-1-15】	カリキュラム・マップ	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人物療学園規程一覧	【資料 F-9】と同じ
【資料 1-2-2】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-3】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	本学ホームページ「建学の精神」「教育研究上の目的」 https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/spirit.html https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/purpose.html	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-5】	大学ポータル https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/0000000524001000.html	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-6】	SD 研修記録	
【資料 1-2-7】	自己点検評価・報告書 2021 年度～2022 年度	
【資料 1-2-8】	2024 年度 学生募集要項 p. 3	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-2-9】	学校法人物療学園 2023 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-10】	学校法人物療学園 2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-11】	大学案内 2024	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-12】	中・長期計画(2020 年度～2029 年度)	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 1-2-13】	学生便覧・履修要項 2023 p. 4	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-14】	オープンキャンパス開催一覧	
【資料 1-2-15】	2023 年度事業報告書 p. 13(市民公開講座開催一覧)	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-2-16】	本学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」 https://www.butsumyo.ac.jp/concept/dip_policy.html	【資料 F-13】と同じ

大阪物療大学

【資料 1-2-17】	本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」 https://www.butsumyo.ac.jp/concept/curri_policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-18】	本学ホームページ「アドミッション・ポリシー」 https://www.butsumyo.ac.jp/concept/adm_policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-19】	大学ポータル https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/0000000524001000.html https://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/0000000524001001.html	【資料 1-1-7】と同じ
【資料 1-2-20】	本学ホームページ「学園情報」 https://www.butsumyo.ac.jp/gakuen/gakuen_info/	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2024 年度 学生募集要項 p. 3-4	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	本学ホームページ「アドミッション・ポリシー」 https://www.butsumyo.ac.jp/concept/adm_policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-3】	オープンキャンパス開催一覧	【資料 1-2-14】と同じ
【資料 2-1-4】	2024 年度 高校訪問件数実績	
【資料 2-1-5】	入試概要の変遷	
【資料 2-1-6】	大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-1-7】	入試におけるミスを防止するための入試マニュアル・チェックリスト	
【資料 2-1-8】	入試委員会関連資料	
【資料 2-1-9】	本学ホームページ「アセスメント・ポリシー」 https://www.butsumyo.ac.jp/concept/ass_policy.html	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2023 年度「入学前学習」演習問題	
【資料 2-2-2】	2023 年度新入生「入学前学習 学習会」について	
【資料 2-2-3】	2023 年度育友会懇談会のご案内	
【資料 2-2-4】	ポートフォリオ(学生基本情報) ポートフォリオ(目標設定) ポートフォリオ(振り返り) ポートフォリオ(ディプロマ・ポリシー達成度評価)	
【資料 2-2-5】	2023 年度後期日別時間割(4 年次生)	
【資料 2-2-6】	模試成績データシート例	
【資料 2-2-7】	4 年生三者面談実施資料	
【資料 2-2-8】	オフィスアワーについて(2023 年度前期・後期)	
【資料 2-2-9】	2023 年度「臨床実習」学生配置	
【資料 2-2-10】	臨床実習巡回訪問記録表	
【資料 2-2-11】	2023 年度前期中間授業アンケート集計結果について 2023 年度後期中間授業アンケート集計結果について	
【資料 2-2-12】	2023 年度学生生活等に関するアンケート調査について	
【資料 2-2-13】	学生意見箱(学生掲示例)	
【資料 2-2-14】	一泊研修 スケジュール	
【資料 2-2-15】	2023 年 1 年生 1 泊研修在校生の参加	
【資料 2-2-16】	2024 年度シラバス タスクシフト関連(講義 P155-156・実習 P195-196)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-17】	外部セミナーの受講(2023 年度参加資料)	
【資料 2-2-18】	教員相互の授業参観のお知らせと日程表	

大阪物療大学

【資料 2-2-19】	FD 研修会のテーマと開催日程案内状	
【資料 2-2-20】	ポートフォリオ実施日程	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	学生便覧・履修要項 2023 p. 23-24	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-2】	2023 年度臨床実習指導者要綱	
【資料 2-3-3】	2023 年度 求人依頼先一覧	
【資料 2-3-4】	大学ホームページ「採用ご担当者様」 https://www.butсурyo.ac.jp/offer/	
【資料 2-3-5】	大学ホームページ「在学生就職支援システム」 https://www.butсурyo.ac.jp/student/job_hunt/	
【資料 2-3-6】	2023 年度ディプロマ・ポリシーに係るアンケート	
【資料 2-3-7】	2023 年度就職先施設に対するアンケート集計結果	
【資料 2-3-8】	2023 年度卒業生対象就職アンケート結果	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大阪物療大学保健医療学部学生委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-4-2】	2023 年度奨学生数	
【資料 2-4-3】	2023 年度学研災パンフレット 2023 年度学研災(A タイプ) 2023 年度学研災付帯賠償	
【資料 2-4-4】	2023 年度相談室スケジュール	
【資料 2-4-5】	2023 年学生相談室だより(新入生向け) 2023 年学生相談室だより(2~4 年生向け)	
【資料 2-4-6】	2023 年度医務室利用状況報告	
【資料 2-4-7】	2023 年度学生生活の手引き	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校舎平面図	
【資料 2-5-2】	施設等使用願[法-27 号]、施設等使用願[大-32 号]	
【資料 2-5-3】	大阪物療大学図書管理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-4】	大阪物療大学図書館資料収集方針・選定基準(内規)	
【資料 2-5-5】	2022 年度蔵書点検報告	
【資料 2-5-6】	2023 年度蔵書点検報告	
【資料 2-5-7】	2023 年度図書委員会状況報告	
【資料 2-5-8】	2022 年度図書館学生利用者満足度アンケート結果報告	
【資料 2-5-9】	2023 年度図書館学生利用者満足度アンケート結果報告	
【資料 2-5-10】	4 号館 1~8 階図面 4 号館トイレ図面(3 階、6 階がバリアフリー対応) 4 号館エレベーター図面(2 号機が車イス対応)	
【資料 2-5-11】	2023 年度 履修者数(前期・後期)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2023 年度学生生活に関するアンケート 2023 年度学生生活アンケート集計結果 2023 年度学生生活アンケート集計結果(自由記述欄)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学生便覧・履修要項(2023 年版)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-3】	本学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」 https://www.butсурyo.ac.jp/concept/dip_policy.html	【資料 F-13】と同じ

大阪物療大学

【資料 3-1-4】	新入生オリエンテーション資料(2023 年版)	
【資料 3-1-5】	入職時研修資料	
【資料 3-1-6】	ポートフォリオ(ディプロマ・ポリシー達成度評価)	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 3-1-7】	大阪物療大学保健医療学部規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-8】	大阪物療大学保健医療学部履修規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-9】	講義計画書(シラバス)(2023 年版)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-10】	2023 年度 前期 成績通知書(サンプル)	
【資料 3-1-11】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	大阪物療大学学位規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-13】	第 6 回・第 13 回拡大教授会議事録	
【資料 3-1-14】	第 6 回・第 13 回拡大教授会議事録	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2024 年度大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-2】	本学ホームページ「カリキュラム・ポリシー」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	新入生オリエンテーション資料(2023 年版)	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-4】	学生便覧・履修要項(2023 年版)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-5】	カリキュラム・マップ	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 3-2-6】	カリキュラム・ツリー	
【資料 3-2-7】	卒業要件単位数	
【資料 3-2-8】	シラバス作成(注意事項)	
【資料 3-2-9】	「臨床実習ゼミナール」シラバス 2023 年版(P199-202) 「放射線技術学実習Ⅱ」シラバス 2023 年版(P155-156)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-10】	臨床技能実習評価項目	
【資料 3-2-11】	2021 年度「卒業研究」ポスター発表 2022 年度「卒業研究」ポスター発表	
【資料 3-2-12】	2023 年度前期中間授業アンケート集計結果について 2023 年度後期中間授業アンケート集計結果について	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 3-2-13】	2023 年度第 1 回 FD 研修会実施報告 2023 年度第 2 回 FD 研修会実施報告	
【資料 3-2-14】	2023 年度前期教員相互授業参観報告書一覧(報告者別) 2023 年度後期教員相互授業参観報告書一覧(報告者別)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	大学教育に関するアンケート(2023 年度卒業生)集計結果	
【資料 3-3-2】	2023 年度就職先施設に対するアンケート集計結果	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 3-3-3】	2023 年度就職率 2023 年度国家試験合格率	
【資料 3-3-4】	2023 年度 国家試験後 採用活動表	
【資料 3-3-5】	就職内定先記録 2023 年度(令和 5 年度)卒業生	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪物療大学運営会議規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-2】	大阪物療大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-3】	教授会の意見を聴くことが必要なものとして定める事項に関する内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-4】	大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-5】	学校法人物療学園組織規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-6】	学校法人物療学園事務分掌規程	【資料 F-9】と同じ

大阪物療大学

【資料 4-1-7】	学校法人物療学園文書取扱規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-8】	大阪物療大学会議・委員会一覧(2023年度)	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人物療学園定年退職者の再雇用に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-2】	学校法人物療学園給与規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-3】	大阪物療大学兼任講師に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-4】	大阪物療大学兼任講師給与規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-5】	学校法人物療学園任期制雇用に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-6】	大阪物療大学教育職員候補者選考規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-7】	大阪物療大学教員選考基準	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-2-8】	学校法人物療学園教員業績評価に関する規程	【資料 F-9】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	外部研修受講一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大阪物療大学の学術研究に係る行動規範	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-2】	2023年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート	
【資料 4-4-3】	2023年度公的研究費及び研究活動における不正行為についての理解度チェックシート回答分析(集計結果)	
【資料 4-4-4】	大阪物療大学における研究活動上の不正防止計画	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-5】	「大阪物療大学における人を対象とする研究等倫理審査」に関するチェックシート	
【資料 4-4-6】	大阪物療大学保健医療学部個人研究費規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-7】	大阪物療大学公的研究費マニュアル	
【資料 4-4-8】	大阪物療大学科学研究費助成事業取扱規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-4-9】	科学研究費使用率	
【資料 4-4-10】	誓約書(研究者用)	
【資料 4-4-11】	誓約書(職員用)	
【資料 4-4-12】	誓約書(業者用)	
【資料 4-4-13】	学校法人物療学園における契約に係る取引停止等措置要領	【資料 F-9】と同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人物療学園就業規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人物療学園経理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人物療学園経理規程施行細則	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-6】	学校法人物療学園資産運用に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人物療学園個人情報保護に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人物療学園公益通報に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-9】	大阪物療大学ハラスメントの防止等に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人物療学園監事監査規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-11】	学校法人物療学園内部監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-12】	事務関連書類集	
【資料 5-1-13】	学校法人物療学園理事会運営規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-14】	学校法人物療学園評議員会運用規程	【資料 F-9】と同じ

大阪物療大学

【資料 5-1-15】	大阪物療大学運営会議規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-16】	大阪物療大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-17】	教員会議議事録	
【資料 5-1-18】	事務連絡会メモ	
【資料 5-1-19】	中・長期計画(2020年度～2029年度)	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 5-1-20】	スーパークールビズについて(事務連絡)	
【資料 5-1-21】	大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-22】	学生便覧・履修要項 2023 p.13	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-23】	大阪物療大学危険等発生時対処要領	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-24】	大阪物療大学消防計画	
【資料 5-1-25】	普通救命救急講習(AED講習)記録(2023年度)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人物療学園理事会運営規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人物療学園理事の職務分担に関する内規	【資料 F-9】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	大阪物療大学運営会議規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-2】	大阪物療大学大学運営会議議事録(2023年度)	
【資料 5-3-3】	大阪物療大学教授会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-4】	教員会議議事録(2023年度)	【資料 5-1-17】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人物療学園組織規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-6】	大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-7】	大阪物療大学保健医療学部教務委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-8】	大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-9】	大阪物療大学保健医療学部倫理委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-10】	大阪物療大学保健医療学部予算委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-11】	大阪物療大学保健医療学部入試委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-12】	大阪物療大学保健医療学部広報委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-13】	大阪物療大学保健医療学部就職委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-14】	大阪物療大学保健医療学部図書委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-15】	大阪物療大学保健医療学部 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-16】	大阪物療大学保健医療学部紀要委員会規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-17】	学校法人物療学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-18】	学校法人物療学園監事監査規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-19】	独立監査人の監査報告書(2023年度)	
【資料 5-3-20】	学校法人物療学園内部監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-3-21】	学校法人物療学園評議員会運用規程	【資料 F-9】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中・長期計画(2020年度～2029年度)	【資料 1-1-13】と同じ
【資料 5-4-2】	計算書類及び財産目録(2019年度～2023年度)	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-3】	学校法人物療学園資産運用に関する規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-4-4】	学校法人物療学園 2023年度予算 学校法人物療学園 2024年度予算	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人物療学園経理規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-2】	学校法人物療学園固定資産及び物品管理規程	【資料 F-9】と同じ

大阪物療大学

【資料 5-5-3】	学校法人物療学園経理規程施行細則	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-4】	学校法人物療学園監事監査計画(2023 年度)	
【資料 5-5-5】	学校法人物療学園内部監査規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-6】	学校法人物療学園監事監査報告書(2022 年度)(2023 年度)	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大阪物療大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	大阪物療大学運営会議規則	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-1-3】	大阪物療大学保健医療学部大学評価委員会規程	【資料 F-9】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大学ホームページ「自己点検評価書」 https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/ninsho/	
【資料 6-2-2】	大阪物療大学 IR ワーキンググループ内規	【資料 F-9】と同じ
【資料 6-2-3】	2023 年度第 1 回大学運営会議 資料 5	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	大学ホームページ「自己点検評価書」 https://www.butsuryo.ac.jp/gakuen/ninsho/	【資料 6-2-1】と同じ
【資料 6-3-2】	大学評価委員会議事録	
【資料 6-3-3】	大阪物療大学大学運営会議議事録(2023 年度)	【資料 5-3-2】と同じ
【資料 6-3-4】	2023 年度第 6 回入試委員会議事録 2023 年度第 13 回教務委員会議事録 2023 年度第 12 回学生委員会議事録 2024 年度第 1 回図書委員会議事録 2024 年度第 1 回紀要委員会議事録 2023 年度第 11 回就職委員会議事録 2023 年度第 12 回 FD 委員会議事録 2023 年度第 11 回広報委員会議事録	
【資料 6-3-5】	2023 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-6】	2023 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ

基準 A. 医療人育成

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 診療放射線技師の育成		
【資料 A-1-1】	2023 年度 ゼミナール I a 資料	
【資料 A-1-2】	2023 年度 理工学実験 I 実習書	
【資料 A-1-3】	2023 年度 理工学実験 II 実習書	
【資料 A-1-4】	2023 年度 放射線技術学実習 I 実習書	
【資料 A-1-5】	2023 年度 放射線技術学実習 II 実習書	
【資料 A-1-6】	2023 年度 放射線技術学実習 III・IV 実習書	
【資料 A-1-7】	2023 年度 臨床実習指導者要綱	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 A-1-8】	2023 年度 臨床実習 施設別配属学生	
【資料 A-1-9】	2023 年度 臨床実習日誌	
【資料 A-1-10】	2023 年度 臨床実習終了報告書	
【資料 A-1-11】	2023 年度 挨拶訪問様式	
【資料 A-1-12】	2023 年度 巡回訪問様式	
【資料 A-1-13】	2023 年度 お礼訪問様式	

大阪物療大学

【資料 A-1-14】	2023 年度 臨床実習指導者連絡会案内	
【資料 A-1-15】	2023 年度 臨床実習指導者連絡会資料	
【資料 A-1-16】	「ゼミナール」シラバス 2023 年版 (P211-256) 「総合演習」シラバス 2023 年版 (P255-256)	【資料 F-12】と同じ
【資料 A-1-17】	2023 年度 模擬試験実施日程	

基準 B. 社会連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 大学が持っている資源による社会連携・社会貢献		
【資料 B-1-1】	施設等使用願[法-27 号]、施設等使用願[大-32 号]	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 B-1-2】	教員派遣等一覧(2023 年度)	
【資料 B-1-3】	2023 年度市民公開講座実施要領(5 月)	
【資料 B-1-4】	2023 年度市民公開講座実施要領(10 月)	